

平成 20 年

第 2 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 20 年 6 月 10 日

閉 会 平成 20 年 6 月 16 日

大 津 町 議 会

平成20年第2回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
6月10日	火	午前10時	本会議	開会、提案理由の説明 議案質疑、委員会付託	
6月11日	水	午前10時	委員会	各 常 任 委 員 会	
6月12日	木	午前10時	本会議	一 般 質 問	
6月13日	金	午前10時	本会議	一 般 質 問	
6月14日	土		休 会	議 案 等 整 理	
6月15日	日		休 会	議 案 等 整 理	
6月16日	月	午後2時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				7日間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 平成20年3月例月出納検査の結果について
- 平成20年4月例月出納検査の結果について
- 平成20年5月例月出納検査の結果について

平成20年第2回大津町議会定例会会議録

平成20年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

平成20年6月10日(火曜日)

出席議員	1 番 鈴 木 ムツヨ 5 番 月 尾 純一朗 8 番 大田黒 英 生 11 番 永 田 和 彦 14 番 藤 坂 重 美 18 番 宇 野 光 廣	3 番 新 開 則 明 6 番 坂 本 典 光 9 番 石 原 大 成 12 番 松 永 幸 久 15 番 荒 木 俊 彦	4 番 長谷部 健一郎 7 番 藤 森 昭二朗 10 番 手 嶋 靖 隆 13 番 安 永 美智男 16 番 津 田 桂 伸
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 松 岡 勇 次 書 記 堀 川 美 紀		
地方自治法第121条の規定より説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲 副 町 長 宇 野 博 明 総 務 部 長 首 藤 誠 治 企 画 部 長 徳 永 保 則 会 計 管 理 者 兼 ね て 会 計 課 長 西 村 和 正 福 祉 部 長 松 永 高 春 土 木 部 長 伊 東 貢 土 木 総 括 審 議 員 土 木 部 長 兼 任 工 業 用 水 道 課 長 中 山 誠 也 経 済 部 長 西 本 昇 二	子 育 て 支 援 課 長 大 塚 武 年 総 務 部 総 務 課 長 兼 ね て 地 域 安 全 係 長 桐 原 則 雄 企 画 部 企 画 課 長 兼 ね て 財 政 係 長 木 村 誠 総 務 部 税 務 課 長 田 中 令 児 総 務 部 総 務 課 行 政 係 長 藤 本 聖 二 教 育 長 宮 崎 廣 行 教 育 部 長 大 塚 武 年 農 業 委 員 会 農 事 務 局 長 服 部 次 子	

会 議 に 付 し た 事 件

承認第 1号	専決処分を報告し承認を求めることについて (平成19年度大津町一般会計補正予算(第6号))
承認第 2号	専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町手数料条例の一部を改正する条例)
承認第 3号	専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町税条例の一部を改正する条例)
承認第 4号	専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
議案第34号	大津町瀬田地区生活改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第35号	熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
議案第36号	熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
議案第37号	平成20年度大津町一般会計補正予算(第1号)について
議案第38号	平成20年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第1号)について
議案第39号	平成20年度大津町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
議案第40号	平成20年度大津町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について

平成20年第2回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
平成20年 5月16日 請 願 第 2 号	「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書」提出を求める請願	熊本県菊池市隈府907 全国林野関連労働組合 熊本森林管理署分会 執行委員長 北里 孝徳	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成20年 5月29日 請 願 第 3 号	公共下水道設置に関する請願 (楽善区東組)	楽善区区長 大津町大字大津230番地 2 東 明	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成20年 5月29日 請 願 第 4 号	公共下水道設置に関する請願 (日吉ヶ丘北組)	日吉ヶ丘区区長 大津町大字大津400番地 41 山 川 俊 生	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成20年 5月30日 陳 情 第 3 号	後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情書	大津町大字室1237番地1 山下 道男 大津町大字室1340番地 6-27 日隈 行男	文 教 厚 生 常 任 委 員 会

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 20 年 6 月 10 日 (火) 午前 10 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議会広報編集特別委員会所管事務調査報告について
- 日程第 5 承認第 1 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(平成 19 年度大津町一般会計補正予算 (第 6 号))
- 日程第 6 承認第 2 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(大津町手数料条例の一部を改正する条例)
- 日程第 7 承認第 3 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(大津町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 8 承認第 4 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 9 議案第 34 号 大津町瀬田地区生活改善センター設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 35 号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減
少及び規約の一部変更について
- 日程第 11 議案第 36 号 熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数
の減少及び規約の一部変更について
- 日程第 12 議案第 37 号 平成 20 年度大津町一般会計補正予算 (第 1 号) について
一括上程、提案理由の説明
- 日程第 13 議案第 38 号 平成 20 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
について
- 日程第 14 議案第 39 号 平成 20 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) に
ついて
- 日程第 15 議案第 40 号 平成 20 年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号)
について
一括上程、提案理由の説明
- 日程第 16 議案質疑
- | | |
|--------------------|------|
| 議案第 34 号 | 質 疑 |
| 議案第 35 号及び議案第 36 号 | 一括質疑 |
| 議案第 37 号 | 質 疑 |

議案第38号から議案第40号まで

一括質疑

日程第17 委員会付託

議案第34号から議案第40号まで

請願第2号から第4号まで

陳情第3号

午前10時00分 開会

開議

○議長（宇野光廣君） ただいまから、平成20年第2回大津町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

開会に先立ちまして、去る3月定例会において、選任同意になりました監査委員から挨拶の申し出がっておりますので、この際それを許可します。監査委員、大久保純一君。

○監査委員（大久保純一君） 皆様、おはようございます。去る3月議会の最終日に監査委員の選任同意をいただきました大久保と申します。どうぞよろしく申し上げます。

私はこの3月まで、県の監査を受ける方の立場にありました。しかし今回、町の監査委員を仰せつかったことにより、全く正反対といえますか、逆の立場、観点から最も住民と密接な関係にあります地方自治体の行財政運営を中心に業務を行っていくことになりました。したがって、昨今の地方自治に関する法令等の変化や住民意識の多様化、高まりなどの社会情勢を鑑みますときに、その職責の重大さに身の引き締まる思いがしております。

さて、これからの業務を行っていきますに際しましては、何よりもまず町民の皆さんの視点に立って、地方自治法に述べております地方公共団体の目的、すなわち住民福祉の向上が図られているかを重点に行っていこうと考えております。しかし、私、浅学非才の身であります。これからはばらく多方面にわたっていろんな勉強に追われるかと思えます。どうか皆様のご指導、ご支援を賜りながら、この重責を果たせればと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

これもちまして、甚だ簡単でございますけれども、本日の挨拶といたします。このような機会をいただき、誠にありがとうございました。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宇野光廣君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、永田和彦君、松永幸久君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（宇野光廣君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長大田黒英生君。

○議会運営委員長（大田黒英生君） 皆さん、改めましておはようございます。ただいまから議会運営委員会における審議の経過と報告をいたします。

当委員会は、6月2日午前10時から委員会A室におきまして委員全員、そしてまた議長にも出席を求めて、平成20年第2回大津町議会定例会について審議いたしました。

まず、町長提出議案の11件について執行部より大筋の説明があり、その後、請願・陳情の取り扱いについて協議いたしました。また、議事日程、会期日程、その他の議会運営全般についても協議いたしました。

なお、町長提出議案のうち、承認第1号から承認第4号までの4件については、先に議決すべき案件でありますので、本日の会議において質疑・討論の後、表決することに決定いたしました。

なお、一般質問については10名ですので、一般質問の第1日目は通告者の1番から5番まで、2日目が6番から10番までの順で行うことになりました。

次に、会期日程について協議し、議席に配付のとおり、本日から16日までの7日間といたしました。

なお、最終日に契約案件、人事案件が追加提案される予定です。

以上、宇野議長に答申いたしました。これで議会運営委員長の報告を終わります。議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程（案）のとおり、本日から6月16日までの7日間をしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月16日までの7日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（宇野光廣君） 日程第3 諸般の報告をします。本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 議会広報編集特別委員会所管事務調査報告について

○議長（宇野光廣君） 日程第4 議会広報編集特別委員会所管事務調査報告についてを議題とします。議会広報編集特別委員長から所管事務調査報告の申し出がっておりますので、この際これを許します。議会広報編集特別委員長、荒木俊彦君。

○議会広報編集特別委員長（荒木俊彦君） 議会広報の編集特別委員会の所管事務調査を行いましたの

で、ご報告を申し上げます。

先月5月28日、29日の1泊2日で特別委員会委員の5名と事務局長合わせて6名で鹿児島県内に研修を行いました。目的は、議会広報のあり方について、また編集技術の向上についてであります。初日が午後から鹿児島県の曾於郡ですかね、大崎町というところです。大崎町は人口が1万5千406人で、面積が我が町とほぼ同じ100.8平方キロメートル、議会定数が16人であります。この町は、いわゆる平成の大合併で住民投票が行われ、近隣の4町合併協議から離脱をして単独で進んでいる町であります。その後、お隣の志布志市との合併の動きもあるとお話を伺いました。昨年の9月議会では、この合併問題について議会で賛成、反対の討論が行われ、議会広報にそれぞれの議員の写真も掲載して4人の方の討論を議会広報で報道がなされております。委員会は各常任委員会から2名ずつ、合計で6人で、委員会は任意の委員会としてつくられておりますので、各議員から毎月千円ずつ拠出金を出して運営をしているそうであります。広報の歴史は大変古く、107号を数えております。創刊当時はずっとフルカラーで発行していたそうであります。平成11年から経費節減のために、以前の我が町と同じように表紙以外は2色刷に変更がなされております。県の議長会、全国議長会等で受賞がなされております。ここの広報の特徴は、追跡記事ということで、過去の議員の一般質問を取り上げて、その当時の質問に対して町当局は検討します、あるいは前向きに進めますといったような質問を取り上げまして、あの質問はこのようになりましたと、現在の状況を記事にしているところあります。例えば、何年の何月に〇〇議員が学校建物の耐震性は大丈夫かという質問をしたのに対して、その当時当局が耐震性能の向上を計画的に進めますと答弁しております。そして、現在の状況がどうなっているかを記事にされているのは、大変興味深いものであります。また、裏表紙には、柔らかい記事ということで、町内の小学生、中学生が、もし私が、あるいは僕が町長だったらどうする。あるいは、僕の、私の将来の夢と、こういった作文が載せられて、町民の方に読んでいただいているのではなかろうかと思えます。

2日目の薩摩町についてであります。こちらは17年3月に3町が合併をして、人口が約2万5千人弱、面積が我が町の約3倍、303平方キロメートルございます。議会の定数が合併特例で28人でありましたが、来年改選時には20名に減員をするということが決まっているそうです。こちらでも全国町村議会特別表彰等を受けております。その表彰の内容ですが、町内を流れる川内川の大水害があって、この災害に対して議会としての対応、あるいは臨時議会、そこでの緊急質問、あるいは請願・陳情に対して参考人制度を活用して町民の方の意見を広く聴くと、こういったことが議会広報で報道がなされております。あるいは、老人会、商工会、保育関係団体などの懇談会をこの間、開催をしているそうです。

また、ホームページに議会への質問コーナーが設けてあるそうであります。委員会構成は、各常任委員会から委員長とそのほか1名、合計で6名が特別委員会として構成されております。

議員が28人おりますので、一般質問が毎回10人以上ということで、平均で13.8人、大体1回の定例会で14人の方が一般質問を行われるということで、人数が多いということもあって、1人1ページではとても紙面が足りないということで、1ページにお二人の議員の一般質問を要約をして載

せてあります。ここは、一般質問が終わったらすぐ原稿を本人が書くということで、町長の答弁書とテープを聴きながら本人が会期中に文章をまとめるようになっているそうでもあります。

それから、請願・陳情の結果を必ず、また大きく掲載がなされております。請願者、陳情者名も必ず載せる。あるいは、採択・不採択・審議未了などの結果も、その理由も掲載がなされております。町民が主人公であるということで、そういう意味で非常に徹底をしていることが伺えました。

それから、あと特徴的なのは、本会議場での審議がインターネットでライブ中継がなされているそうです。今のところは、録画して後で見るということはできないらしいですが、そのライブでは町民の方がインターネットで議会の様子を見ることができると。アクセス数はどのくらいあるのかということで伺いましたが、今のところ技術上の問題で、その何件あるかというのはつかんでないということですが、一定の反応はあるというお答えでありました。

以上、大崎町と薩摩町と2つの議会だよりの研修を行い、我が町の大津町議会だよりに今後活かしてまいりたいと思います。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議 長（宇野光廣君） これで、議会広報編集特別委員長報告を終わります。

日程第5 承認第1号から日程第8 承認第4号まで一括上程

提案理由の説明・質疑・討論・表決

○議 長（宇野光廣君） 日程第5、承認第1号から日程第8、承認第4号までの4件を一括して議題とします。

お諮りします。承認第1号から承認第4号までの4件は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号から承認第4号までの4件は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて、平成19年度大津町一般会計補正予算（第6号）につきましては、今回の補正は、地方交付税の特別交付税などの歳入予算の確定に伴う補正が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千376万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億603万8千円としたものでございます。

承認第2号、専決処分を報告し承認をもとめることについて、大津町手数料条例の一部を改正する条例につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が5月1日に

施行されたことに伴い、条例の一部を改正したものでございます。

承認第3号、専決処分を報告し承認をもとめることについて、大津町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が本年4月30日に公布、施行されたことに伴い、条例の一部を改正したものでございます。

承認第4号、専決処分を報告し承認を求めることについて、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が本年4月30日に公布、施行されたことに伴い、条例の一部を改正したものでございます。

承認第1号から承認第4号までの事案は、地方自治法第96条第1項第1号、及び同法第218条第1項の規定による議決事件ですが、急施を要しましたので、同法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

以上、承認案件の提案理由の説明を申し上げましたが、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長をして詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） 企画部長徳永保則君。

○企画部長（徳永保則君） おはようございます。

承認第1号、平成19年度大津町一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。承認第1号、補正予算書の第1ページをお開き願いたいと思います。併せまして、別紙の補正予算の概要を参照願いたいと思います。

第1条で、規定の予算の総額に6千376万5千円を追加し、予算の総額を112億603万8千円とするものでございます。第2条で、翌年度に繰り越して使用することができる経費について、第2表繰越明許費のとおりとしております。第3条で地方債の変更を第3表地方債補正のとおりとしております。今回の補正の主な内容は、地方交付税の特別交付税の確定、地方譲与税等の確定、まちづくり交付金事業関連の額の確定等に伴うもので、急施を要したため3月31日付けで専決処分しました予算を報告し、議会の承認を願うものでございます。平成19年度当初予算101億5千678万円から10億4千925万8千円増、当初費から10.33%の増になっております。

8ページをお開き願います。第2表繰越明許費につきましては、生涯学習センター周辺整備事業等に係るもので、工事請負業者の破産手続きに伴いまして年度内の工事続行が不可能となりましたので、再度残工事部分の発注を余儀なくされたことによるものでございます。

なお、別紙補正予算書の綴りの5ページに先の3月議会定例会で議決いただきました分と併せまして、繰り越しの概要について記載いたしておりますのでご参照願いたいと思います。

また、19年度の一般会計繰越明許費の繰越決算書につきましても、議席に配付させていただいておりますのでご参照願いたいと思います。

9ページをお願いいたします。第3表地方債補正の5、まちづくり交付金事業は、事業費の確定によるものでございます。

7、一般公共事業債は、県営ため池等整備事業上井手大津、大津北部地区県営事業県営大津南部農

免農道整備事業の負担金について充当率が上乘せされたための補正でございます。

次に、歳入から説明をさせていただきます。13ページをお願いいたします。13ページ、款2地方譲与税から16ページの款11交通安全対策特別交付金につきましては、交付額の確定に伴うものでございます。特に16ページ、款10地方交付税6千639万9千円の増額につきましては、特別交付税に係るもので、梅雨前線の豪雨災害に係る経費及びがんばる地方応援プログラムに係る取り組みの経費が新たに措置されております。総額は1億1千639万9千円となっております。がんばる地方応援プログラムにつきましては、企業誘致推進プロジェクト、ごみゼロ作戦プロジェクト、元気大津っこ教育プロジェクトに関するものでございます。

16ページの款13使用料及び手数料の140万円の減額につきましては、ごみ袋売上収入の見込みに伴うものでございます。

17ページ、款15県支出金97万7千円の減額につきましては、県知事選挙委託金の額の確定によるものでございます。

款21町債、目2土木債の1千690万円の減額につきましては、まちづくり交付金事業の事業費の確定、これは本田技研の用地補償費の関係でございます。及び目4農林水産業債費460万円の増額につきましては、先ほどの充当率の上乗せによる増額となったものでございます。

次に、歳出についてご説明をいたします。18ページをお願いいたします。款2総務費、目6県知事選挙費につきましては、3月23日に実施されました選挙に係る経費の確定に伴い223万1千円の減額補正をしております。

19ページをお願いいたします。款4衛生費及び款6農林水産業費につきましては、歳入に伴う財源組み替えでございます。

20ページをお願いいたします。款8土木費、目6のまちづくり交付金事業費は、先ほどの1千690万円の減額になっているものは事業費の確定でございます。

款12公債費の減額につきましては、一時借入金が必要のため全額を減額したものでございます。

21ページ、款13予備費で今回の財源調整をいたしております。

22ページ、給与明細書から24ページにかけましては、先ほど説明しました県知事選挙費に伴う報酬及び職員手当等の減額に係る明細でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） おはようございます。承認第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて、大津町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。議案集の2ページをお願いします。今回、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令及び戸籍法等の一部改正がございましたので、20年5月1日に施行されたことに伴い、大津町手数料条例の一部の改正を行ったものです。

議案集の3ページをお願いします。併せまして説明資料の1ページ、2ページをお願いしたいと思います。今回の条例改正では、戸籍関係の証明の発行条文の関係の改定でありまして、料金と金額の

改定はありません。今回の改正内容で、個人情報保護の観点から、戸籍の公開制度を見直しして、戸籍の謄本、抄本等を請求される場合を制限する改正であり、請求時の本人確認や第三者からの請求の制限などが設けられました。説明資料の1、2ページの新旧対照表区分のところでは戸籍で、(1) 戸籍謄抄本、それから(2) は戸籍の一部記載事項証明、(3) は除籍の謄本・抄本の件、(4) は除籍の一部記載事項の件、次のページの(5) は戸籍などの受理証明書の件になります。(6) については届出に関する写しに関することです。この条文の新しい条文の方で本人の確認等、または第三者の請求のときの確認等が謳われております。戸籍法等では、これまで情報公開の観点から、何人でも戸籍に関する証明書の交付を請求できるとされておりましたが、他人に不正に取得されないように、また他人が虚偽の戸籍届出をすることにより、戸籍に真実でない記載がなされることのないよう、今回の改正で届出や証明書の発行に関して、本人確認や第三者確認を行うこととなります。請求としては、戸籍に記載されている者、またはその配偶者、直系尊属等は請求できるとなり、直系の親族は本人確認と理由を、その他第三者の方は国や県、町への書類提出が必要な場合、また国や県、町の機関の者等についても身分証明と明確な請求理由を提示、書くことが必要となります。確認の方法としましては、委任状または運転免許証や写真付き住民基本台帳カード、写真付きの証明書などとなります。それを持っていない人につきましては、保険証、身分証明書、本人名義の預金通帳など、複数のものを提示していただく必要があるということになります。なお、今回、戸籍等の改正ですが、住民票の請求、届出につきましても、同様に取り扱うことになっております。

議案書の3ページで、附則として、この条例は平成20年5月1日から施行するとしております。

次に、承認第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて、大津町税条例の一部を改正する条例についてご説明します。議案集の4ページです。地方税法等の一部改正が平成20年4月30日に公布、施行されたことに伴い、大津町税条例の一部改正を行ったものです。

説明資料の3ページをお願いいたします。説明につきましては、資料の3ページ、4ページに今回改正の主な内容を掲載しました。5ページから8ページに、3ページですが、5ページから8ページわたって条文順の説明を記入しております。

その次に12ページから75ページまでが新旧対照表となっております。新旧対照表につきましては、ページが多くてたくさんの条文等が、項目がありますので、まず今回の改正の主なものを先に説明をし、その後、条文ごとに説明をしてみたいと思います。

説明資料の3ページをお願いします。今回の改正の概要で、1点目は個人住民税における寄附金税制の拡充です。現行の寄附金税制の変更及び拡充となります。寄附金の控除方式を所得控除から税額そのものの控除に改めるというものになります。

次に、寄附金控除の上限を引き上げて下限を引き下げることになります。これは寄附金の上限は総所得の25%までということで認められておりますが、今回、それを30%まで引き上げますということです。下限額につきましては、寄附金控除につきましては10万円が基準でありましたけれども、これを5千円からの寄附を対象にするということで、所得の30%まで上限が上がり、また10万円から寄附金が該当でしたけれども、今後は5千円以上の寄附金からと寄附を行いやすくした

ものです。

次に、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金のうち、条例により指定したものを町民税寄附金控除対象に追加するという事です。追加するものについては、今回の専決処分は行わないで、町として今後検討することとします。現行で、アの都道府県、市町村または特別区、イの県内の共同募金会、日赤等の寄附金等になります。

次の(2)の地方公共団体に対する寄附金税制の見直しです。これが新設です。ふるさとに対して、貢献または応援をしたいという納税者の想いを実現する観点から、地方公共団体に対する寄附金税制の見直しを行うものです。適用下限につきましては、先ほどの方で5千円の超える部分について、一定限度まで所得税と併せて全額控除されることとなります。税としてAで、地方公共団体に対する寄附金から下限限度額の5千円を引いた10%を基本控除とします。Bでは、寄附金から下限額5千円を掛けて、その先ほど10%の残り、90%から所得税の限界税率を引いたもので、これを特別控除といたします。

なお、Bについては、個人住民税所得割額が最高45万円ですので、これの10%を限度とされており。

対象寄附金は、地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金と合わせて、総所得金額の30%を上限とするものです。平成21年度以後の個人住民税について適用されます。

枠内の具体例として、簡単に申し上げます。自治体への寄附の場合の寄附金控除の計算です。所得650万円、所得税の限界税率20%課税、住民税所得割額45万円の方が町に5万5千円を寄附された場合として計算しました。所得税の所得控除は5万5千円の寄附ですので、これから5千円を引いて5万円を所得控除ということになります。その所得税額への効果については、5万円掛けるの上の限界税率20%で1万円が税額控除されます。これを①とします。

次に、住民税の方です。住民税はAで5万5千円から5千円を引いた10%、5千円を基本控除として税額を引きます。これを②とします。Bは、5万5千円の寄附に5千円引いて、先ほどの10%の残り、90%から下限率20%ですのでこれが70%となりますが、計算しますと3万5千円。これを特例控除ということで③としまして、先ほど言いましたようにBについては、この場合、住民税の45万円の10%限度ですので4万5千円が上限ということになります。

以上で、①、②、③、所得税と住民税の2、3を足しまして5万円となりますので5万5千円の寄附ですけれども、所得税と合わせますと5千円を超える金額は全て全額控除ということになると思います。

一応、参考例としてご報告を申し上げます。

2点目です。個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入になります。公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図る観点から、個人住民税に公的年金からの特別徴収制度を導入するものです。平成21年10月支給分から実施ということになっております。特別徴収の対象は65歳以上の公的年金等の受給者になります。ただし、次の場合においては、特別徴収の対象としないということで、老齢年金の給付の年額が年額18万未満である場合、また特別徴収の税額

の方が年金を超える場合は特別徴収はしないということになっております。

次に、4ページをお願いします。3点目です。固定資産税関係で住宅税制の改正になります。省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の創設です。これまで耐震改修、バリアフリー改修については減額措置がありましたけれども、今回、これに加えて省エネ住宅を追加するものです。平成20年1月1日に存していた住宅で、20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事を行ったものについて、改修工事が完了した年の翌年分に限り、当該住宅に係る固定資産税の税額、120平米までですが、の3分の1を減額するというものです。

なお、この改修工事の要する経費が30万円以上であることになっております。

要件は、下のAからDまでの工事のうち、Aの窓の改修工事、2重サッシ、また複層ガラス化等は1つ含むということになっております。

次に、条文ごとに資料を準備しましたので、ご説明をしたいと思います。説明資料の5ページ、次のページをお願いいたします。大津町税条例の一部を改正する条例、第19条は個人住民税における公的年金からの特別徴収を実施するのに伴い、延滞金の規定を追加するものです。

23条は法人町民税で、公益法人制度改革に伴って民法第34条の規定する社団法人、財団法人等の整理がなされ、人格のない社団等で収益事業を行わない者については非課税とするという法人税の改正です。

31条は均等割の税率ですが、これも法人関係の整理になります。

それから、33条、寄附金税額控除の挿入によって番号の変更となります。

次に34条の2、寄附金を所得控除から税額控除としたために寄附金控除額を削除するものです。34条の7も寄附金の税額控除と、県や町などへの寄附に関するもので、先ほど説明しましたものです。

34条の8、34条の9、36条の2についても、寄附金関係の条文の番号変更です。

次に、38条、41条、44条、45条、6ページの46条、46条の2、47条、47の2、47条の3、それから47条の4、47条の5、47条の6につきましては、先ほど言いました個人住民税の公的年金等の特別徴収に関する項目を定めております。

その手前の5ページの38条で、公的年金等の特別徴収を追加するもので、6ページの47条の2で、公的年金の特別徴収の対象者は65歳以上や方法、それから特別徴収を行わない者等について定めています。先ほど申しました、1つは年金の金額が年額18万円未満である方と特別徴収税額が老齢年金の額を超える場合は特別徴収を行わないということを規定しています。

48条から51条は、公益法人等の整理に伴う条文の整理です。

第54条、独立行政法人緑資源機構が廃止され、独立行政法人森林総合研究所に事業が移管されたための変更です。

次の代56条も法人関係の整理です。

131条は、1つ前の緑資源機構の廃止に伴うものです。

附則の4条の2、これについても公益法人等の条文整理です。

それから、第5条、第6条、次の7ページの第7条は、条文番号、それから法律番号の整理変更になります。

7条の3住宅ローンの特別控除に関するものです。7条の4は、寄附金関係の特例です。

それから、8条は肉用牛の特例です。

それから、10条の2は、条文の整理と、その下に点々で7項とありますけれども、これが先ほど申しました熱損失防止改修、省エネ住宅改修を行った場合の減額規定になります。

10条の3は条文の変更、16条の3は株式等の所得の特例、16条の4から19条は配当、それから先ほど住宅ローンの特別控除、寄附金の控除などを追加するものです。

19条の2の下に上場株式とありますが、株式の譲渡益配当については軽減がなされておりましたけれども、これが削除され、その軽減措置の廃止に伴って適用期限を20年の12月31日までとしても、21年から22年の2年間の特例措置を設けるものです。

それから、19条の5、19条の6、それから20条、20条の2、次の8ページの20条の4、20条の5は、譲渡配当等に関する条文の廃止や追加になります。21条は公益法人等の制度改革に伴うものです。

議案集の27ページをお願いしたいと思います。27ページ。附則で、この条例は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとしています。

以上、よろしくお願ひします。

次に、承認第4号、専決処分を報告し承認を求めることについて。大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明します。議案集は37ページになります。地方税法等の一部改正が平成20年4月30日の公布施行により急施を要しましたので専決処分を報告し承認を求めるものです。

説明資料の4ページのお戻りいただけますか。説明につきましては、説明資料の4ページに改正の主な内容、それから先ほどと同じように9ページから11ページまでに条文の説明を入れております。あと、76ページから98ページまでが新旧対照表となっております。新旧対照表につきましては、これもページが多くてたくさんの項目がありますので、今回の主なものを先に説明して、条文ごとで説明をさせていただきたいと思ひます。

説明資料の4ページをお願いします。4の国民健康保険税の改正について、主な改正点を説明します。平成20年の4月から後期高齢者医療制度が施行され、75歳以上の人は現行の各医療保険制度の対象から外れ、新たに創設された後期高齢者医療制度に加入することとなりました。そこで、国民健康保険税の軽減措置を規定しております。後期高齢者医療制度の創設にあわせて、制度創設のときの後期高齢者又は制度創設後に75歳に達する方が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合において、同じ世帯に属する国民健康保険の被保険者が国民健康保険税について減額措置を受けられるよう所要の措置を講じるというものです。

軽減措置ですけれども、低所得者に対する軽減につきましては、現在軽減を受けていらっしゃる7割、5割、2割世帯の方について、後期高齢者への移行により、世帯の国保被保険者が減少しても5

年間、今までと同様の軽減措置を受けられるというふうになっております。それから、世帯ごとの平等割の軽減につきましては、後期高齢者医療制度への移行により単身世帯となる方についても5年間平等割が半額となるということになります。あと、社会保険などの扶養であった方の減免については、これは申請によるものでありますが、社会保険から被保険者が後期高齢者制度に移行した結果、国保に加入することになる65歳以上の被扶養者についても2年間に限り減免を行うということ等になっております。

次に、(2)が国民健康保険税の課税限度額の変更です。国民健康保険税における課税限度額については、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額のそれぞれについて設定することとし、基礎課税額に係る課税限度額を47万円、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を12万円とそれぞれに設定をされたものです。平成19年については限度額1本で56万円となっております。

次に、丸印しの後期高齢者支援金課税額、これは新しい方式ですけれども、所得割は2%、均等割が6千円、平等割が6千円となります。これは、国保医療分の所得割の100分の10について、医療分保険料を8%、それから新しい新支援分保険料2%ということで分けたものになります。

次の表で説明いたします。真ん中に、表の真ん中に網掛けで新支援分保険料2%ということしております。これが新しい制度です。これまでは医療分と介護分の2本立てでしたけれども、今回の後期高齢者に伴いまして3本立てということで表を分けたものです。

まず、左の欄の所得割につきましては、医療費分の保険料8%とします。平成19年度はこれ1本で、これだけでしたので10%で、この10%を8%と新支援分保険料の2%に分けたものです。

次に均等割ですけれども、括弧内の平成19年3万円を左の2万4千円と、それから6千円に分けたものです。平等割、1世帯当たり、これも3万円を2万4千円と6千円に分けたものです。課税限度につきましては、56万円が47万円と12万円というふうになったものです。

それから、なお、一番右の介護分の保険料につきましては、変更はありません。

次に、次のページの説明資料の9ページをお願いします。条文ごとにご説明します。国民健康保険税条例の一部を改正する条例で第2条は、後期高齢者医療制度の施行により、後期高齢者支援金等の課税について定めるものです。第2項で、国民健康保険医療分課税限度額を47万円、それから3項で後期高齢者支援分課税限度額12万円と規定されます。

第3条は、国民健康保険医療分の所得割額8%ということです。

第4条、国民健康保険医療分の均等割額は2万4千円。

それから、第5条で、国民健康保険医療分の世帯別平等割額を特定世帯以外の世帯を2万4千円、先ほど申しました2万4千円です。それから、その特定世帯については、その半額の1万2千円というふうになります。

それから、4条、5条で説明書に国民健康保険の「国」という文字が抜けております。挿入をお願いしたいと思います。「国」という文字を挿入をお願いしたいと思います。

次に、第5条の(2)特定同一世帯ということで説明をします。特定世帯とは、同一世帯にいる国保の被保険者が後期高齢者に移行され、被保険者が1人になる世帯のことで、これを5年間と規定し

てあります。その上の特定同一世帯所得者の解説ですけれども、後期高齢者医療制度の適用により、国民健康保険の資格を喪失した人で、その喪失日以後も継続して同一の世帯に属する人、ただし国保の喪失から5年を経過すると同一世帯所得者ではなくなるという規定になります。

次の第6条は、ただし後期高齢者の支援金の所得割、2%を規定するものです。

第7条は、後期高齢者支援金均等割額6千円。

それから第7条の2で、後期高齢者支援金世帯別平等割額を特定世帯以外の世帯は6千円、特定世帯はその3千円ということになります。

第8条から、次の10ページの22条までにつきましては、条文等の番号の変更です。

第23条、国民健康保険税の減額です。先ほど言いました低所得者に対する軽減について規定してあります。軽減を受けている世帯については、後期高齢者制度への移行によっても世帯への国保、被保険者が減少しても5年間今まで同様の軽減措置を受けられると。それから、平等割の方も同じく規定してあります。

(1)の軽減7割の方につきましては、1人について1万6千800円軽減する。これは、先ほど2万4千円の7割軽減で1万6千800円ということになります。(1)特定世帯以外は1万6千800円、特定世帯は2分の1の8千400円。同じように、ウで後期高齢者支援金均等割額を1人について4千200円、これは6千円の7割軽減ということで規定してあります。世帯別の平等割についても、(1)特定世帯以外は4千200円、特定世帯は2千100円ということで、同じ考えでしてあります。

次に、5割軽減の方についても同じような計算等となります。均等割1人について1万2千円、(2)の特定世帯6千円、2分の1です。

それから、ウの後期高齢者支援金均等割額、1人について3千円か半額です。それから、平等割額が6千円の5割で3千円ということでございます。

次のページも同じ5割、2割について規定をしてあります。

次に、24条ですけれど、先ほど申しました社会保険などの扶養であった方の減免の規定です。社会保険などの被保険者本人が後期高齢者に移行した結果、国民健康保険に加入することになる65歳以上の被扶養者については2年間に限り減免をされるという規定です。

次の25条から27条までは、条文番号の整理となります。

議案集の44ページをお願いしたいと思います。附則としまして、第1条で、この条例は公布の日から施行する。第2条、適用区分で改正後の大津町健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例によるとしております。

なるべく短くといいですか、わかりやすくと思って説明をさせていただきました。新旧対照表については、もう条文番号等がかなり多くて、ちょっと省略をさせていただいた形になります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（宇野光廣君） これで、提案理由の説明は終わりました。

しばらく休憩します。11時15分から再開します。

午前11時02分 休憩

△

午前11時15分 再開

○議長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 承認第2号について質疑いたします。

ただいまの説明の中で、謄本・抄本と同じく住民票を申請したときも複数の身分証明を求めるというふうに言われたかと、説明されたかと思えます。個人情報保護の観点というのはわかりましたが、もう5月1日よりということ、もう既に専決処分されているということですが、これにより不具合あたりが、例えばそういった複数の証明するものは持たないとか、そういったやつが出てきているのではないかと思われませんが、やっぱりこれは広く周知しないと、そういった不具合が出てくる可能性が大だと思えますが、その点について質疑いたします。

○議長（宇野光廣君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 永田議員の質疑にお答えします。

住民への周知、国民の皆さんへの周知ということだと思いますが、まず町の方では5月広報紙の方で、5月1日から始まりますので、住民票や戸籍抄本・謄本を請求するときには、役場の窓口で本人確認が必要になりますという記事を1つ載せさせていただいております。あと、法務局の方からは、全国に配布してあると思えますけれども、戸籍の窓口での本人確認が法律上のルールになりますということで、免許証掲載とか、そういうパンフレット等についてはつくってあります。5月からスタートしておりますが、特に住民からの、課長の方から不具合と申しますか、そういう報告はちょっと聞いておりませんので、一応。ただ、住民の皆さんには十分ご理解をいただきますように、少々面倒はあるかと思えますけれども、免許証なり、本人の方はですね、免許証と写真とか、住民基本台帳の写真付きとか、いろいろな方法でできますが、他の機関とか第三者の方については、書面による証明、または本人の身分証明書とか、どここの身分証明書というか、そういうのについても提示いただくという形でご協力をいただいております。

○議長（宇野光廣君） 他に質疑はありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 承認第3号と4号についてお尋ねをいたします。

最初に承認第3号の町税条例の一部改正についてお尋ねをいたします。今回、住民税が年金から天引きがなされるということですが、65歳以上の方ですね、大体、60歳からも年金を受給されている方がおられると思いますが、年齢はどうだったかな。65歳ですね、65歳以上の公的年金者のということで、年額18万円未満は対象外ということですが、あるいは年金額を住民税がオーバーする場合も対象外ということですが、ひとつはこの天引き対象者の人数は一体どれぐらい見

込まれているのか。

それから、後期高齢者医療制度では、年金額の半分以上が天引きとなる場合は、そういう方は対象外というふうに理解しておりますが、65歳以上になると介護保険料、それから国保税も確か天引き、さらに住民税が天引きということですが、これを3つあわせて半分以上になっても天引きするのかなと、これが2点目ですね。

それから、国保、今、3つですね、介護保険料、国保税、住民税、優先順位みたいのがあるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。これは第3号です。

次は第4号についてお尋ねしますが、国保税条例の改正です。後期高齢者に対する支援金という名前で税が設けられたわけですが、いわゆるおぎゃーと赤ちゃんが生まれると後期高齢者の支援金を払えということになるわけですね。赤ちゃんから支援金を取るというのは一体どういうことだろうかと思うわけですが、例えば家族が多ければ多いほど、この支援金が増えていきますけど、限度はないのか、あるのかということですね。例えば5人家族、6人家族と、家族が増えれば増えるほど支援金の額は増えていくと。少子化が今問題になっていますが、まさにこれは少子化にブレーキを掛けるような制度だと思うんですけど、限度があるのか、ないのかについてお尋ねをいたします。

それから、もう1点は、後期高齢者医療費の4割をこの支援金で賄うということになっているわけですが、2%と1世帯6千円、1人6千円ということですが、年度ごとにこれを取りすぎたり、あるいは足りないという事態が発生すると思うんですね。要するに町で集めて、それを広域連合に多分おたくはいくらだよということで支払うことになると思うんですけど、この過不足の調整は一体どうやってやるのかということ。これが2つ目。

それから、第24条ですかね、国保の24条、後期高齢者、本人が後期高齢者医療保険に入っちゃったと。そしたら家族が65歳以上の人が1人残されるとか、2人残されるとか出てまいります。こういう世帯は一体何世帯ぐらい該当があるのか。とりあえず、国保についてはその3点についてお尋ねをいたします。

○議長（宇野光廣君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 荒木議員の質疑にお答えします。

税条例の方の3点ですけども、まず1点目が今回住民税を公的年金の方から天引きということで、対象はどれぐらいの方がいらっしゃるかということです。規定では、65歳以上の老齢公的年金ということになりますが、平成19年度で年金受給者の方は約6千300名。そのうちの65歳以上の納税の方が1千200名であります。この1千200名のうちに、この方たちが該当するのではないかというふうに考えております。

2点目ですけども、国民健康保険税の場合に介護保険と合わせて支払金額が2分の1を、年金額の2分の1を超える場合は特別徴収できないという規定がございますが、今回の住民税につきましては、住民税は所得税と介護保険を控除した後の額が住民税より多い場合は特別徴収するというので、国保規定にある2分の1規定は住民税の場合はありませんので特別徴収になるということがございます。

3点目ですけれども、天引き、特別徴収する優先順位ですが、一応規定をされております。保険料の特別徴収する年金については、特別徴収するものについては順番を申し上げます。まず1番目が所得税、2番目が介護保険料、3番目が国民健康保険税、4番目に個人住民税ということに入ってくると思います。この順位で優先順位が決められているところです。

次に、国保税条例の改正についてですけれども、1つ目の0歳から74歳までの方々に負担いただくということで新規制度が入りますけれども、家族が5人、6人の場合に上限はあるのかという質問だったと思います。これについては、均等割等が、これまで国保では3万円の人数ということになっていますが、同じように支援金と国保医療分と2つに分けた場合でも人数の限度というか、制限はありません。人数に応じて均等割は加算されるという形になります。

次の後期高齢者支援金に係る賦課金が広域連合に出す場合という点ですが、これについては後ほど松永福祉部長の方からお答えをお願いしたいと思います。

次の最後の社会保険から国保転入への人数的にどれぐらいの方が他の保険から転入してこられるかということですが、これにつきましては本人申請を前提としておりますので、申請されたものにつきまして減免するという形になります。現時点ではですね、申請を見ないとわかりませんので、今年度の申請等を把握した上でいきたいと思います。様々な各種の社会保険等がありますので、それからこちらに移ってこられる方については申請を見ながら確認をしていきたいと思います。これについては、住民の皆さんへのまたPR等はですね、当然考えていきたいというふうに思っております。

○議長（宇野光廣君） 福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） お答えしたいと思います。

過不足金が生じたときにどうなるのかというご質問だったと思いますけれども、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等に係る総額というのをですね、支払金の方で国全体として計算されます。その中で、大津町はこのくらい払って下さいよという計算式あたりが示されております。その中には、後期高齢者の支援金1人当たりがいくらですよと、それに人数掛けなさいよというような式。それから病床転換支援金についてもこれだけ払って下さいよと。それと、後期高齢者支援金に係る事務費の拠出金がこれだけです。そういったやつを合計したやつが金額が示されます。そのうちから大体全体公費が充てられる分が5割ぐらいありますけれども、例えば療養給付費等の負担金が34%、それから調整交付金が9%程度、それから都道府県の調整交付金あたり、それから退職被保険者等に係る支援金の相当額、そういった諸々のやつを引いた残りをですね、支援金として計算をしております。その支援金の額がですね、国民健康保険の中で大体、今、大津町が10%ということで税率を決めて、見ておりますので、それを大体2%ぐらいになるだろうという試算をしております。非常に厳しい中で試算をしております。今年、ある程度ですね、やってみればどのぐらいの差が出るかというのわかりますけれども、そういった試算になると、支払金の方から出し分についてはですね、全国共通でですね、計算をしとることになってきます。先ほどの中で説明がありました資料の4ページですかね、その中で国民健康保険税という形で医療分を8%、それから支援分を2%、それに介護分が1.5%ということで、あくまでも全体で保険税ということでお願いをしておりますので、その1

0%を超えることはできませんので、その中で特会の中で調整を行うと、介護保険も今までもそのような形で調整を行っていただいております。

以上でございます。

○議長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） もう一度お尋ねをしますが、6千300人、65歳以上を、いわゆる年金生活者が6千300人ということで、そのうち1千200名ぐらいが対象だろうということですが、年金から所得税、介護保険料、国保税、住民税が引かれるということですが、約1千200人がこの住民税の天引き対象と考えてよろしいのかどうか、実際はもう少し減るのかどうかはちょっと確認しておきたいと思います。

それから、国保税の中で医療保険分と支援分、それから介護保険料分ということで分ける。結局は、分けているけど融通しあって、要するにどんぶり、どんぶりは一緒だということだと思うんですね。しかし、これは決算のたびに医療分がいくらで、いくら集めたけど、実際はこれだけだったと。支援分は1年後ですね、いくらもらったけど実際はいくらだったと、介護はどうだったというのば明らかにしていかんと、これ分ける意味がなくなってくるですね。ですから、8%と2%と1.5%、10.5%所得割と。わざわざ分ける必要がなくなってくる。後期支援分が足らんなら医療分から回すということですよ。何でこんな3つに分けるのか。その必要性がわからんということですよ。だったら、1本で国保税として11.5%掛けますと。わざわざ分ける意味合いがないというのがどうも解せないんですけど、わざわざこう分ける、新たに作り立てるためにわざわざ追加したということなのか。なんかわざわざ分ける意味がはっきりしたものがあればお答え願いたいと思います。

以上です。

○議長（宇野光廣君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 荒木議員の再質疑にお答えします。

1千200名の納税者がこれ以上増えるのか、これ以下なのかということですが、65歳以上の方1千200人を想定していますけれども、これ全員の方から天引き対象とはならないと思います。これから減少するものと考えております。

○議長（宇野光廣君） 福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） お答えしたいと思います。

国民健康保険税で今は運営をして今まで来たわけでございますけれども、国民健康保険税自体がですね、非常に市町村の運営が厳しくなってきたということで、新しい制度ができたものというふうに理解しております。その中で、0歳から74歳までの方々については4割、それから後期高齢者、75歳以上の方々については1割、国保の一般世帯、今までは5割だったんですけど、その5割を若い世代と75歳以上の世代ではっきりさせるという1つの狙いがあったのではないかと思います。もう介護保険の場合は1号被保険者、65歳以上の方については同じように取りますが、あとは40歳以上からでございます。それぞれの保険者が、若干制度は違いますけれども、そういった形でですね、国民健康保険制度をですね、今後維持していくためにはですね、どうしてもやっぱりそういっ

た制度ですね、やらなければいけないと。他の各保険者からも応援をさせていただいて、国民健康保険税を堅持していこうというのが国の考え方ではないかというふうに今思っております。

○議 長（宇野光廣君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） 他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 承認第3号と第4号について、承認に反対の立場から討論を行います。

最初に、大津町税条例の一部を改正する条例であります。ただいまの質疑でもありましたが、本来、年金というのは、年金受給者の権利として満額受け取る権利があるわけですね。そうでなければ、国家による詐欺と一緒にじゃないですか。その中から本人が所得税を払うか、介護保険を払うか、国保を払うか、優先順位を決定する権利が本来はあるはずであります。ところが、介護が引かれ、所得税が引かれ、国保税が引かれ、また住民税が引かれると。これは年金受給者の権利侵害になると。また、少ない年金の人にとっては、まさにやりくりですね、今度の年金まで待っているいろいろな支払いをすると。そういうことさえ、そういう権利さえ奪ってしまう制度だと思えます。このままいけば、また今度は75歳になれば今度は後期高齢者医療保険が引かれると。年金とは一体何ぞやというのをやっぱり改めて本来見直すべきではなからうかと思えます。そういう立場から、年金受給者の、いわゆる国民の権利を侵害する制度だという立場から反対をいたします。

次に、承認第4号の国民健康保険税条例の改正であります。75歳以上の私の母親も90歳であります。75になった途端後期高齢者になって、年金から保険料が天引きされてと。それに対して、若い人からは赤ちゃんからも1人当たりいくらということで支援金を取り立てるといのはいかなものかと思えます。それから、要するに支援金と医療分が、いわゆるどんぶり勘定になっているということです。結局、あっちを上げたり、こっちを上げたりと、3つありますからどんどんどんどん上げていくということで、国民の負担がますます名目上、増やす項目が増えたとしか受け取れないわけです。それから、社会保険から後期高齢者に移った人、その扶養家族は申請しないとわからないということ、どうもそういう制度になっているみたいですが、例えばご主人が後期高齢者になった。今まではご主人の扶養で社保だった人は申請しないと無保険者になる人がでてくるのではなからうかと思えます。いずれにせよ、同じ世帯、あるいは夫婦であっても別々の健康保険に強制的に区画分けをすると。こういう制度は本来、私たちの日本では、家族を大事にすると、年寄りは大にすること、年寄りが大事にすることが盛んに言われてきたわけですが、こういう考え方からしても逆行をする制度だと思えます。そういう意味で、国民健康保険税の今回の改正というか、私は改悪だと思えますが、併せて最高限度額が引き上げられた、このことも併せて反対の意思を表明したいと思います。以上です。

○議 長（宇野光廣君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） 他に討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。まず、承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成19年度大津町一般会計補正予算（第6号））を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

次に、承認第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町手数料条例の一部を改正する条例）を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

次に、承認第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町税条例の一部を改正する条例）を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（宇野光廣君） 起立多数です。したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。

次に、承認第4号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（宇野光廣君） 起立多数です。したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。

日程第9 議案第34号から日程第15 議案第40号まで一括上程

提案理由の説明

○議 長（宇野光廣君） 日程第9、議案第34号 大津町瀬田地区生活改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第15 議案第40号 平成20年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの7件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） ただいま提案いたしました承認案件につきまして、ご承認いただきまして、誠にありがとうございます。

議案第34号について、ご説明を申し上げます。

「大津町瀬田地区生活改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でありますが、大津町瀬田地区生活改善センターに冷暖房機を設置するために、条例の一部を改正しようとするものでございます。議案第34号につきましては、条例の一部を改正しようとするもので

あり、条例の一部改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第35号「熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について」及び、議案第36号「熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について」でございますが、下益城郡富合町が、本年10月6日に熊本市と合併することにより、熊本県市町村総合事務組合及び熊本県後期高齢者医療広域連合からの脱退に伴い、地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更でございまして、地方自治法第290条及び第291条11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第37号「平成20年度大津町一般会計補正予算（第1号）について」でございますが、今回の補正は、4月の職員の人事異動に伴う補正及び生涯学習センター周辺整備工事保証金が主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ416万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億5千257万6千円としたものでございます。

議案第38号「平成20年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第1号）について」でございますが、4月の職員の人事異動に伴う補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ807万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7千356万7千円としたものでございます。

議案第39号「平成20年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」でございますが、4月の職員の人事異動に伴う補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億704万4千円としたものでございます。

議案第40号「平成20年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について」でございますが、4月の職員の人事異動に伴う補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額を同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7千5万3千円としたものでございます。

議案第37号から議案第40号までの4議案につきましては、補正予算でございますので、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、なお、所管部長をして詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 議案第34号、大津町瀬田地区生活改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案集45ページをお願いします。瀬田地区生活改善センターに冷暖機を設置するために、条例の一部を改正しようとするものでございます。

説明資料の99ページをお願いいたします。別表の一番下になりますけれども、区分でその他使用時間として冷暖房機使用料1時間につき、それから使用料としまして100円加えるものです。この冷暖房機につきましては、財団法人空港環境整備協会が環境対策助成としまして概ね100万円を限

度としまして協会の負担で設置をされるものでございます。ちなみに使用料の100円につきましては、地区公民館の使用料と同額といたしております。

議案集の46ページをお願いします。附則で、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（宇野光廣君） しばらく休憩します。午後1時から再開します。

午前11時55分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 議案第35号、熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について及び次の議案第36号、熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてご説明します。

議案第35号及び議案第36号の2件は、いずれも下益城郡富合町が平成20年10月6日に熊本市と合併いたしますので、市町村総合事務組合と後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少とそれに伴う規約の一部変更議案です。一括してご説明させていただきます。

まず、議案集の48ページ、併せまして説明資料の100ページをお願いいたします。説明資料の方でご説明いたします。別表第1、組合を組織する地方公共団体から富合町を削除するものです。

次の101ページから103ページに別表第2、組合の共同処理する事務から富合町を削除するものです。

別表第2の3条第1項につきましては、退職手当に関すること、第3条第2号から第8号までの2段目は、消防法及び水防法等の非常勤消防団員等の損害補償の事務に関することです。第3条第9号は、地方公務員等の災害補償に関することです。

次のページの第3条第10号は、住民の交通災害見舞金等に関する事務等です。

次の3条第11号は、自治会館の管理運営に関する事務の取り扱いについて規定してあります。この表の方から富合町を削除するというものです。

次に、議案集の50ページと説明資料の104ページをお願いします。こちらの方は、後期高齢者医療広域連合の組織の件です。説明資料の104ページ、別表第1から同じく富合町を削除するものです。

議案第35号及び議案第36号ともに、附則でこの規約は平成20年10月6日から施行するとなっております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（宇野光廣君） 企画部長徳永保則君。

○企画部長（徳永保則君） 議案第37号、平成20年度大津町一般会計補正予算（第1号）について

ご説明を申し上げます。

別冊の予算書をお願いいたしたいと思います。予算書の1ページをお開き願います。併せまして、補正予算の概要ご参照願いたいと思います。

第1条で、規定の予算総額に416万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を106億5千257万6千円とするものでございます。

内容としまして、歳入では生涯学習センター周辺整備工事補償金416万9千円、及び歳出では4月に人事異動に伴う人件費等の調整、大津保育園の非常勤嘱託保育士1名増の報酬及び室小学校6年生の弱視女子児童に対する学習支援のための拡大読書器の備品購入が主なものとなっています。

歳出から説明いたします。

11ページをお願いいたします。11ページの款1議会費から24ページにかけての款8土木費、項4住宅費までは、人事異動に伴う人件費及び共済費等関連の補正になります。

25ページをお願いいたします。款10教育費では、人件費等関連の補正が主なものですが、項1教育総務費、目2事務局費の節8報償費の関係の学校評議員謝礼は、北小に係る補充者1名分を計上させていただいております。

26ページをお願いいたします。項2小学校費、目1学校管理費では、室小学校の備品購入費として拡大読書器1台29万9千円を計上しております。

項3中学校費では、大津中学校の図書司書を非常勤職員から臨時職員に雇用の変更をさせていただいております。

30ページをお願いいたします。款13予備費で、今回の補正予算に係る財源調整をさせていただいております。

次に、歳入を説明いたします。

10ページでございます。款20、項4、目3の雑入で、先ほど説明しました生涯学習センターの周辺整備工事補償金として416万9千円を計上させていただいております。

なお、人件費等につきましては、給与明細書にて説明いたしますので、32ページをお開き願いたいと思います。一般職の部ですけれども、4月の人事異動に伴います人件費等の補正でございます。1の総括表でございますけれども、一般会計対応の職員数は区分の常勤の欄を参照して下さい。1人増の192人となっております。給与費の比較では、計の785万2千円の増、及び共済費の負担率の確定に伴いまして277万8千円の増と併せまして、合計の1千63万円の増加となっております。

職員手当の内訳等については、下記に記載のとおりとなっております。

以上、よろしく願います。

○議長（宇野光廣君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 議案第38号、平成20年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

予算書をお願いしたいと思います。今回の補正は、職員の人事異動に伴うものです。

1ページをお願いいたします。第1条で、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ807

万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ記載のとおりとするものです。

詳細につきましては、補正予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。歳入に関しましては、款4、項1、目1の一般会計繰入金は、人件費等に充当している一般会計からの繰入金を職員の異動に伴い減額するものです。

8ページをお願いいたします。歳出につきましては、款1、項1、目1の総務管理費は、異動により職員が1人減ったことに伴う給料、職員手当等、共済等の減額と、新たに管理職が1名誕生したことに伴う増額になります。

なお、9ページ、10ページに特別会計職員の給与明細書を記載しております。

つづきまして、議案第40号、平成20年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

別冊の予算書をお願いしたいと思います。今回の補正は、職員の人事異動に伴うものです。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条の収益的収入及び支出の総額は同額で増減はありませんが、支出の方で第1項営業費用を209万2千円増額し、第3項予備費を増額、減額するものです。

2ページをお願いいたします。第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費を209万2千円増額するものです。補正予算書に関する説明書の3ページ、4ページに事業会計の職員の給与明細書を記載しております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） 福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 議案第39号、平成20年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。今回の補正は、人事異動等に伴う補正でございます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億704万4千円とするものです。

歳入について、予算に関する説明書の9ページをお願いいたします。款6、項1、目2地域支援事業支援交付金については、人件費の補正に伴う一般会計繰入金の減額補正です。

歳出について、説明書の10ページをお願いします。款3、項1、目2包括的支援事業費で、節2給料から4共済費については、人事異動等に伴う減額補正です。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） これで、提案理由の説明は終わりました。

日程第16 議案質疑

○議長（宇野光廣君） 日程第16、議案質疑を行います。

まず、議案第34号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第35号及び議案第36号までの2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 議案第37号について質疑いたします。

給与明細書の方の31ページ、32ページについてであります。31ページあたりですね、特別職の明細書を見てみますれば、この共済費が22万2千円とかなり上がっております。32ページにおきまして、先ほど共済費は負担率の増ということの説明されたかと思いますが、ここのところをですね、再度質疑したいんですが、共済会の方からその率が上がってきたのか、それとも別の意味なのか、そういったところのですね、詳細をお聞きしたいと思います。

それと、この32ページの説明の中で、常勤職員が1名増になりましたということの説明されました。機構改革によりまして、いろいろな配置転換あたりがあったかと思いますが、先ほどの公共下水道の方から1名来られたのかなということを考えても、総数は変わらなくてもこちらの方に来られたのかなと思いましたが、機構改革をされたということは、仕事はこちらの方が多くなったのか、それともどこかの箇所がですね、手が足りないということで多くなったのか。ここのところの詳細がわかりますればお聞きしたいと思います。

○議 長（宇野光廣君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 永田議員の質疑にお答えします。

2点ありましたので、まず1点目の共済費が今回277万8千円増額になっております。市町村共済につきましては、県の市町村共済組合の方で、組合員、職員個人が負担する掛金と、それから公共団体が負担する負担金ということで共済の方は運営をされております。今回、20年の4月から掛金率が改定で上がりました。内容につきましては、平成20年4月からの後期高齢者医療制度が設立されるなど、そういう65歳以上の高齢者に係る医療制度が見直しされております。その結果、新たに前期高齢者の拠出金、また後期高齢者支援金が発生をいたしましたので、これについて率が変わったということです。また併せまして、共済組合の組合員の数の減少が続いておりますので、この影響で掛金率が引き上げられたということになります。職員数の減少の方は、毎年大分減っておりますが、16年度マイナス289名、17年度マイナス388名、18年度224名、平成19年度421名ということで年々減っておりますので、相互扶助といえますか、組合員数の減に対する掛金等と後期高齢者制度に伴うもので金額は上がってきております。

それから、今回人件費が、人数は先ほどおっしゃいましたように公共下水道の方が一般会計に1人来たということで、人数総体はですね、変わりません。職員総数は一般、特別会計含めまして204名で、当初予算と同じになっております。今回は、人件費増につきましては、部課制にしました件

で、部長職が単独という形を取りました。それで、部長の5名分と、それから新たに今回の4月の異動で昇格をされました審議員が3名いらっしゃいますので、合わせて8名分が管理職手当及び管理職特別手当ですか、8万円、32ページにあります管理職特別手当、勤務特別手当の8人分の8万円、それから管理職手当の265万6千円ということで増になっておりますのと、その共済費の増によりまして人件費等が増えたということになります。

○議長（宇野光廣君） 永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

共済費についてであります。共済会の方から後期高齢者医療制度が始まるに、そちらの方への拠出金なり何なりが増えたということですが、ということは、後期高齢者医療制度が始まったばかりに、この共済費、これはすべて町民税の負担ですよ、言うならば。町民が結局税負担で、後期高齢者だけではなくて、こういったところで後期高齢者に及んだ税負担が発生したと理解してもいい金額でしょうか。再度、質疑いたします。

○議長（宇野光廣君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 永田議員の再質疑にお答えします。

先ほど申しましたように、市町村共済組合員の共済事業につきましては、掛金と公共団体の負担金ということで賄っております。今回の後期高齢者の分も含めましても、本人の掛金も増額をしておりますし、町村の負担金も増額をしているということで、特定医療等も入りますけれども、公費負担ということについてはご指摘のとおりかと思えます。

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 他に質疑なしと認めます。

次に、議案第38号から議案第40号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17 委員会付託

○議長（宇野光廣君） 日程第17 委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第34号から議案第40号までをお手元に配付しました議案委員会付託表（案）のとおり、所管の委員会に付託します。

また会議規則第92条第1項の規定により、請願第2号から第4号及び陳情第3号を請願・陳情委員会付託表（案）のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後1時22分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成20年第2回大津町議会定例会会議録

平成20年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

平成20年6月12日(木曜日)

出席議員	1番 鈴木 ムツヨ 3番 新開 則明 4番 長谷部 健一郎 5番 月尾 純一朗 6番 坂本 典光 7番 藤森 昭二郎 8番 大田黒 英生 9番 石原 大成 10番 手嶋 靖隆 11番 永田 和彦 13番 安永 美智男 14番 藤坂 重美 15番 荒木 俊彦 16番 津田 桂伸 18番 宇野 光廣
欠席議員	12番 松永 幸久
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡 勇次 書記 堀川 美紀
地方自治法第121条の規定より説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲 子育て支援課長 大塚 武年 副町長 宇野 博明 総務部総務課長兼 兼ねて地域安全係長 桐原 則雄 総務部長 首藤 誠治 企画部企画課長 兼ねて財政係長 木村 誠 企画部長 徳永 保則 総務部 兼ねて会計課長 西村 和正 総務課行政係長 藤本 聖二 福祉部長 松永 高春 教 育 長 宮崎 廣行 土木部 伊東 貢 教 育 部 長 大塚 武年 土木総括審議員 農 業 委 員 会 服 部 次 子 兼ねて事務局長 農 務 局 長 土木部長 中山 誠也 併任工業用水道課長 経 済 部 長 西本 昇二

一 般 質 問

3 番 新 開 則 明 君 p 45～ p 56

1. 水防対策は万全か問う

- (1) 崩壊や決壊、地すべり等の危険箇所の調査はどう進められたか伺う。
- (2) 地域住民の日常の情報や対策の提案はどう考慮されているか伺う。
- (3) 水防に関する訓練や避難対策はどう取り組まれているのか伺う。

2. 生活環境づくりを問う

- (1) 太陽光発電パネル生産の町としてシステムの設置の補助金と件数の町民の反応を伺う。
- (2) 公共の駐車場や公園の外灯に太陽光発電のパネルの設置が望ましいのではないか伺う。
- (3) 廃食用油への助成金に取り組まれているが、燃料化はどう進めていくのか伺う。

3. 三吉原北出口線の対策を問う

- (1) 楽善スポーツ店前交差点の改良と信号機設置はどう対処するのかを伺う。
- (2) 昭和園から桜山交差点までの歩道にクッションシートを張ったウォーキングロードに改良できないか伺う。
- (3) 第二の桜通りとなりつつあるが適正に管理されているのか伺う。

6 番 坂 本 典 光 君 p 56～ p 64

1. 合併問題を問う

- (1) 5月20日新潟県妙高市議会の議員7名が大津町のまちづくり事業の研修に来町された。家入町長は歓迎あいさつの中「4、5年先に大津町は菊陽合志と合併する。だから今の内に駅前楽善線の道路を完成させなければならない」と発言された。私だけでなく同僚議員も聞いている。

家入町長は町長になる前には、四町合併の推進のためマイクを握っていた。

- ① 今後、菊陽町、合志市との合併を進めるということか。
- ② 駅前楽善線は合併前のかげこみ事業か。

2. まちづくり交付金事業について

(1)まちづくり交付金事業は国が40%を補助する。町としては有利な事業であるが、残りは町が負担しなければならない。19年度から23年度までの5年間に42億6千万の事業が計画されている。

その多くが道路工事である。

①業者のための“ばらまき”ではないかとの町民の声があるが。

②大津町の今後のまちづくりのビジョンを明確にし、その道路の位置づけをすべきである。工事をばらまき、借金をつくり、金がなくなったから合併しようでは困る。

5番 月尾 純一郎 君

p 64～p 71

1. 小・中学校の校庭に緑の芝生やグリーンカーテンでエコスクール化を

(1)ますます深刻度を増す地球温暖化の中で子どもたちが熱中症等で大きな被害を受けている。

①小中学校の校庭に緑の芝生を植えて、子どもたちを熱中症から守る考えはないか。

②校舎にゴーヤやヘチマ等緑のカーテンを育て、温暖化を防ぐ考えはないか。

2. 森林セラピーの導入を！

(1)森林セラピーとは森林の持つ“癒しの効果”を生かし、健康増進やリハビリに役立てるもの。

この効果的なメニューの確立を目指す「森林セラピー基地」や「森林セラピーロード」の設置の考えはないか。社団法人・国土緑化推進機構から全国24ヶ所が基地に認定されている。大津町も森林散策や地元食材を生かした誘客企画等を検討し、取り組む考えはないか。

8番 大田黒 英生 君

p 71～p 76

1. 小中学生の携帯電話所持、使用についての利便性と危険性を踏まえて子どもたちに必要性はあるのか

(1)現在、町内の小中学校において、どれだけの数の携帯電話を子どもたちが所持しているか。

(2)携帯電話による犯罪被害ケースはなかったか。メールによる子どもたちのいじめはないか。

(3) 政府の教育再生懇談会において電話の使用の制限、また有害情報から子どもを守るということで、使用の制限を政府に提出されたようですが、これについて教育長の考えは。

2. 町立図書館の利用運営は

(1) これまでの図書館の利用者数は、また、子どもたちの読書離れが指摘されていますが、子どもたちの利用状況は。

(2) 他の図書館において本等の紛失が問題となっているが、本町図書館の現況は。

(3) 運営していく上において、国からも交付税として財政措置した図書購入費があるようであるが、大津町には交付されているのか。交付されていたら金額としてどれだけか。また、地方交付税のため、用途は地方自治体に任されているため、交付額の100%は利用されず、その理由として、地方財政難ということで、その一部は他の方面に利用されているとのことですが当町においては100%図書購入費に利用しているか。

13番 安永美智男君 p76～p81

1. 産業祭を興そう

(1) カライモフェスティバルの20周年にあたり、また、縁あって我が大津町に進出していただいた企業の皆さんに対し、毎年開催されている「カライモフェスティバル」と同時に産業祭を行い、感謝祭にしてはどうか。

2. 元気大津町づくり活動事業について

(1) この企画が成功すれば大津町の将来が明るく、光が見えてくるはずだが、地域通貨「水水」のPRが足りない。大津町のボランティア元年と位置付け、町民に浸透し、継続していく上で、今後どのようにPRしていくのか。

11番 永田和彦君 p87～p98

1. 損か得かの政策評価

(1) 施政方針をネットで検索すれば家入町長とほとんど変わらぬものがズラリとならびしらけてしまう。

広く集められた税によって政策を行う大前提は、町民にとって「損か得か」「良く

なったか悪くなったか」といった損得の分岐点を越えることが必須条件である。たとえば、圃場整備事業によって、やむなく離農する方や負担金発生により可処分所得が減る人は分岐点より下で道路整備により、利便性が上がったり、資産価値が増えた人は分岐点より上だ。つまり、政策の損得を町民の立場で検証するシステムがないと施政方針はただのきれい事となり、行政側の一方通行となる。結局、損得分岐点以下の町民は納税して損をした訳で詐欺にあった被害者と同じになるのである。

2. 職員人事について

- (1) 町長が直接現場に出て仕事をするのはあまりない。だからこそ、人事は重要な施策と言える。町長は明確な人事基準や方法を持ち、町民にとって最適と思える人事をしなければならない。選挙の論功行賞などは以ての外だ。長の責任とは職員が持つ力を十分発揮でき成果をもたらす体制づくりである。

3. 大津町だから出来る教育とは

- (1) 県下で最も元気な町などと言われるが比例する教育はどこにある。
高い報酬を払う教育長は飾りじゃないから、何かやったらどうですか。

15番 荒木俊彦君 p99～p108

1. 後期高齢者医療制度について

- (1) 医療内容を差別していいと考えるか。75歳以上の後期高齢者のドック補助が打ち切られた。希望者には差別なく補助するべきではないか。

2. 人間ドック補助を手厚く国保制度について

- (1) 一般保険者のドック補助が半減された。予防に勝る治療はない。補助制度内容を復活充実させるべきではないか。

3. 駅前楽善線の効果は

- (1) 駅前楽善線は大津駅で止まってしまっただけでは効果が半減する。大津駅西側を蛇行させて、南側に大きく貫通させるべきではないか。

4. 非正規労働者の賃上げを具体的に

- (1) 臨時職が一部嘱託に改善がなされたが、肝心の賃金引き上げは改善されているのか。

5. 公共建築物の耐震・安全は

- (1)特に災害避難所や役場庁舎の耐震性能と対策を具体的に計画予定を立てるべきではないか。

10番 手嶋靖隆君

p109～p114

1. 税金の滞納処理について

- (1)納税については、公正に課税されたものでありながら、一部、納税者の理解を得られないまま、毎年のように滞納繰越が行われ、結果的には完納者との負担、公正、均衡を阻害することになっているので、滞納処分については厳しい対処がとめられる。担当部署では徴収率向上のため、常々、徴収に努力されていると思われるが、進展しているのか？

県内市町村の平均徴収率、類似団体と比較してどうなっているのか？

また、納税意欲を高めるための広報活動等で、創意工夫されたのか。さらに、滞納者を整理するため、臨時的に専従職員による徴収に専念される考えはないかお伺いします。

2. 既存建築物の耐震化の実態について

- (1)本町が所有する建築物については、既に適合性について調査が済んでいると思いますが、地震の予防に備えて、特に災害対策施設、避難所となる学校等、耐震度合いの低い施設は耐震改修が急務を要すると思われるが、対策は出来ているのか。

なお、民間住宅の耐震化の促進については、どのような支援を考えているかお伺いします。

3. 学校事故の補償制度の実態は

- (1)学校事故で最も問題になるのは重大事故の補償問題に進展した場合、事故の救済をどのようにするのか、学校の施設や設備に起因するものか。

なお、本町で過去3年間の事故について教えていただきたい。さらに、学災法制定促進全国協議会等で、どのような活動がなされたのか、又、町単位で学校管理者、賠償責任保険等についてどのような措置をされているのか、お伺いします。

1 番 鈴 木 ムツヨ 君 p 114～ p 126

1. 介護予防と高齢化社会への取り組みを問う

- (1) 高齢者保健福祉計画はどのようになっているのか。
- (2) 高齢者や障害者への日常の困りごとに対応する支援サービスはあるか。
- (3) 認知症の研修やサポーター養成講座への取り組みを。
- (4) 地域包括支援センターの実績は。

2. 新医療制度について

- (1) 後期高齢者医療制度の高齢者への対応と家族への説明は十分に行われているか。
- (2) 無年金者への対応はどうか。

7 番 藤 森 昭二郎 君 p 126～ p 132

1. 男女平等は原点よりみつめて進めたら

- (1) 男女共同社会へ向けての啓発も久しい。男は外、女は内と言う、旧態依然として社会のしきたりのようだ。社会通念、慣習、しきたりなど、男女の平等感は、72% ぐらいの方が、男性が優遇されているようであるとのこと、人間の生命は、男女ともに平等で、幸福へと原点を知り、前に進まなければならない。町長の思いを聞きたいものである。

2. 子どもを一人前に育てるのは大人の責任

- (1) 近頃の日本人の精神が減退しているのではないかと思います。

学力低下、引きこもり、陰湿ないじめ、出生率低下、自殺率は先進国の中では特に多いようです。日本の風土に根ざした深層心理、近代社会を日本人が信じることになった関係で否定的な価値観の矛盾がありはしないかと思います。先人が体験して得た言葉の活用はどうでしょうか。

3. 昭和園のトイレについて

- (1) 昭和園は天津の代表的な公園である。若い方から、高齢の方々まで心体を癒されている。障害者トイレは1つあるが、外は和式の便器である。年配者のためにも三分の一は、洋式の便器があればとのこと。

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 00 分 開議

○議 長 (宇野光廣君) これから、本日の会議を開きます。

ご連絡します。松永幸久君より欠席の届けがあつていますので報告します。

本日の議事日程及び議場内の席次は、議席に配付のとおりです。

今回の一般質問は 1 0 名ですので、本日が 1 番から 5 番まで、明日の 1 3 日が 6 番から 1 0 番までの順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (宇野光廣君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

新開則明君。

○3 番 (新開則明君) おはようございます。議席番号 3 番、新開則明が通告順に従いまして一般質問を行います。

昨日の雨によりまして、少し崩壊場所が出まして、松古閑の地藏堂横が、高さ 5 メーター、幅 4、5 メーターによりまして崩壊しまして、きのう住宅への車の移動ができなくなりましたので、早速片付けていただきました。また、今朝方におきましては、塘町林食堂の前の川向こうが崩壊しているという連絡を受けまして、危険性が少しあるようでした。いずれにしましても、梅雨時でございますので、大雨にならないように、被害が出ないように願っている次第です。

本日は、次の 3 点につきまして質問したいと思います。

1 問目、水防対策は万全かを問うを質問します。

2 問目、生活環境づくりについて問う

3 問目、三吉原北出口線の対策を問う

を質問します。

まず、1 点目の水防対策は万全かでございますが、毎年 6 月中旬から 7 月上旬までぐらい、梅雨の時期がありますが、梅雨の語源としましては、この時期は湿度が高く、カビが生えやすいことから、カビの雨、いわゆるバイウと呼ばれ、これが同じ音の梅雨に転じたという説や、この時期は梅の実が熟するころであるという説から、この時期の説という、梅という季節であるということから来ているようです。この時期は、毎日のように雨が降るから、梅という時が充てられたという説もあります。うっとりしい雨の時期ですが、農作物にとりましては水を得られる大事な時期となっていることも喜ばしいことです。しかし、また強く降りすぎますと土砂災害や人命に関わる災害へとなることも予想

されます。梅雨の時期の大雨は、南西から温かく湿った空気が梅雨前線を活発化させ、雨雲が発生することによるものが多く、南西からの気流というのがポイントになります。気流や雲が山などの障害物にぶつかって大雨になることが多いため、そのため山の南側斜面や西側斜面で雨量が多くなる傾向があるようです。梅雨の時期の被害は過去にも被害があった場所であることが多く、同じような場所勃発することが統計として出ております。また梅雨だけでなく水防に対しましては、台風の日本への上陸数が年間4割が九州に上陸するという気象条件から、それに伴う降雨被害に見舞われることも予想しなければなりません。熊本統計年鑑によりますと、阿蘇山測候所で年間3千ミリから4千ミリ、人吉特別地域気象観測所が2千200ミリから2千800ミリ、次いで牛深測候所、熊本地方気象台の順になっております。断然、阿蘇山に降る雨が多いことがこの数値からわかりますが、阿蘇山に降り続きますと白川が増水し、支流の上井手、下井手等も、当然増水する可能性があり、また集中豪雨による鞍岳山系の水位も被害につながることを考えられます。水害時における水防活動は、敏速かつ適切な対応が不可欠であることから、国をはじめ県や市町村においても、日ごろから地域における水防活動体制の整備は重要であるということになっております。水害の予防としましては、水防管理者は警戒制限が発せられた場合、不測の事態に備えて、1、正確な情報を収集して必要な機関への情報の伝達、2、気象情報を収集し、水害予防のための取水予測や警戒に必要な情報の伝達、3、水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や保留等の水防管理者との連携等があります。大津町におきましても、昨年は白川護岸の崩壊、上井手におけるあけぼの団地のアパート前の崩壊、室町における生活道路の崩壊等があり、ほかにも幾つかの崩壊場所が見受けられました。幸いにして人災がなかったことは、幸せでした。一昨年は上大津地区におきまして山水の浸水があり、消防団や農政課の対応がありましたが、地形次第では災害に見舞われることが、起きることが自然災害の怖さだと思っております。町内中心部における上井手の護岸整備は、上流に向かって右側工事は大体整備ができていますように思いますが、自然災害に対し、十分な検討が必要なことは心掛けなければなりません。崩壊や決壊、地すべり等の危険箇所の調査はどう進められたか、伺いたいと思います。

また、地域住民としましては、日ごろから自分の住んでいるところの危険な部分につきましては、認識を深めておかなければなりません。個人で情報を留めておかず、隣人、友人、組長さん、区長さん、民生委員さん等にも水災害の崩壊、決壊、地すべりの予測をはじめ、家屋への浸水に対する予測も情報提供しなければなりません。情報を提供された水防組織や行政は、的確な判断でどう対応に取り組むべきか、安全性も重視しなければなりません。日ごろどのような方法で情報を受けて、地域住民の日常の情報や対策の提案はどう考慮されているのかをお伺いします。

また、水防に対しましては、個人的にも家の周りの危険度合いを判断したときは、大雨のときは危険度が増したときなど、どこに避難するのか、普段から考えておくことが望ましいことではあります。地域としましては、水害に対する心構えや避難訓練は実施して、敏速な行動ができることが大切ではなかろうかと思っております。水源町上組は灰塚の山の下にございますけれども、杉林がございますけれども、ここは個人的に長雨や山林から浸透した水が土手の法面から出始めると自主的に避難されている方もおられますが、以前この地域はこの山林から道路を挟んで地すべりを起こし、家が崩壊し、

犠牲者が出たのを、多分認識しておられるからだと思っております。法面から水が出たら、隣町の親戚の家に避難されているということを本人から何度か伺ったことがありました。また、昨年大林地区の店屋さんの付近の河川の水位がもう少しであふれるというところまで増水し、危険であったとお聞きしましたが、断続的な雨のときは消防団は警戒とともに待機し、出動の準備をし、警戒水位を超える恐れがあるときは出動などの段階があると思いますが、一般住民に対して避難勧告が出されても、伝達に関して発生している問題点が平成16年の一連の水害や土砂災害で避難勧告が伝わっても住民が避難しないことが課題であると国の機関が呈しておりますが、それには、1、避難勧告の意味合いが不明確であること、2、具体的な基準がなく、判断できないこと、3、災害の要因である自然現象や堤防等の施設の状況が把握できないこと、4、確実性のない段階で判断に限界があることなどが要因して上げられ、また住民側へ避難勧告が発せられても、1、伝わってもどのように行動していいのかわからない。2、住民が自ら危険性を認識できないこと。3、切迫性のない段階での行動に限界があることなどが上げられ、さらに近年の特長といたしましては、高齢者等の要援護者の被災が多いことが挙げられております。ここで考えられますのは、避難勧告の意味合いの理解と高齢者、要援護者の対策ではなかろうかと思われまます。やはりこれらの教習の場や訓練の取り組みが必要かと思ひます。大津町においては、訓練や避難対策はどう取り組まれているのか、お伺ひします。

1 問目の質問を終わります。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） おはようございます。新開議員の一般質問の水防対策についてご答弁を申し上げます。

大変、昨日の雨におきまして、大変、1、2ヶ所、災害が一部出ているようでございますし、またこれも俵山におきまして350ミリということで、西原の方では田んぼが陥没するとか、いろいろな形で大きな被害が出ているようでございますけれども、これは気象庁によりますと、やはり気圧の谷間というか、九州山脈に温かい湿った空気が当たり、そこから集中的に雨が降る状況がこの地域には非常に多いというような話を聞いております。そういう意味におきまして、水防については、これまでいろいろと危険な箇所、関連等については水防会議等や、あるいは個人の情報、区長さんからの情報を基にしながら消防団幹部、あるいは役場関係職員と一緒に現地調査を行いながら、それぞれの地域の危険箇所関連等については、重要な水防区域や災害発生危険箇所、あるいは崩壊土石流出危険箇所などに分けて水防計画書に掲載して対応しておるところでございます。

そういう意味におきまして、おっしゃるように、やはり個人の情報、あるいは個人の水防に備える心構え、そういうのにおきましては、まず個人自身がしっかりと身の回りなり地域のことを十分知っておかなくちゃならないというふうに思っておりますけれども、その危険箇所の度合いがどうかというふうなものもなかなか個人的な状況でわかりにくいこともあるかと思ひますけれども、16年度に土砂災害防止法というような法に基づきまして、県の方で急傾斜地の崩壊危険箇所の基礎調査を実施されております。大津町におきまして、大津室地区の基礎調査を行い、土石災害警戒区域等の指定が必要な区域が判明しておりますので、本年の3月に、その結果を住民説明をさせていただいて、

120名の参加者がなされております。そういう危険箇所関係等の行政からの情報を流しながら、避難や速やかに伝えるような体制の整備を図っておりますし、これに対しましても地域指定を住民に周知するための広報やホームページなどを使って一般に公開し、対応することになっておりますので、そのような調査関連等に基づきまして、それぞれの地域にお話をしておるところでもあります。そういうような危険箇所対策につきましての日ごろの情報は、やはり危険箇所関係等、地元の消防団を通しながら、住民の周知徹底を図っておりますけれども、水防体系ということで気象庁関係等からの警報や注意報、あるいは台風発生などの気象情報に基づきながら、総務課や企画、あるいは土木経済関連等の職員におきまして警戒態勢で対応しております、そういう中で住民の皆さんからの情報を的確に確認しながら、災害防止の対応などに努めておるところでもあります。今後も職員や消防団、地域などと連携して対応をしっかりやっていかなくちやならないというふうに思っております。

また、町では毎年総合防災訓練を実施しておりますが、過去3年間は休日を利用し、中部、北部、南部地区を起点として、地震を想定しての訓練をやっております。昨年は平日でありましたが、町全体で地震による土砂災害や火災発生などを想定し、小中学校の子どもたちを巻き込んだ避難訓練や住民の皆さんの一時避難を想定した訓練をはじめとする各種訓練等を計画的に取り組んできたところでもあります。

水防に関する訓練は避難対策につきましては、水防だけの訓練は最近は行っておりませんが、地域でも旧ミニ特区事業関係の中で、防災計画や防災マップを作成していただいておりますので、それらを活用して地元消防団の皆さんをはじめ地域自主防災組織などと連携を図りながら実施しているところでもあると聞いております。本年につきましても、10月26日の日曜日に防災訓練を実施することに予定しております。嘱託員や民生委員さんの皆さんや消防団などの連携により住民の皆さんが自ら考える防災訓練などを実施していきたい。また、今後は梅雨を迎える前の水防訓練等を含めた地域に合った訓練も計画していかななくてはならないと考えております。本年の防災計画書には、新たに避難準備、情報の提供や大雨洪水警報基準の見直しで、土石災害雨量指数や流域雨量指数などの追加もあっております。また、過去の総合防災訓練の反省点から、非難される住民の利便性を考えて、地域ごとに指定された避難場所も明らかにしたところでもあります。防災無線も今後3年間で整備充実を図っていく予定でございますので、訓練やわかりやすい情報提供などに努めて、安心・安全な防災体制を推進していきたいと考えております。

○議 長（宇野光廣君） 新開則明君。

○3番（新開則明君） 大変こう、水防に対しまして予防はされているようでございますが、この決壊すべきような箇所とか、いわゆる地すべりの箇所とか、そういうのは調査される段階で大津町にしましては大体どれぐらいの数があるのか。それと、避難場所を指定されたということですけども、各家庭には地図による避難を示してあるのか、ただ、どこに避難しなさいということをお口頭で言っているのか、または集会あたりをして確実な避難方法を教えてあるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 避難箇所については、昨年も防災訓練やりましたけれども、各地域の町内ごとの身近なところで、まず第1次避難場所を隔離しながら、そして日ごろの地域の皆さんのその一人一人の状況を把握するために、誰が来てないかなとか、誰はどうなっているかなというような、その辺の情報をしっかりするための訓練をやっておりますので、そういう地域での安全性、あるいはそういう人命に関わるようなところの把握を地域の皆さんでまず第1避難関連で取り組みをお願いしたいということで、昨年そういう訓練をやっております。

また、危険箇所関係等につきましては、先ほど申しましたように、水防計画、防災計画の中で20ヶ所や各地域の危険箇所を取り上げさせていただいているところでもあります。これにつきましては、それぞれの地域の中での危険箇所は地元から上がってきた中で対応していきますけれども、議員おっしゃるように、例えば上井手の左岸関係なり、右岸関係の危険箇所等についても、まだまだ十分ではないのは確かでございます、上井手関連等につきましても、一応は第1次的な防災関係の改修はやっておりますけれども、本年度からまた引きの水、あるいは瀬田地区の方から菊陽までの事業計画を県にお願いいたしまして、今、そちらの方の防災関係を取り組んでおるといような状況です。

おっしゃるように、昨年室町で起きましたけれども、これも地元の区長さん関係からは、ちょっと水が出ておるといような話もあったんですけども、ああいうような状況で、土座りというか、地すべりして大変な被害を被っておりますけれども、昔の石積みというような形で根石がなかったりいろいろやっておりますので、その辺のところについても、十分調査をしながら今後の事業の中に取り入れていけるように指示をしながら安全を保っていききたいというふうに考えております。

○議 長（宇野光廣君） 新開則明君。

○3番（新開則明君） 雨があまり降らんでですね、先ほど申しましたように災害が大きく出ないことを願っております。

では2問目に移ります。2問目の生活環境づくりを問うを質問いたします。

生活環境基盤の整備につきましては、本年度も町の取り組みとして合併処理浄化槽設置者に対する助成、ごみの収集運搬業務の委託費などが取り組まれ、拡流分に住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助、ごみの減量化、資源化事業が示されておりますが、太陽光発電システムの件であります、世界的にも需要がクローズアップされ、クリーンなエネルギーとして注目を浴びていることは言うまでもありません。太陽光発電のメリットではありますが、1、機械的にメンテナンスがフリーであること、2、災害などの有事における影響に範囲が少なく、非常用電源となること、3、パネルに使用されている素材の寿命は半永久的で、機械的、電機部品の交換によるリサイクルが容易であること、4、長期でも効率が低下しないため、任意の規模で利用できること、5、送電のコストや損失を軽減できること、原子力・火力に比べ、廃棄物などが発生しないこと、6、温室効果ガスの排出がないため、ほかにもいろいろな利点がありますが、一方、欠点となる課題としても、1、電氣的・機械的な部品の寿命と総発電量を用いて計算した場合、発電電力あたりのコストが他の発電方法に比べ二、三倍と割高であること、2、発電電力が天候に左右されること、3、夜間発電ができず、蓄電能力がないこと、4、設置面積あたりの発電電力量が既存の発電機に比べ低いことなどがあげられます。

大津町では、既に本田技研さんが生産工場を設立され躍進されておりますが、町民にとりましても、単車の町、ソーラーの町として発展していくことを願っている次第であります。太陽光発電のメーカーも、シャープ、京セラ、三洋電機、三菱電機、三菱重工業、カネカ、富士電気システム、富士プレミアム、昭和シェル、ホンダなどがあり、ほかにMSK、これは建築物一体化のモジュールで世界一であります。2006年8月に中国の太陽電池メーカー大手が買収したということになっております。多くのメーカーがありますが、町としてもクリーンなエネルギーを積極的に支援するために、住宅用太陽光発電システムの設置費用の一部が補助されておりますが、補助金は1キロワット当たり10万円、上限額が30万円で15件予定され、合計450万円ということですが、補助金と件数に対する町民の反応を伺いたいと思います。

また、太陽光発電システムの利用も幅広く活用されるようになってきましたが、庭の庭園灯をはじめ、歩道の誘導灯、有料駐車場のコインスタンドの表示などがあり、中でも公共の駐車場等で点灯しております。代表的なのは、近くに鹿本水辺プラザ、菊鹿社会福祉施設等で設置され、照明と防犯にも役立っているようです。温室効果ガスのDHGの面からも排出量は化石燃料電源の排出量より格別に少なく、日本での1キロワット当たりの発電時のCO₂の発生量は、石炭887グラム、石油478グラム、原子力、風力、太陽光は0グラムとなっており、エネルギー収支の点でも優秀な電源となっております。公共の駐車場は割と日照度合いもよく、公園につきましては通路や低木類の範囲では、感触のいい照明になるのではないかと思います。

このように公共の駐車場や公園の街灯に太陽光発電のパネル設置が望ましいのではないかと思います。この点についてお伺いします。

また、ごみの減量化、資源化事業につきましては、先日の議会広報研修に行きました鹿児島県大崎町を研修しましたが、議会広報全般の研修の後、その他の件でごみの処理とリサイクルについて話題となりました。この町は全てのごみを28種類に分別し、リサイクルされ、埋立込みはわずかしかなかったということでした。すべてリサイクルされ、焼却場を使用しない町として努力され、焼却炉の建設費も要らなく、リサイクルされているということは、大変望ましいことだと思いました。当然、ここでは廃食油を専用容器に入れながら出して、その後代替軽油や石けんにリサイクルされているということでしたが、このような考え次第では、ごみの減量化と資源化、リサイクルされることは環境生活基盤の整備上、大変有効だと思っております。大津町におきましては、本年度から廃食油1リットル当たり10円の助成金が出されていることになりましたが、これを今後どのような方法、手段で燃料化に努めていくのか、お伺いしたいと思います。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 新開議員の生活環境づくりに対しましての地球温暖化対策や環境問題の意識の関係についての一般質問でございますけれども、おっしゃるように太陽光発電につきましての状況につきましては、議会にお願いいたしまして19年の10月から住宅費を太陽光発電システムの設置費補助事業が開始しております。平成19年度で10件の補助を行いましたけれども、本年につきましても5月1日から受付を開始しましたが、1日で15件の予算の件数にも即対応されたというよう

な状況でございます。そういう意味におきまして、当初の議会にお願いしたときに所帯の3%を目標にというようなことでさせていただいておりますけれども、大変住民の皆さんについては環境関連等に関心があるんだなというような思いで嬉しく思っておりますけれども、この予算設置関係等については、何年か、17、18年ごろに、17年度まで県の方の、国の方の補助も一応打ち切られておりますけれども、今回また国の方でも福田ビジョンというような形で検討をされておるようでございますので、その辺の国の補助事業体制も見ながら、大津町といたしましては当初議会の方でお願いしておりますように3%目標にやっけていかななくちゃならない。しかし1件につきまして大体30万円の補助をやっておりますけれども、この金額でいいかどうかというようなことにつきましては、今後担当の方と十分相談しながら、その補助金額についても検討していかななくちゃならないんじゃないかなというような思いをしております。この30万円という金額につきましては、全国的に見ましても、実際やっておるのは18市町村しかございませんけれども、大体上位クラスの方に補助金としてはなっておるようでございます。そういう意味におきまして、家庭用はそうでございますけれども、おっしゃるように今後工業関連等とかいろんな形があると思いますけれども、大津町においても教育支援センターというのを昨年立ち上げておりますけれども、そこに1.5キロワットの太陽光発電システムを設置しております、センター内の電気を賄いながら、売却も行われるというような素晴らしい状況になっておるので、計算的にはおっしゃるように10年で取り戻すというような方向でございますので、そういう意味におきまして、今後につきましてもいろんな形で検討をしていかななくちゃならないんじゃないかなと思っております。先の議会、一般質問の中でも藤森議員の方から言われましたように、上井手関連を利用したその水車、あるいはミニ発電というようなものも大津町においての街灯とかいろんな形の利用も、今検討をさせていただいておりますので、両方を、安い方を状況を検討しながら今後のやっけていく方法を考えなくちゃならない。それぞれのソーラー関連の議員言われますようにたくさんありますけれども、大津町におきましてのソルテックの社長と相談しますと、ホンダさん、全国で単車や車、つくっておりますけれども、太陽光関係の設備というか、やっけておるのはこの大津町の熊本製作所であるということで、今後第1期工事、第2期工事というような形でどんどんと大きくなっていく可能性がありますというような話を聞いております。今まではちょっと販売のルート関係について組織づくりをやっておりましたので、若干遅れておったというような話ですけども、20年度の後半から営業関係もしっかりと力を入れていくというような話を聞いておりますので、大変そういう企業努力というか、大体200万円ちょっとかかりますので、200万円を割るような形の企業努力をお願いできればなというような話を社長の方としてもおるような状況でもございます。

バイオ関係で、ごみ問題の処理関係でございますけれども、大津町におきましても資源ごみ、あるいは循環関係のリサイクル関係等については、いろいろと分別をしながら、あるいはその分別関係等の回収補助というようなものをやらせていただいております。1トン当たり大体1万2千500円ぐらい処理費がかかりますので、そういうのを検討しますと、やっぱり回収関連等についてのごみを出さない、そういうような方法が一番安く負担金が済むんじゃないかなと。今現在、4億円近くの処理料を払っておりますけれども、そういうのを考えますと、バイオ関係を取ってみますとおっしゃるよ

うに、前の一般質問のときに議員おっしゃいましたように、回収方法とかいろんなものを検討しなくちゃならないというようなことを話しておりますけれども、現在、試験的にやらせていただいておりますのは、各回収につきましては一般家庭から出る廃食用油は、紙を巻いて燃やしておったのを、それを止めるための形で、おっしゃるように1リットル10円というような形でやっておりますけれども、これにつきましても回収団体関係にそういう資源ごみ回収をするときに町のポリ容器を設置しながら、住民からはペットボトルなどの廃食油を持参していただいてポリ容器に移しながら町内の廃食油を油燃料関連等をする業者というか、プラントを有する業者が天津町におりますので、そちらの業者の皆さんにお願いをすれば、例えば1リットル今の段階で10円ということで取り引きをしていただいております。その場合、1リットル5円で買い取ってもらいます中で、業者のその廃油関係のバイオディーゼルというような燃料にやられておりました、試験的に自分のところの車で防犯パトロールとかそういうことで使っておられるようでございます。そういうような形で、我々についてもそのバイオ燃料を今後持つていくためには、どれぐらいの量と、どういう形でやっていくかというような、町独自でやるのかどうかということも考えなくちゃなりませんけれども、大体3月27日の日に再生資源回収関係の説明会を開いておりますし、また南の方につきましては4月20日にやっております、その回収実績を見ますと37リットルの回収が行われておるようでございます。またそれと別に、町の中心部におきましても集団回収団体がありませんでしたので、7月から毎月1回、オークスの駐車場におきまして2団体による資源の回収、集団回収が実施される予定になっております。そういう意味におきまして、どれぐらいの量で、どういう形で、今後事業関連でできるかというようなことも検討しながら、今後のバイオ燃料の利用を考えていきたいというふうに思っております。現在、試験的にそういう方向で進めさせていただいておりますところでもあります。

○議長（宇野光廣君） 新開則明君。

○3番（新開則明君） 太陽光発電パネルは15件で450万円ですけれども、この中にホンダのメーカーを付けられたのはどれぐらいあったのか。それと、今後、いわゆる駐車場の照明とか、いわゆる公園の照明とかに太陽光発電パネルを設置した場合、どのような効果と取り付けられる方向に進むのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） ホンダさん関係は、先ほど申しましたように、なかなか営業が行き届いてなかったということで、昨年度1件というような状況でございます。今後につきましては、おっしゃるようにいろいろ今検討をさせていただいておりますので、やはり地球温暖化、あるいは議員おっしゃるようにCO₂の問題を考えますと、行政がまずもってやっていかななくちゃならないというような思いをしておりますので、今後そのような方向性で検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（宇野光廣君） 新開則明君。

○3番（新開則明君） クリーンなエネルギーとして太陽光発電パネルをですね、ホンダさんのせっきくの進出がありますので、ここで大いにソーラーの町として芽生えてくることも願っておる次第です。

また廃食油につきましては、先ほど町長も言われましたように、熱心にいろいろと研究もなされているようでございますので、今後集め方なり、あるいはどういう方法でやっていくのか、それに取り組んでいただきまして、ぜひ公共のバスの、いわゆるディーゼル油として利用ができることを願っております。

3問目に移ります。

3問目の三吉原北出口線について対策を問うてございますが、三吉原北出口線につきましては、桜山交差点の開通、ミルク道路の合流点の開通とともに、産業の大動脈とも言える運送及び通勤の利便性とともに、観光へのアクセス道路として、今や車の流れは激増して、西に熊本市、東に大分県と大変重要な道路となっているのは言うまでもありませんが、車のスピードも上がりつつある中、速度制限の方は50キロに制限規制がなされ、今、実施されておりますけれども、少しずつ守られつつあるように思いますが、生徒の通学・横断に対しましては、不安な点がたくさんございます。最近、北中の正門前には、手押し式の信号が設置されましたが、正門前は不安感が少し和らぎましたけれども、これより少し東側の楽善スポーツ店前の交差点におきましては、危険な面がたくさんあります。住民の通行や車両通行、双方とが油断できない状況になっていることは言うまでもありません。生徒の朝の登校時は、日吉ヶ丘、楽善の皆さんが横断を安全にできるように、毎朝登校を見守っておられます。大変感謝しているところです。この交差点には、南北の通行の往来も多く、北部地区からの通勤をはじめ、町内外への最短の道路として利用が最も多い道路であります。楽善方面からも利用は増大しているところでありますが、接触事故もよく見かけております。この交差点を渡るには、十分な見極めと細心の注意が必要ですが、当然信号機の設置が要望されているのは言うまでもありませんが、以前、警察署との話し合いでは、変形交差点では信号機は取り付けられないという指摘を受けておりますが、直角交差点とすべき改良はどのような対策で進めていくのか、お伺いしたいと思います。

また、この三吉原北出口線は、歩道を歩いたり、ジョギングする人が若年から高齢者まで男女共に大変多く見受けられます。朝は夜明け前から、夜は10時過ぎまででも利用する人が多く、運動する人にとっては大変重要なコースのようです。街灯もあり、歩道の安全性と民家が建ち込んできたのも防犯上安心感もあり、途中の水分補給するコインボックスがあるのも大きな利点だと思っております。人々の健康づくりと地域の防犯対策にも大きく役立っている歩道だと思っておりますが、よく中高年の方から耳にするのは、「スポーツの森はいいですな。クッションシートが張ってあって、歩いてみても腰や膝に当たらずですな。あの近くの人には便利だろうと思いますな」ということをよく伺っております。確かにスポーツの森に近い東地区や南部地区の人たちには最適な運動コースとして利用されていることと思っておりますが、美咲野、日吉ヶ丘、楽善、宇大津、宇室地区の住民の方は、手軽に利用できる、利用時間帯に制限のないクッションシート・ジョギングロードが望まれることも当然のように思います。昭和園の駐車場入口から桜山交差点まで測ってみました2.95キロでした。約3キロでありましたが、この歩道上、片側でもいいんですけれども、クッションシートを張りますと往復6キロで、時間にして歩く人が60分から90分かかり、時間的、距離的にも最適で、健康づくりに大きく役立つのではないのでしょうか。昭和園から桜山交差点まで、歩道にクッションシートを張ったウォーキン

グロードに改良できないか、伺いたいと思います。

またこの路線の桜の木は、本田技研南側道路の桜通りをはじめ第二の桜通りとなりつつありますが、本年も大変素晴らしい桜通りを観賞することができました。桜の木に大小の差があるのは、風倒木になって植え替えられたものも何本かあるためのものだと思いますが、全体的に順調な生育のように思われます。また、適切な業者による管理がなされていることとは思いますが、桜の大敵と言われるテングス病に対しましては、常に手がけて切除、消毒が不可欠だと思っております。桜の木に対しましては、感じていることは、もともと植栽された植木ボックスの横幅が狭いこともあり、桜の木の成長とともに、根は道路側の縁石を变形させ、根が盛り上がっているのも見かける状態になりました。今の段階で桜を保存する考えがあれば、保護対策を施行するのが必要かと思っております。年数をかけて成長した桜でありますので、満開の状況を思い浮かべ、第2の桜通りとなりつつありますが、適正に管理されているのか、伺いたいと思います。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 三吉原の交差点関連等についてでございますけれども、議員おっしゃるように変則で、もちろん前は楽善の都市計画道路の関係がございましたけれども、都市マスタープランによって変更になりまして、一部ちょっとした改良しておりますので、大変危険な状況であるのは確かでございます。そういう意味におきまして、警察の方ともいろいろ相談をしておりますけれども、今後につきましては、本年度測量予算を組ませていただいておりますので、測量をしながら、そして警察と相談しながら、将来的に信号ができるような交差点を検討していきたいというふうに考えております。

それから、ウォーキング関係で大変あそこ、ご利用されている方、翔陽高校をはじめ楽善、美咲野方まで大変歩いておられる、健康でいい道路であると。桜の木もありまして大変素晴らしいところであるし、あるいは室の方は翔陽高校の方から花を植えていただくという、本当に環境的というか、そういう意味では素晴らしい散歩道路であるし、ゴムチップ関係でやれば、片方、例えば南側だけでもやれば本当に素晴らしい散歩コースになるんだなど。時間的に1時間ぐらいのコースになりますので、議員おっしゃるように、その地域の皆さんについては健康的に素晴らしいものになるんだなどと思っております。今、担当の方に計算させますと1平米大体1万円かかるというような話でございます。6千万円か7千万円かかるというようなお話でございますけれども、半分にしても3千万円というような形になりますけれども、今回、まち交事業で当初4.2億円の事業計画をしておりますけれども、予算関係が、国の方の予算がですね、補助金で大体3億何千万円来る予定しておりましたけれども、今回5億何千万円、ちょっと事業費関連で来ておりますので、前倒し関係とかいろんな形で今後県とも相談していかなくちゃなりませんけれども、そういう中で、もしまち交事業の中での健康を目的とする道路として認めていただければですね、40%の補助がありますので、その辺を検討し、ほかの事業も計画に上げておりますので、そういう事業との比較検討をしながら、できるかどうかというようなことを今後検討していきたいと思っております。

もちろん、桜でございますけれども、まだちょっと10年弱でございますので、今、本当に素晴ら

しい桜並木に育っているのは確かです。議員おっしゃるように、まだ縁石の方ははみ出しとか、そういう危険な度合いにはまだなっておりませんが、ホンダの南通りのあの20年近くなる桜の木については、やはり根っこが大きく出ていたりいろいろしておりますけれども、それなりの保護をやっておりますので、歩く場所としてはそう問題ありませんけれども、三吉原につきましては、今後の桜が大きくなる中で、縁石をつくっておりますので、それを外すかどうかとかいろんな形が今後検討されるんじゃないかと思えます。今のところ、成長具合と、それを見ながらやっていきたいと思えますし、剪定関係等については、専門業者にお願いしながら管理はやっておりますので、そちらの方の管理、おっしゃるように、もう1番から根の方もちゃんとしておった方がいいんじゃないかなというようにお話ですが、今のところ十分すくすくと育てておりますので、様子を見ながら今後の検討事項になったときに考えていかなきゃならないんじゃないかなと思っております。

○議長（宇野光廣君） 新開則明君。

○3番（新開則明君） 先ほどのスポーツ店前の信号機でございますが、いわゆる測量費は組まれて、今年測量やってみるということですが、大体信号機の付きそうな、警察との話し合いができるところまで今年進められるのか。あるいは、どういう段階でまだ困難があるのか、その辺と、ウォーキングシートでございますけれども、確かに住民の方からも歩道に一番こう使いやすい三吉原の歩道には利用者が多くてですね、一番こういいところじゃないかという案も上がっておりました。経費が少しかかるようでございますけれども、少しまちづくりの方で予算ができたならですね、やはりぜひ検討される価値はあると思えます。先ほどもなかなかこう歩いてみればいいなという人もスポーツの森あたりで随分こう評価を受けておりますので、ぜひお願いしたいと思えますが。

それと桜の木でございますが、もう既に道路側に縁石が盛り上がっているのが何箇所かあります。これをですね、ある程度早めな処置でやった方がいいんじゃないかと思えますけれども、せっかく成長した桜でありますので、また切って小さいのに植え替えるということは、これは非常にこう残念なことになるので、今の桜をですね、ぜひ活かす方法を取っていただきたいと思えます。

とりあえず、交差点のところの信号機につきまして、町長のお考えと、桜を今後どうするか、もう一度、お確かめしたいと思えます。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 交差点につきましては、今言ったような形、信号のできるような形ですね、警察と十分相談をやっていきたいと思えますし、桜の木につきましては、おっしゃるように1、2ヶ所の縁石関係でございますけれども、様子を見ながら歩行される方の安全を確保していきたいというふうに思っております。

ゴムチップについては、今後の検討課題ということで十分検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（宇野光廣君） 新開則明君。

○3番（新開則明君） 交差点のところが一番心配ですが、これをできるだけですね、家の住宅にかからんような設計ができればですね、それに越したことはないんですけども、最悪の場合、い

ろいろな方法があると思います。信号機が確実に付くのが、一番こうあそこの交差点にとりましては大事なことでありまして、地域住民の方も、既に一番願っているところでもあります。また、通勤をする人に対しましても、非常にこう朝等には気を遣っておられます。ですから、ぜひともその辺あたりの信号機の設置に対しまして、強力に進めていただきたいと思っております。

質問を終わります。

○議 長（宇野光廣君） しばらく休憩します。11時5分から再開します。

午前10時56分 休憩

△

午前11時07分 再開

○議 長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂本典光君。

○6番（坂本典光君） おはようございます。坂本典光が一般質問いたします。

1問目は、合併問題を問うであります。5月20日、新潟県妙高市議会の議員7名が大津町のまちづくり事業の研修に来町されました。家入町長は歓迎挨拶の中で、4、5年先に大津町は菊陽、合志と合併する。だから、今のうちに駅前、楽善線の道路を完成させなければならないと発言されました。これは、私だけでなく、同席した同僚議員も聞いております。もともと家入町長は、町長になる前には、4町合併の推進のためにマイクを握っておられました。今後、家入町長が再選されたら、菊陽町、合志市との合併を進めるということか、お尋ねします。

また、駅前楽善線は、合併前の駆け込み事業なのか、お尋ねいたします。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 坂本議員の合併問題についての質問でございますが、これにつきましては、3月の施政方針演説で町村合併問題について述べておるとおりでございます。その折り、町村合併は除けて通ることのできない大切な問題であり、合併は必要と考えておりますが、それまでは大津町の高さを掘り起こした地域づくり、強い行政、行財政の基盤を築き、近隣町村と有効な関係を取りながら、そして町民の意識を大切に、温かい思いやりのあるまちづくりを目指していきますというようなことで答弁をさせていただいて、施政演説で述べさせていただいております。新潟県につきまして、同僚議員と、大田黒議員もお見えになったと思いますけれども、うちの担当職員もおりました。そういう施政演説の方針の中で申しておりますように、私の方で言いましたのは、平成19年度からまちづくり交付金事業に取り組んでおりますということと、この交付金事業は、40%の補助事業なので、今、やっておかなければならない。また、今、職員を激励しながら、この事業を推進しておると。今まで中心地が手つかずで未整備のため、まちづくり交付金事業を活用して5、6年掛けて整備をしていきたいと。そういうまちづくりをしっかりとやりながら、地域との合併問題は考えていくというような話をしておりますし、大津、菊陽、合志との合併は、白紙になったというような話をしております。隣の菊陽町は、ソニーや富士フイルムがあり、強い町であり、大津町をしっかりと創り上げた段階でご相談をさせていただくことに。または、合併は4、5年先になるのではないかと。道州制のこ

ともあるので、その辺を考えながらまちづくり合併を考えていくというような話を申し上げております。合併問題に関しては、本年の、先ほど申しました施策・方針の中で述べておりますようなことで考えておまして、大津町においても単独の道を選択し、まちづくりを進めているところであり、国や県においては財政が厳しい状況にありますが、幸いにして大津町においては企業の功績などにより、平成17年度から3年連続の普通交付税不交付団体となり、また20年度においても普通交付税不交付団体になるような見込みであります。国や県レベルでの道州制や政令指定都市などの動きがあるようでございますが、大津町は歴史的に宿場町として周辺町村の中心地として栄えたという、そういう思いが私にもあります。そのような思いの中で、将来的には町村合併問題は除けて通れない部分ではあるかと思いますが、まずは町の顔となる駅前周辺や市街地の再整備を図り、元気な大津町をつくるのが先決であると考えております。合併については、菊陽・合志の首長さんとも話しておりますけれども、全然合併についての話はやってくれるなというような今の状況でもあります。西原の方の首長さんについては、今、南部工業団地について大津町が水関係でお世話になっておりますので、友好関係をしっかり取りながら合併については、今後について検討していきましょうというような状況でございますので、今、大津町は、やはり今の状況をしっかりと踏まえながら、強い大津町をつくっていくのが先決であると考えております。また、駅前楽善線でございますけれども、この駅前楽善線につきましては、大津町の都市計画マスタープランが平成12年につくられておりますが、JR肥後大津駅の利便性向上を図り、南北交通網の整備を行うというという考えの下に計画された路線であり、平成18年度に議会で議決いただきました大津町振興総合計画の中の重点的、戦略的に進める分野のうち、町の顔、中心市街地をつくり、重点的に取り組む事業として位置づけております。また、基本計画の中では都市計画道路は中心市街地活性化に大きな影響を与えるものであり、整備計画の全体的な見直しを行い、必要性、緊急性の高い道路については、早期の完成を目指すという方針の下、県道大津植木線から、駅前交差点から三吉原北出口線の楽善交差点までの路線見直しと約1キロの早期開通を目標に定めております。このことを踏まえて、路線の見直しを19年度に都市計画審議会の決定を経て事業着手を行っているものです。なお、総合計画を立て直す、立案する段階で、住民アンケート調査や地域懇談会などを経て、さらに総合計画、政策審議会の決定を受けています。このように、計画的な手続きを踏みながら、都市計画事業として実施しているものであります。

○6番（坂本典光君） 議長、これはまだ質問じゃなく、私の質問に的確にお答え下さい。合志との、菊陽、合志との合併を進めるということかということだから、イエスカノーか。それから、合併前の駆け込み事業かどうか、イエスカノーかでお答え下さい。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 合併については、今申し上げたとおり、将来的な見込みについては町民の皆さんと相談しながらやっていかなくちやなりません。今の段階については、合併は考えておりません。

駅前楽善線は、合併に対する駆け込み事業ではございません。これにつきましては、先ほど申しましたように、12年のマスタープラン、あるいは大津町総合振興計画におきまして、議会の皆さんにご承認いただきながら事業を推進しているところでございます。

○議長（宇野光廣君） 坂本典光君。

○6番（坂本典光君） この一般質問の通告書は、今から2週間ほど前に提出しております。事実と違うのではあるならば、これは当然何を言うかといって怒りますよ。もう一度、じゃ、歓迎挨拶の中で4、5年先に大津町は菊陽、合志と合併する。だから、今のうちに駅前楽善線の道路を完成させなければならぬとおっしゃった。だから、いろんな言い回しがあって、ぼやかしてしまうのも、それも必要かもしれませんが、しかし、大津町の町長として、町の顔として、自分の発言にはちゃんと責任持っていたきたいし、これは非常に大事な問題なのであります。ということで、これはその次に行きます。

私は、その10年以上前から合志市の体育館の中にあるトレーニングセンター、ヴィーブルをよく利用しております。そういう意味で、合志市には愛着を持っております。しかし、私は大津町の議会議員であります。大津町の利益を守らなければなりません。合志市議会だよりから合志市の財政状況を眺めてみます。これは昨年、平成19年合志市議会だよりからある議員の質問であります。旧両町が合併をする、これは合志市だから合志と西合志ですね、「旧両町が合併をせざるを得なかった理由は、あくまで危機的な財政状況からの脱却、回避であったことということ踏まえ、そこを基準に合併後1年の評価すべきと考える」と、こういうことを言っている。また、同じ議会だよりで、別の議員は、「合併して1年、市民から合併してよかったという声はほとんど聞かれないが、市の財政はいつまでもつのか、北海道の夕張市が財政赤字約330億円で倒産した。市の負債も17年度で約303億円、予算に使える基金も約13億円とのことであるが、これからスマートIC設置事業、電鉄のLRT化事業、工業団地造成事業など大きな事業が予定されている。財政は本当に大丈夫か。」総務企画部長が答えております。「市の財政運営は厳しい状況にあるのは確かです。このままでは基金は底をつきますので、そうならないように基本構想と連動した事務事業の見直し、基本計画、実施計画と整合性の取れた財政計画を立ててまいります。」その議員、「ふるさと創生基金があるのに、どうして中学生の海外研修は中止になったのか。」教育委員会事務局長、「両町とも十数年取り組んできましたが、現在の財政状況から判断して中止いたしました」と。さて、そこで、平成20年度の合志市の予算を眺めてみます。一般会計153億1千万円と。これに地方交付税が23億7千700万円というふうに計画されております。さあ、合志市は5万人を越しております。そして一般会計予算が153億1千万円、財政としてはいいなというふうに一般に思われるでしょう。だからこれはですね、今まで議員の方はこれはよく合併を経験された、この前の合併問題を経験された議員の方はよくご存じだと思うんだけど、これにはですね、合併特例法の中での交付税の算定替えというのがあります。算定替えというのは、普通5万人を超えた規模の市であるならば大体標準財政規模というのはこれぐらいというふうに大体全国的でわかるわけなんですけれども、しかし、この合併特例法の算定替えというのは、この合志市でいきますと合志町が今までであったとして、西合志町が今までであったとして計算された交付税を両方もらえると。これが交付税の合併算定替えなんです、それで今膨れあがっているわけです。このもらえる期間というのは10年間あります。ですから、合併して2年になりますから、あと8年ということですね。だから今、とんとんでやっていったら大変なことになる。この8

年後を目指して、合理化、合理化して、経費を削減していかないと、当然この23億7千700万円というふうなこういう額はもらえないわけであります。こういう事情というのも、知ってなきやいかんと。

以上のことから、合志市の財政は非常に厳しいのですが、こういうことを考えて、今、町長は、今、合併は考えていないとおっしゃいましたが、将来的にも合志市との合併を考えますか、お尋ねします。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 将来のことはわかりません。

○議長（宇野光廣君） 坂本典光君。

○6番（坂本典光君） それから、市街化調整区域の問題に触れてみます。これは、大村町長のときに随分と発言したのですが、そのとき、家入町長は役場におられなかったから再度述べます。都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために定める計画のことで、具体的には一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域を指定し、その区域の目指すべき都市像を明示して、土地利用、土地施設の整備及び市街地開発事業に関する計画を定めることとされています。大津町は、大津都市計画区域ですが、菊陽町、合志市、益城町、嘉島町は熊本都市計画区域に入っております。熊本市と一体の都市だと見なされているわけです。熊本市が中核都市であるために、市街化区域と市街化調整区域の線引きが必要になります。基本的に言うなら、中心部が市街化区域であり、外側が市街化調整区域になります。市街化区域は発展し活力があり、調整区域は開発ができず、土地の値段も安いわけであります。線引きがないために、大津町は開発しやすく、そのために発展してきたと私は考えております。もちろん、少々の乱開発ぎみはありますが、大津町にはホテルが建てられるが、大津町と隣接する菊陽町には建てられない。隣接すると申しましたのは、大津町の西側と隣接する、それから東側の菊陽の東部の一体は市街化調整区域であります。

さて、この辺の事情を菊陽町の議会だよりから拾ってみます。これは、平成19年、昨年12月議会だよりから。ある議員、「菊陽町が熊本都市計画区域の一員であることによるメリット、デメリットは。」都市計画課長、「熊本都市計画区域については、市街化区域と市街化調整区域の線引きがなされ、この線引きのメリットとして、無秩序な開発を抑制し、計画的に公共施設の整備、改善を推進することにより、良好な市街地の形成と優良な農地との健全な調和を図ることができる。デメリットとして、市街化調整区域の活力が低下していることではないかと考える」と。議員、「今後、その市街化調整区域をどのようにしたいと考えているか。」今度は町長、「市街地調整区域の中で農村地域が疲弊しているということで、活性化をさせるための緩和策を関係市町で県に働きかけをしている」と。議員、「簡単に区域の変更ができるのか。」都市計画課長、「市街化区域の縮小に関してはさほど厳しい規制はないが、拡大に関しては農政サイドの協議はもちろんのこと、現在の市街化区域内に宅地化されていない土地がどれだけあるのか。現状の市街化区域内に収容しきれないということを明らかにすることが必要で、日々非常に厳しい規制がある」と。議員、「熊本都市計画区域から離脱し、町単独、あるいは隣接市町との組み合わせによる都市計画区域づくりを検討するときの課題とは。」都市計画課長、「地形等の自然条件、通勤・通学等の日常生活圏等からも、熊本都市計画区域内の一体の都市圏とい

うふうに判断されており、町単独の都市計画区域というのは不可能ではないかと考えている。なお、合併等により隣接市町との組み合わせによる独自の区域の指定は可能かも」と、こういうことでもあります。これで大体調整区域の内容は、それが線引きされているところからの視点で見ればこういうことでわかると思います。

また、今度は同じ議会だよりから、その合志市の部分を拾ってみますと、都市建設部長、「昭和46年の都市計画法施行から30年間変わらず、市街化区域は1割に留まっており、社会の動向に実質的にマッチしておらず、合志市の機能が熊本市の衛星都市としてだけに制限されていることは弊害である」と。それで、議員、「現行法上、都市計画の見直しは県に権限があり、30年来、大変難しい状況にあるが、今後どう実現されていくおつもりか対応を伺います。」市長、「基本的には今までどおり必要に国・県に要望していきます」と、こういうふうに書いてあります。

これで大体菊陽町から見た、合志市から見た市街化調整区域というのはどういうものであるか、察しが付くと思います。この前の4町合併法定協議会するとき、合併後は大津町にも直ちに線引きをすると菊陽、合志の議員さんから議案が出され、可決されたわけでありました。もちろんその後、大津町は協議会から離脱したのですが、町長は大津町がこの線引きすることについてどうお考えか、お伺いします。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 熊本市の近郊の発達、あるいは地域づくりのために農地をどう守るかというようなことで、熊本市の近郊については線引き区域というような形で都市計画が決定されております。大津町におきましては、昭和51年ごろに用途地域の確定をしております。もちろん大津は線引き区域じゃございません。農地も守っていかなくちゃなりませんので、今回、19年度から用途地域の変更を計画・検討してまいっております。そういう意味におきまして、県とも相談しながら、現在、住民説明も終わっておりますので、用途地域の変更をさせていただきたい。そして、大津町のさらなる発展を願っておるところでもあります。

○議 長（宇野光廣君） 坂本典光君。

○6番（坂本典光君） 昔のいわゆる4町合併というのは、光の森を中心に5万の人々がいらっしゃる。当然、そこが市の中心地となると。この合併というのは、中心部しか咲かないと、こういうことではないかと思えます。

次に入ります。2問目、まちづくり交付金事業について。まちづくり交付金事業は、国が40%を補助する、町としては有利な事業であるが、残りは町が負担しなければならない。19年度から23年度までの5年間に42億6千万円の事業が計画されております。その多くが、道路工事であります。町内業者の発展を願い、従業員の生活を心配するのは皆同じであります。業者のためのばらまきではないかとの町民の声があります。町長はどう説明されますか。大津町の今後のまちづくりのビジョンを明確にし、それからそれらの道路の位置づけをすべきであります。こういうビジョンがないならば、工事をばらまき、借金をつくり、金がなくなったら合併しようかということになっては困ります。先ほどちょっと触れられましたが、町長の考えをお聞きします。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） まちづくり交付金事業につきまして、私の考え方につきましては大津町の総合計画関係に則りまして事業を推進しておるところでもあります。これは道路だけでなくして、それなりの基本構想の中に賑わいと活力がみなぎる中心市街地にするとか、そういうような位置づけもございまして、まち交の事業範囲としては、大津駅を、あるいは中心地を中心といたしまして550ヘクタールの予定をしておるところでもあります。

そういう中で、道路整備については駅前楽善線を含めて17路線、さらに社会教育施設整備、あるいは防災設備、地域起点整備など、体系的に構築したものであります。このように振興総合計画を確実に、効率的に実行するものの事業として計画をし、実施しているものです。特に道路につきましては、総合計画に計上されています各路線の優先順位を決めて、このまちづくり交付金事業に上げたものであります。

また、大津町のビジョンでございますけれども、大津町振興総合計画を基本として、各種計画を実施しているものであります。道路の位置づけにつきましては、駅前楽善線整備や賑わいと活力みなぎる中心市街地づくりの中核事業として位置づけられておりまして、さらに都市計画マスタープランにおきましても提案されていますJR肥後大津駅の利便性の向上も視野に置き、南北交通網を改善する補助幹線道路として整備を進めており、町全体の中心でも優先順位の高い位置を示しております。

また、本田技研南通りの線は、工業の振興のために工業団地周辺へのアクセスなど利便性を高める道路であり、その他の道路は歩行者や自転車などが安心して通行できる生活道路として位置づけ、整備をするものです。

最後に財政との関係でございますが、総合計画におきましては、事業計画と財政計画が常にリンクしております。今回のまちづくり交付金事業におきましても、財政計画の中で財源調整を行っております。全体事業を42億6千万円の6割、25億5千600万円が大津町の負担となります。その75%の19億1千700万円を地方債で、残りの6億3千900万円を一般財源で計画しております。平成18年、平成19年度に併せて11億5千万円を公共施設整備基金に積み立てを行っているところでもあります。地方債の返還も含めまして、長期的な財政計画の中、健全財政を維持しつつ実施しているものであります。まちづくり交付金事業の財政的な主なものにつきましては、今申し上げたとおりでございますけれども、交付金事業の前期事業42億円というのは、平成19年から23年の中で行っておりますが、地方債につきましては償還期限の20年で償還するとした場合におきましては、20年度から開始しまして年間約1億円の公債費を見込んで財政計画を立てていますが、地方債の返還に係る費用までは積み立てておりませんので、今まで以上に公債費に係る財政指数に十分留意しながら確実な財政運営に努めていかなければならないと考えております。

○議 長（宇野光廣君） 坂本典光君。

○6番（坂本典光君） その町長の説明でありましたその駅前楽善線なんですけれども、これについては当初の計画はずっと昔ですね、計画されたときは駅の北側の開発ということで、まず駅通りが広がったということで、その後、今度は駅の南の方が区画整理されて、あちらの方にジャスコとかアークと

かが集約されていったと、こういうことなんですけれども、確かに計画されていたけども、やっぱり時代は移り変わっていくわけでございます。今、駅の北の方というのは、非常にいわゆる商店というのは少なくなっております、特にその小売店というのは減ってきております。これは誰が見られてもそうだと思うんですけれども、そういう状況の中で、あそこの楽善のところから水源町の上を通ってきて、年祢神社を通り、中央公民館ですか、公民館分館を通って、そしてそれからあそこの富永床屋のところですか、下りてくると。そして、それが、じゃどこに行くのかと。これは、駅で止まってしまっているわけでありまして。これが、その前から言っていますように、バイパスの方へ直通で行けるのであるならば、それはそれとしてこれは町の活性化ということで立派なことでしょうけども、しかし駅のところで止まっている。じゃどうするんだというふうにこの前質問しましたら1本は東に道をつくる。じゃ、どこ行くんですかと。この役場の裏側の駐車場のところを通って中学通りに出すと。しかし、今、中学通りに出たところで、今現況でも駐車場から中学通りに出るのは困難であります、混んで。それはつくられても解決策にならないんじゃないかというようなことをこの前は申し上げた。さあ、そしてもう一本は、西の方へ持っていくというふうなことをおっしゃった。西の方というのは、駅に当たりまして、それから西に行って、あそこの桜町の踏切のところを通過して、次の踏切かなんかで今度はバイパスの方へ抜くというふうなことでありましたが、これも非常に無理がある。そうすると、桜町のその踏切は、これはもう閉鎖せんといかんようになるでしょうということ。それから、その先の方の踏切にいきますと、もうHIヒロセのところの踏切に近くなってきます。そうすると、HIヒロセのところの曙団地の方へ通る道が南北道路ができています。そうすると、この20億円もかける意味は一体何だろうかというふうなことをこの前から再三申し上げているわけでありまして。だからこれが計画に入っているからとか、それだけではですね、その答えにならないんじゃないかというふうなことを申し上げてきたわけでありまして。それから、このまちづくり交付金事業を中心に、あるいは駅前楽善線もそうなんですけれども、それに関連して、その公民館の建て替えとか、こういうふうなものも計画されているんですけれども、この交付金事業のお金の使い方が町中心部に偏ってはいませんか。全体の、大津町の全体のバランスを考えるべきではなからうかと。これをお尋ねいたします。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） まちづくり交付金事業で、今、事業を推進しておりますけれども、去年の、19年度の事業で昭和園のテニスコート、あるいは現在進めております公民分館の文化ホールの改修工事、これについても1億近くの金をお願いしております。そういう意味で、公民分館につきましても、あの公民分館につきましても、今のままではどうしようもないと、利用価値について駐車場もない、いろんな問題もございまして、室団地の上の方に公共施設関連等もございまして、室住宅跡地へ持って行って建設をしよう。そしてあの地域の振興を図っていきたいというふうに考えております。もちろん駅前楽善線につきましても、これはもう縦の線が全然いいものもございまして、中心市街地、もちろん肥後大津駅の利便性を考えれば、北部の台地からあれへ流れ込んでくる一つの住民の皆さんの生活道路の一つというふうに考えております。もちろん通過交通につき

ましては、この前から言うておりますように、美咲野、あるいはその東の通称南外輪山線でございますけれども、そのような東側、あるいは西側についても、そのような本田技研の道路というような形で、通過交通関係等につきましては、街中にはご遠慮願いたいというような形の駅前楽善線でもあります。もちろんあそこはご承知のとおり、車も擦れ合いができないような状況、それから防災関係についても大変、元公民館のところ、崩壊したというようなこともありますし、暗い。そういう意味におきまして、あそこに素晴らしい道路を上から下りてくる生活道路というか、あるいは駅を使う通勤・通学、そういう形、あるいは将来的に上井手を利用する観光ルート関連と中心市街地を結ぶ散策道路の大きな起点になる道路というふうに我々は位置づけをしておるところでもあります。そういう意味におきまして、街中にはそれぞれの事業を今進めておりますけれども、それに付随する生活道路、西側についても10年以内には、10年かかる計画でございますので、それ以内においては東西の道路をしっかりと整備をしていかなくちやならないと。そういう意味において、例えば室町西の方であれば下道と熊日の前の交差点改良関係も検討していかなくちやならない大きな課題を抱えておるところでもあります。そういう意味におきまして、街中はそういう形で今、公共交通、あるいは道路関係の計画を今させていただいておりますので、そのような中でやらせていただいております。もちろん、郡部につきましては各集落については、生活道路関連等についても十分今詰めてきておりますし、また今後、村交事業の中でしっかりと取り入れた計画の中でやっていきたいというような形で、今、事業を進めているところでもあります。

○議長（宇野光廣君） 坂本典光君。

○6番（坂本典光君） 先ほどから申していますように、このまちづくり交付金というのは、いわゆる駅前楽善線を中心として、そのあたりの活性化を中心としたようなことになっているのが非常に予算的に多いものですから、そういうふう感じられると。だからさっき言いましたように、生活道路だとおっしゃった、通過交通、いわゆるトラックとかそういうのは違う道を通りなさい。これは生活道路だとおっしゃった。だから、生活道路に20億円も掛けるんですかと、こういうことを言ったわけでありまして。そこだけを、その付近だけをあんまりそのされると、やはり先ほども危惧しました、これここだけに金使って、次の展開へいくのかなというふうな感じもしてしまうわけでありまして。

さて、その今、郡部においてもですね、いろんな問題が、郡部と言っちゃおかしいですね、中心部以外についてもいろんな問題が投げかけられ、陳情されてもいるんですけども、しかしそちらの方にはなかなかお金は回らないと。この前、陳情に上がっていましたがその懸案であったその南部コミュニティセンターですか、これについても最初からプランにも上がっていないというふうな状況、そういうことを見ますと、もう少しその外の方にも目を配るようなやり方をしないと、ちょっと偏りすぎてはいるんじゃないかなというふうな危惧がするわけでありまして。

さて、そのビジョンと私は申しましたけれども、確かにですね、その都市計画のマスタープラン、これはあるんですけども、ここに「くまもと経済」の平成7年に菊陽町の富永町長がですね、その書いていらっしゃるあれで、その自分分は5万人の都市を目指して、そのために道路をこういうふうにつくっていくんだと、こういうふうなことを述べられているわけですね。だから、そういう大きなビ

ジョン、まちづくりのビジョンがあって、そのためにはここにこれをつくらなければならない、この道路をつくらなければならない。そして、まちが活性化し、収入が入ってくると、こういうをつくるんだというふうなことで、この方は頑張られましたですね。隣の町長さんであったんだけど、やっぱりそのやっぱり計画は素晴らしいなというふうなことを感じているわけでありまして。だからその私が町長に申しあげましたビジョンというのは、そういう将来の大津町のビジョン、だからその生活道路が云々とか、そういうんじゃなく、将来大津町がこうなって行って、そしてそのためにはこうでなければならないというふうな計画、それを私はビジョンと言ったわけでありまして。

それからその、今ですね、お金があるうちはいいんですけれども、どういうふうな展開になっていくかはわからないわけでごさいますて、町長が先ほど言われました将来のことはわからんと、そうですね、わからんから割とその堅実な部分も必要なのであります。今、県がですね、2年後には財政再建団体になってしまうんじゃないかなんて言われておりますけども、抱負にあった熊本県の基金もそのあの国体のために箱物をつくり、そして国体道路をつくっていったと。そういったことで、基金はとうとう尽きてしまったと。もちろんその間の経済状況がありますね。不況になったということと、それから小泉さんの三位一体の改革で交付税が減らされたと、こういうことがあるわけです。だからね、そのやっぱりそういう先のことを考えることは非常に大事で、堅実にやるのは大事なことだと思いますね。我々は以前、みんなで南アルプス市にその合併のことについて調査に行ったことがあります。そこで南アルプス市がそのまだ新しい庁舎が建ってなかったからどうして合併特例債を使って、有利な合併特例債を使って庁舎をつくらないんですかと、今がチャンスでしょうと申しあげたとき、向こうの担当者の方が、そういう問題ではありませんよ。今後交付税がどう取り扱われていくかわかりませんと。だからそんな安易なことではできないんですよ。将来が見えませんからというふうなことを言われてたら、すぐその三位一体の改革が始まったと。それでその慌ててですね、そのどこも慌てて減らしたけども、しかし南アルプス市はそういうことも予測されておりましたですね。そういったことで、この道路の問題も、ただ金があるからつくれとかそういうことじゃなく、将来の町のビジョンをピシッと決めてから、そして進めていくものではないか。また、その税金の使い方として、一部だけじゃなく全体にそれが網羅されるものでなければならないということを申しあげまして、一般質問を終わります。

○議長（宇野光廣君） しばらく休憩します。午後1時から再開します。

午前11時56分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

月尾純一郎君。

○5番（月尾純一郎君） こんにちは。公明党の月尾純一郎が一般質問をさせていただきます。

去る6月6日、矢護山陽原キャンプ場を中心に矢護山の山開きが賑やかに行われました。登山愛好家の皆さんが山頂を目指す中、多くの元気な子どもたちがヤマメのつかみ取りや木工教室、ネイチャー

ゲーム等に大歓声を上げながら豊かな自然の素晴らしさを楽しんでおりました。矢護山の山開きは、大津町が誇る環境の森や2000年の森の原点であり、豊かな水と緑の源であります。矢護山の山開きは、私たちにそのことを改めて教えてくれる素晴らしいイベントであります。私は運営を担当していただいた商業観光課の皆さん、明日の観光大津をつくる会の皆さん、真木地区の老人会の皆さん、その他関係各位の方々に心から敬意を表したいと思います。また、昨6月6日は我が党青年局の呼びかけにより、福田首相が7月7日をクールアースデイとして設定すると発表しております。既に多くの団体や自治体が、その取り組みに参加すると名乗りを上げております。本日は、大津町が県下に誇る豊かな緑を最大限に町民のために生かしていくために、1、小・中学校の校庭に緑の芝生やグリーンカーテンでエコスクール化をについて、2、森林セラピーの導入をの2点について、町長、教育長にお尋ねいたします。

まず第1問目、小・中学校の校庭に緑芝生やグリーンカーテンでエコスクール化をについてお尋ねいたします。運動場をはじめ校庭に芝生を植え、あるいは校舎にヘチマやゴーヤのような葉の生い茂る植物を植えることによって、ヒートアイランドの抑制、温暖化防止の対策として全国各地の小・中学校から成功事例が発信されております。ますます深刻度を増す地球温暖化の中で、子どもたちが熱中症等で大きな被害を受けています。大津町としてエコスクール化の取り組みをする考えはないか、お尋ねいたします。

環境省の取り組みとして、エコフロー事業というものがありません。これは、学校エコ改修事業と環境教育事業の愛称です。文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省が連携協力して、環境に配慮した学校施設のモデル的整備をしている事業、整備を推進している事業、エコスクールパイロット事業の1つです。2003年環境省主催のNGO、NPO、企業環境政策提言の中で優秀提言であった既存校舎のエコリノベーション&環境教育を具体的に事業化したものです。温暖化防止の対策として、既存の学校校舎を改修するにあたり、その改修の過程や改修された校舎を児童のみならず、地域に住む人々たちに対する環境教育の教材として活用しようとするものです。学校は教育の場であるとともに地域社会の核であるということから、地球温暖化対策を進める上でも重要な拠点です。環境省では、冷暖房負荷軽減のための断熱改修や太陽光発電等の自然エネルギーの導入、屋上緑化等を効果的に組み合わせ、CO₂排出を抑制しながら児童生徒の快適な学習環境を確保する学校エコ改修等環境教育事業を平成17年度から実施、この事業はハード整備に加え、その改修を素材として地域への環境建築等の技術普及や学校を核とする地域ぐるみの環境教育を展開することに大きな特徴があります。今日、温暖化防止のためのCO₂排出量の削減は世界的な問題であり、ますます深刻化する中、子どもたちへの生活に密着した内容の環境教育の重要性も叫ばれています。「共に学ぶ、考える」をキーワードとして、学んだ人たちがその知識を活かし、自らの生活の中でも環境に配慮した暮らし方を推進していき、環境配慮社会が形成されることを目的としています。

さて、この環境省が進めるエコフロー事業の中の学校施設の環境対策の取り組み、そして環境教育という観点から、小・中学校の運動場を芝生化する考えはないか、お尋ねしたいと思います。校庭の芝生化を進めている大阪のある学校は、実践報告の中でこのように言っています。1、運動場全体の

気温が下がり、校舎も涼しくなった。2、休み時間に外で遊ぶ子どもが増え、運動量も増加した。3、学校全体に砂ぼこりが舞い上がることが少なくなった。4、運動場でのけがの予防につながった。5、学校の景観が良くなった。6、芝生を通して地域との連携が深まったなどです。芝生の上で子どもたちの歓声が上がリ、寝転がり、とっくみあい、でんぐり返り、ドッチボールやサッカー、鉄棒の逆上がりができる子が増えた。土と違ってスポーツをするときの恐怖感の緩和等々、数えきれない効果が期待できます。なかんずく、間もなくやってくるあの記録的な猛暑から大切な子どもたちを守るという意味でも、芝生化を考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

重ねて校舎にグリーンカーテンを取り組んでいる小・中学校も多く見られますが、大津町では取り組まれる考えはありませんか、お尋ねいたします。グリーンカーテンの効果は、目に涼しげな感覚を与えるのみならず、2度から4度も室内温度を下げたという報告がなされています。また、ゴーヤやヘチマ、朝顔等を種から育てていく楽しみがあります。収穫する喜びがあります。ゴーヤは東インドやインドネシアなどの熱帯アジアが原産で、江戸時代に日本にやってきたと言われるウリ化のツル性植物です。果肉が苦いためニガウリ、また果実のライチのようにイボイボがあり、熟すと甘くなることからツルレイシとも呼ばれています。独特の苦みがありますが、ビタミンCが豊富で、夏バテ防止のための健康野菜として各地で栽培されるようになりました。比較的病害虫にも強く、日照と十分な水があれば容易に栽培できます。また、夏には旺盛に茂って窓辺が緑のカーテンで覆われ、強い日差しを遮ってくれるだけでなく、たくさんの葉っぱから水分が蒸散するため部屋の気温上昇を防ぎます。エアコンの使用時間が減るなどの省エネルギーにつながり、ヒートアイランド対策のみならず、地球温暖化の防止にも役立ちます。緑の芝生やグリーンカーテンで涼しくなった校舎や校庭で子どもたちが快適に健康に勉強してスポーツを楽しむという環境を私たち大人がつくっていく責任があると思いますがいかがでしょうか。教育長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（宇野光廣君） 教育長、宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） こんにちは。月尾議員のご質問にお答えいたします。

現在、自動車の排気ガスやエアコンの廃棄熱などの人口廃熱によって気温が上昇し、地球温暖化が進んでおります。その温暖化による気温の上昇で、子どもたちが体の中と外の暑さにより体温の調節ができなくなり、熱中症にかかる事例が毎年全国で発生しています。議員ご存じのとおり、熱中症は軽い場合は簡単に対処できることもあるわけですが、重い場合は死に至る場合もあります。児童生徒が熱中症で死亡する事故もなくなる現状にあります。熱中症を防ぐには体の外の温度を下げるため、先ほど言われましたように緑を増やし、気温上昇を防ぐというようなことも大切ですが、体の中の温度を下げるため、水分補給、適度の休息、そういうことをすることによって体温上昇を防ぐことも大切なことだと思っております。

先日、大津の中学校で体育祭が行われましたが、炎天下の中での長距離走が子どもの負担が大きいと判断し、当日は非常にいい天気でしたので、周回数を1回減らして行われたと聞いております。臨機応変な対応で熱中症を防ぐ取り組みを実施できたというふうに考えております。

月尾議員がおっしゃった校庭に芝を植えたらどうかというようなご質問でしたが、そして6項目ほ

どだったでしょうか、その効果を述べられました。私も今までに多くの学校に勤めましたが、その中で3校ほど運動場に芝があった学校があります。1校目が、これは初任地で天草ですが御領小学校です。あとの2つは天津町で、1つが天津東小学校、このときは私自身も植えるときから関わっております。それともう1つは、今は統合しておりますが旧真城小学校です。芝を植え、緑を増やし、そして素足で走り回ったり、寝ころんだりされるのは大変よいことだと思います。子どもたちも喜びますし、そして温暖化防止にも役立つと思います。ただ、何年か経つとトラックと芝の間に5ないし6センチぐらいの段差ができてきます。多分これは風によってトラックの土が吹き飛ばされ、芝はそのままというようなことで段差ができるのだと思います。そのようになりますと、今、小・中学校等で行われております部活動、サッカーだとか野球をする場合にイレギュラーをしたり、またはその段差に気付かず走って行って躓いたりとかあり、もちろん芝を植えるいい面もありますが、困った面も出てくるということを私自身経験をしております。先ほど紹介しました3校は、現在は運動場に芝を植えてはおりません。しかし学校には、校庭にはいろんな場所があります。運動場だけではなくて、中庭など、こういうところに芝を植えるのは大変いいことではなかろうかと思います。私は最後に勤めました天津小学校の場合は、中庭が全部芝で植えてありますが、冬は冬、春から夏も、もう年中この中庭の芝生広場は子どもたちが縄跳びをしたり、ボール投げをしたり、そしてそのまま教室から出てきて、素足のまま、極端に言えば靴下のままだとか、下靴を履かずにそのまま遊べるというようなことで、大変子どもたちは喜んで使っております。学校は、さっき言いましたように家庭と比べては大変広いところですので、場所を考えて、いい場所があれば芝を植えるということは大変よいことだと思っております。そういうようなことは、それぞれの各学校にも紹介しながら、協議をしながら植えるところは植えていってほしいというふうに思っております。

次に、緑のカーテンの実施ですが、現在、小・中学校において実施しているのは、昨年天津北中学校が実施しました。そして、本年度はこれに室小学校も実施するそうです。天津北中学校は昨年も実施したわけですが、昨年度は思うように上まで伸びなかったようです。私も家が近くですからよく見ておりましたが、多分土の量の不足でしょうか、苗の数の不足でしょうか、一教室に苗が1本出て行って、教室のどれだけかを覆ったと思います。確かめはしませんでした。この広がりではあんまり効果は期待できないなと思ったところでした。聞いたところによりますと、肥料不足が要因だと言っておりました。その昨年度の反省を活かして、今度は専門家の指導を受けながら、本年度も取り組んでおります。本年度、今言いましたように室小学校の他に、今年開所した教育支援センター、ここにもゴーヤを植えております。環境を考えて子どもたちを守るということでいろいろな手立てを行うことは大切なことと考えております。各教室にエアコンだとか、ガラスのフィルター、こういうのを付けることも考えられますが、どちらにしても莫大な費用がかかりますし、現実的には厳しいものがあります。そういうことから考えても、月尾議員の言われる緑のカーテンによる緑化が環境面から考えても最適であると思います。他の学校においては、緑の環境を増やす様々な取り組みを行ってはおりますが、緑のカーテンの実施は考えていないようです。教育委員会としましては、21世紀は環境の時代だと考えておりますし、学校訪問を通して緑化活動の推進を呼びかけているところです。

先ほどもちょっと北中のことを申し上げましたが、私自身も昨年はどうかなという思いはしていましたが、今回、この緑のカーテンのことについていろいろパソコン等で調べてみますと、本当に先ほどおっしゃられたように、多いところで3、4度ですか、気温が下がっている。少ないところでも1、2度ぐらいは下がっているというようなことも書いてありましたし、それぞれのパソコンに出している保育園、八幡市のみぞの保育園というところも見ましたが、そこも写真に載っておりましたが、本当に窓一面がゴーヤで覆われているというような形でできあがっておりました。ああ、こんなふうに緑のカーテンが敷き詰められるならば、これは本当に何度も気温が下がっていくことは間違いないだろうなというふうに思っております。そういう意味では、本年度はもう苗がちょっと遅いかもかもしれませんが、各学校にはそういう事例を紹介しながら、できれば来年度は積極的に町長の方をお願いをし、予算を計上していきながら、年度当初からそれぞれの学校に工夫を凝らした緑のカーテンが実施できるように取り組んでいけたらいいなと、そんなふうに思っております。

○議 長（宇野光廣君） 月尾純一郎君。

○5番（月尾純一郎君） 18年の3月の議会の中で、校庭の芝生化については質問がございました。これは、子どもたちが元気に校庭を走り回るとというのが質問の趣旨だったと記憶しております。教育長も、体力づくりを中心に答弁をされております。今回、私が質問するのは、地球温暖化に対する校庭の芝生化という点であります。またグリーンカーテン化であります。そして、地域を巻き込んだ環境教育と、子どもたちとか学校だけで芝生化をせよというのではなくて、地域を巻き込んだ環境教育の場としてそういうのを利用してはどうかという点であります。間もなく行われる北海道洞爺湖サミット、このサミットの最重要課題は、すべての主要排出国が参加する実効的な枠組みの構築に向けて意味ある合意を目指すことです。その前提として、国益に拘泥するのではなく、人類益に立脚という点、それから科学的知見に立った政策決定、そして地球と文明の共存、環境と経済の統合ということであります。こういう中であって、大津町は環境モデル都市としての取り組みが可能な町ではないかと思えます。校庭、校舎のグリーン化を通して、子どもたちへの環境教育の場として捉えていく考えはないか、お尋ねしたいと思います。この取り組みは子どもたちだけではなく、地域を巻き込んだ取り組みが特徴です。芝上から芝刈り、ゴーヤの苗作りから棚づくりなど、子どもたちが地域の人たちと一緒に環境教育を学んでいく、そういう取り組みであります。

それから、観点は変わりますが、この取り組みに一生懸命取り組んでいる人がいます。日本サッカー協会の川淵三郎キャプテンです。大阪府高石市の出身ですが、この取り組みを真剣に推奨しています。大津町もサッカーの町ですが、子どものころから芝生の運動場でサッカーができる環境づくりというものは意味があるのではないのでしょうか。大津町からJリーグに行けるような、あるいはオリンピックに行けるような子どもたちを育てていくという点でも、こういう芝生化にしていくのも、また一つの大きな意味があるのではないかと思えます。

それから、グリーンカーテンについては、先ほど教育長が来年度から取り組んでいきたいとおっしゃいましたが、前回の議会の中で私が提案をしました段ボールによる生ごみの堆肥化、こういうのをうまく利用して、栄養のあるそういうグリーンを育てていくことが有効的ではないかなと思えます。も

う一度教育長に環境教育の場としてのグリーン化という点でお尋ねしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 教育長、宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） お答えいたします。

ご質問の趣旨は大変よくわかります。そして、環境教育の面から取り組んでいけるということであれば素晴らしいことだと思います。ただ、先ほども申しましたように、運動場全部を芝にするということになりますと、フィールドの部分はどうしてもやっぱり土にしたい。それから、芝のところも、私、さっき大津東小のことを申し上げましたが、植えるときからだったんですが、もうある程度張れば確かに水やりの必要もないわけですが、最初のころは水やりもしなければならぬ、そして大きくなってからも、かえって芝の中の芝刈り、それから雑草取り、そしてフィールドだったらよく気付くいろんな石ころが入ったりというようなところを常に清潔に、また安全に保っていかなければならぬ。そういうのを議員は地域ぐるみ全体でというようなことでおっしゃっているのだと思いますが、当然それぞれの学校が抱える校区の方々としっかり協力しながらできないことではなかろうかと思います。ぜひ、今のことは各学校に持ち帰って、もしそれぞれの学校がそういう気持ちで、地域に呼びかけて、地域が協力していくというようなことであれば実現が可能ではあろうかと思いますが、私自身の個人の考えとしては、なかなかそこまではいかないではなかろうかなと今思っているところです。ただこんなふうな良さがあるんだよということについては、知らせていきたいと思っております。

○議長（宇野光廣君） 月尾純一朗君。

○5番（月尾純一朗君） 今、お答えになった運動場のフィールドは土にと、逆ですかね。この芝生化というものを出発点としてですね、地域と学校、子どもたちと地域が一体となっていけるような、このそれだけ、その事業だけに留まらず、いろんな、お年寄りが持っている、あるいは地域の人が持っている力というのを子どもたちに伝えていけるような場に発展していけるようなですね、大きな事業になっていけばいいのじゃないかなと考えております。

次に、2問目の質問に移ります。森林セラピーの導入についてお尋ねいたします。森に足を踏み入れると、一面に緑が多い、木々や土が香り、森に息づく命や力を感じることができます。そしてその力は私たちを癒し、リラックスさせてくれます。森林の持つこれらの効果は、これまでも森林浴として親しまれてきました。しかし、その効果については感覚的に語られてきたに過ぎません。一方で、現代社会ではストレスが大きな問題になっており、様々なストレス解消法が求められています。そこで、この森林浴の効果を科学的に解明し、心と体の健康に活かそうという試みが森林セラピーです。この研究のために産学官が連携して発足した森林セラピー研究会では、森林の持つ癒し効果の科学的解明や森林の癒し効果の活用方法等に関する研究などを進めています。さらに、この研究会の成果を踏まえて、具体的な森林のフィールドでの実践を普及することを目的として創設された森林セラピー実行委員会では、生理、心理、物理等の実験等により癒し効果の検証等がなされた全国24ヶ所の森を森林セラピー基地、森林セラピーロードとして認定しています。人間はもともと自然環境の中で生活をしていました。現代の人口的な環境での生活は、本来の人間の生活とは違い、大変なストレスを

与えます。森林セラピーは、このような環境からのストレスを改善するという点からも大きな効果を持っており、人々の心を癒すと言われています。

このような心身に癒しを与える森の力を享受する方法として最も基本的なやり方は五感を働かせることです。人間の体に備わっている、知覚、聴覚、触覚、臭覚、味覚の五感をとぎすませて、木々の息吹や風のざわめきを感じることです。最近、森林がもたらす健康増進や癒しの効果、いわゆる森林セラピーが注目を集めています。森林浴時には、唾液中の cortisol、いわゆるストレスホルモンの濃度が低下し、脳の司令塔的役割を果たす前頭葉前野活動が沈静化し、リラックスした状態になることが科学的にわかってきています。また、森林の中には疲労回復効果のあるアルファピネンといった植物の発する揮発性物質フィトンチッドや鎮静効果のあるマイナスイオンがあります。さらに、ガン細胞を破壊するナチュラルキラー細胞を活性化させる力があります。この林野庁と国土緑化推進機構が進める森林セラピー基地の認定を受けると、300ヘクタール規模の森林に遊歩道や施設が本格的に整備され、健康増進やストレス解消の効果に加えて、知的障害者の療育に活かすなど様々な治療にも活用されています。各地の自治体、特に過疎地や高齢化が進む地域では、地域の豊かな森を活かそうと観光振興や住民の健康づくり等に役立てるため、森林を総合的に活用する計画を推進しています。いわゆる森林セラピープログラムの取り組みです。

さて、町長、我が大津町には矢護山自然林、環境の森、2000年の森、高尾野の森林公園、瀬田裏の町有林等々たくさんの森林がありますが、大津町3万町民のために、あるいは熊本都市ゾーン100万市民のために、大津町に森林セラピー基地、そして森林セラピーロードを設置する考えはないか。あるいは森林セラピープログラムを計画する考えはないか、お尋ねいたします。

自然の美しさを謳うことに一生を捧げたイギリスの桂冠詩人ワーズワースはこのように言っています。「自然は、それを愛する者の心を裏切ることは決してない」と。家入町長の考えをお尋ねいたします。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 月尾議員の森林セラピーの導入の件についてご質問でございますけれども、おっしゃるように大津町における森林には、4千779ヘクタールの森林が広がっております。言われるように、北部の方の矢護山自然公園をはじめとするゴルフ場周辺の森林、それから瀬田裏、それから俵山の関係に21世紀の森とか、広葉樹の森をやらせていただいております。このような原野関連等につきまして、それぞれ植林関係を各企業団やボランティアの皆さんによってやらせていただいておりますが、例えば環境の森につきましては、もう熊本市の50ヘクタールも今年で終わるというような状況でございますので、俵山の上の方になりますけれども、この地域は大津、南阿蘇、西原の関連の地域でございますけれども、あそこにもまたお願いをしたいというような希望が熊本市から出ております。そういう中で、今、担当の方が各町村の関係者にご相談をしております。そういう意味におきまして、大津町のその辺の全体的な森林の言われるものについては、常日ごろからボランティアの皆さん関係に、子や孫の時代に森林浴や、あるいは森林学習関連の施設を備えながら、自分の植えた木とか、自分の森をしっかりと見定めるための学習なりなんなりをやっつけようというようなことで

推進をしておるところでございます。そういう意味におきまして、我々はその自然の森、あるいはその森林の役割関係等は十分皆さんご承知ですけれども、その中で、あるいはその森林に来てどのような活動なり癒されるかというのを今後の事業の中で取り入れていけるかというようなこととございますので、その辺のところにつきましては十分担当の方とご相談しながら、国の補助事業に乗せるようなことができるかというような形になりますので、まずは計画関連等を十分検討しながら、補助事業に乗せてやっていきたいというふうに思っております。もちろんこれから先、地球温暖化をはじめとするCO₂の問題いろいろございますけれども、大津町のこの4千700、5千ヘクタール近くの森をどう活かすかというのは、やっぱりこの国が進める森林セラピーの問題をやっぱりしっかり取り入れながらやっていくべきじゃないかなというふうに思っておりますし、そういう意味においての多くの人たちと地域の人たちをはじめとする熊本、あるいは県外、福岡までも含んでもいいと思いますけれども、そのような自然をしっかりと大事にするような計画づくりは、今後必要になってくるんじゃないかなと思います。今までの環境の森をはじめ、21世紀、あるいは広葉樹の森の計画も着々と進んでおりますから、次の段階に持っていくためには、議員言われるような形の中で今後の計画を進めていかなくちゃならないんじゃないかなというふうに私も思っておりますので、国の補助、県関係の指導を受けながら、今後の検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（宇野光廣君） 月尾純一郎君。

○5番（月尾純一郎君） 大変力強い町長の答弁をいただいたのではないかなと思っております。大津町の森林に森林浴に来た人たちが、大津町で食事をし、温泉に入り、宿泊をして、大津の特産物を土産として持って帰る。あるいはスポーツや文化、歴史との交流も兼ねたプログラムなども考えていけば、新たなまちおこしができるのではないかなと思います。期待しておきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（宇野光廣君） しばらく休憩します。1時45分から再開します。

午後1時33分 休憩

△

午後1時45分 再開

○議長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大田黒英生君。

○8番（大田黒英生君） 8番議員、大田黒が一般質問を行います。

第1問が小中学生の携帯電話所持・使用についての利便性と危険性を踏まえて子どもたちに必要性があるのかということと、2番目が町立図書館の利用運営状況についてをお伺いしたいと思います。

まず第1点の小中学生の携帯電話所持についてであります。数年前までは街角で電話ボックス、赤電話等の公衆電話を大変多く見受けることができましたが、今ではその姿もなかなか見ることができなくなりましたが、現在ではポケットの中に収まる携帯電話という大変便利な通信機器ができて、

いつ、どこにいても連絡が取れて話をしたりすることができ、今では私たちの生活する上ではなくてはならない絶対的な必需品になっているのが現状であります。しかし、反面、犯罪に利用されるケースも大変多く発生しているのもまた現実です。携帯電話による小中学生の被害があっていることも新聞報道等によく目にすることが増えてきたようです。今年になって熊本県下においても、女子中学生が被害者になったケースもあります。昨日の新聞にも出会い系サイトで16歳の少女が出会い系サイトで知り合った男性とのトラブルで被害があって、その男が逮捕されたという報道もなされておりました。また、その電話によっていじめも発生しているようでもあります。熊本県下ではありませんでしたが、全国でいじめの言葉を電話に書き込まれ、それを見た子どもが自殺したという報道もあっております。幸い大津町においては今のところそういうことを聞いては、耳にすることはありませんが、なきにしもあらずで、もしかしたらあっているのではないかという不安も持ち合わせております。この大津町においても小中学生が携帯電話を持っていることが見受けられます。塾が終わった後、その塾の教室の前で、恐らく家庭に電話しているのでしょう。その塾が終わったことを告げ、そして迎えに来てくれということの電話だったと思いますが、非常にそういう便利性を持ってありますが、その使い方を一歩間違えば子どもたちが犯罪等に巻き込まれる非常に危険性もあり、また青少年に有害な情報もあるとのことでもあります。携帯電話の利便性と危険性を踏まえた上での3点を質問いたします。現在、町内の小中学校においてどれだけの携帯電話を子どもたちが所持しているか、把握できていたら教えていただきたいと思っております。

また、2番目に携帯電話による犯罪ケースがなかったか。メールによる子どもたちのいじめはなかったか。

3つ目に先の新聞報道によると、政府の教育再生懇談会において、電話の使用の制限、また有害情報から子どもを守るということで使用の制限を政府に提出されたようではありますが、これについての教育長の考えをお聞きしたいと思います。

以上で1点目を終わります。

○議長（宇野光廣君） 教育長、宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） お答えいたします。

まず、町内の小中学生の携帯電話の所持数についてですが、数から申し上げますと、携帯電話を所持している子どもたちは町内の小学生で211名、それから全体の10%に当たります。それから中学生で320名、これは全体の34%に当たります。小中学校合わせると22%になります。ただし、現在学校には原則として持参しない、そういうことを各学校で取り決めています。例外として、持参する場合は、保護者の申し出により許可をすることとしておりますが、使用については登下校のみ使用することや衛星利用測位システム、いわゆるGPSですね、この機能付きに限るなどの制限をしております。どちらにしましても、授業中や部活中などは使用しないように担任が帰るまでは預かるなどの手立てを講じています。

2番目の携帯電話による犯罪被害やメールによるいじめについてですが、全国的にはメールによる犯罪被害に遭ったという事件が後を絶ちません。議員おっしゃられたように、つい先日も秋葉原の殺

人事件は日本中を驚かせました。本町においては、犯罪被害について現在1件も起こってはいません。

メールによるいじめについては、中学校で5件起こっているという報告を受けました。内容的には部活動でのトラブルによる掲示板への誹謗中傷の書き込み、それからいたずらメールなどです。どの件も学校ですぐに全校集会や児童生徒だより等を通して生徒や保護者に対して携帯電話のマナーについての確認を促してありますし、教育委員会としましても、学校へ情報モラルの徹底や携帯電話の利用方法についての指導を行っております。

3番目の質問ですが、大田黒議員が言われるように、先月の26日、教育再生懇談会で有害情報から子どもを守ることなどを柱とする第1次報告がありました。特に今回は、携帯電話の使用制限が取り上げられ、その内容は携帯電話利用についての教育を推進し、必要のない限り小中学生が携帯電話を持つことがないよう、保護者・学校をはじめ関係者が協力する。小中学生が持つ場合には、通話機能等に限定したものが利用されることを推進する。機能を限定した携帯電話の開発と普及に携帯電話事業者も協力するとあり、また小中学生の携帯電話のフィルタリングのあり方について、今後さらに検討するとあります。私も使用の制限は必要であると思っております。しかし、以前大津町で女子高生が不審者に拉致され、携帯電話を利用して助かったという事件もありましたが、その事件のことを考えますと、持っておいた方がいいという考えも出てきます。携帯電話の利用の仕方により、事故を防ぐこともでき、逆に相手を傷つけたり、自分自身が犯罪被害にあったりすることもあります。家庭への啓発が大切になってくると思います。携帯電話を買い与えることについて、家庭でしっかり考え、話し合い、もし与えるのであればきちんとしたルールを決めることやフィルタリングをするなど家庭への啓発を学校や教育委員会からもしっかりとしていかなければならないというふうに考えております。そのためにいろんな情報を学校から与えられるように校長会、教頭会、教務主任会や学校訪問等を通じて家庭にきちんとした考えを持つよう働きかけています。今後もさらに子どもの安全を守るために、携帯電話の使用について家庭に投げかけていきたいと思っております。

小中学校の学校での持参はほとんどありませんが、先に申し上げた町の実態、約2割が持っているということになりますが、ということで休日や下校後の利用の仕方を指導していく必要があります。各学校では、それぞれPTA総会や学級懇談会、学級だより等で保護者に携帯電話についての指導を行っております。子どもたちには情報教育の中で情報モラルの指導を行い、顔が見えないからいいというのではなくて、相手を思いやる利用の仕方をこれからも指導していきたいと思っております。

○議長（宇野光廣君） 大田黒英生君。

○8番（大田黒英生君） 再質問を行います。中学校で約34%、小学校で10%ですかね、ということで子どもたちが持っている、所持しているということですが、保護者を含めてその持っている子どもたちといいますか、そういう人たちとの学校側との電話の正しい使い方といいますか、そういう話し合いをなされたことはありますか。

○議長（宇野光廣君） 教育長、宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） ちょっとはっきりわかりませんが、私が保護者と子どもたちは話し合っているということでしょうか。

○8番（大田黒英生君） 保護者を含めた学校側がその電話の使い方とか、そういうものを。

○教育長（宮崎廣行君） はい、これは前回だったでしょうか、前々回だったでしょうか、ここでも一遍答弁したと思いますが、そのときには大津中学校は大津警察署の方を読んで講演会を開いた。当然、講演会の後で学級懇談あたりでその話題をしていると思いますが。そして大津中学校ではPTA会長が総会の中で携帯電話のことにについてフィルタリング等のことについて講演会をしたというようなことをここで確か申し上げたと思います。そういうことを踏まえますと全ての学校がということではなからうかと思いますが、学校と児童生徒では携帯電話の使い方については十分話し合っていると思います。そして、本当に一番大事なことは、私もそのとき申し上げましたが、こんな言い方、ひょっとしたらおかしいかもしれませんが、学校教育には携帯電話は本当は必要ないわけです。ですから、買い与えるのも親の方が買い与えてやるわけだから、しっかりそのときに親と子どもで使い方、それを話し合った上で、両方が納得してから携帯を買い与えるようにして下さいというようなことを学校の方にもお願いをしているところです。

○議 長（宇野光廣君） 大田黒英生君。

○8番（大田黒英生君） 関連ですけど、通告しておりませんが、町長の方に、ひとつ質問いいですか。関連ですけど。

これは、たしか私もニュースで見たんですけど、東京の品川区だったと思います。区がこの衛星通信の設置ができる電話をかけて掛けるだけの制限で子どもたちに与えるというか、その買う、絶対持たせてそれを区から補助をするという話もちょっとニュースでこの前知ったものですから、やはり今から先は、先ほど教育長の答弁にありましたように、本当にやっぱり教育の現場にその電話を持ち込むということは非常にあまりいいことじゃないです。しかし、もう今からはぜひ必要な器具だと私は思います。そして、その電話によって、その衛星の指令によって、子どもの位置もわかるということで、品川区はそれを一部電話の買う、購入にあたって補助を出すと、そして制限付きの電話ということで出すということでしたが、もし大津町においてそういうことがあれば、町長はそれに対する補助というか、急々な質問で大変申し訳ありませんけど。

○議 長（宇野光廣君） 町長、通告外ですけど、お願いします。

○町 長（家入 勲君） 町から補助するかどうかというような形でございますけれども、品川区のような大都会とうちはちょっと違いますので、教育長の方の教育現場の中で検討するとともに、十分その辺のところを必要であるかどうかというようなことを、やっぱりまずは検討していかなくちゃならないと思いますので、今のところは全然考えておりませんので、補助をするという気持ちは今のところはございません。

○議 長（宇野光廣君） 大田黒英生君。

○8番（大田黒英生君） 先ほど教育長の話もありましたように、本当に私も言いましたけど、教育の現場に電話は本当に必要ではないんですけど、やはり今からは必要な機器の1つだと思います。学校においての指導の方をよろしく願いして、第1問目の質問を終わりたいと思います。

第2問目が町立図書館の利用状況についてお伺いしたいと思います。平成15年ですか、完成した

のが。それからちょうど今年で5年目を迎えました図書館ですが、ここまで図書館の利用者数、また子どもたちの読書離れが進んでおりますが、子どもたちの利用状況はどのようになっているか、お聞きしたいと思います。

そして2問目が、よく耳にしておりましたが、他の、余所の図書館において非常に本の紛失が非常に多いということも聞いております。図書館においてはどうかということをお伺いしたいと思います。

3つ目が、運営していく上で国からも交付税として財政措置した図書購入費があるようでありますが、大津町の上では交付されているのか。交付されていたら金額としてどれだけか。また、地方交付税のため使い道は地方自治体に任せるというため、交付額が100%が利用されず、その理由としては地方が財政難ということもあり、その一部は他の方面に利用されているということですが、当町において、もしそういう交付を受けていたら、その利用方法というはどうなっているか、お聞きしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 教育長、宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） お答えいたします。

大津図書館は、平成15年2月27日に開館をしております、本年度で6年目になります。この間の利用者数は、本を借りた人の延べ人数ですが、31万3千583人ということになっております。また、本などの個人貸し出し総数は116万5千479点です。14年度が6千259人、15年度が5万4千509人、16年度が5万9千454人、17年度が6万1千978人、18年度が6万4千578人、19年度が6万6千805人です。毎年増加してきております。そのうち、子どもの利用は中学生までを見ると、昨年度は延べ1万6千175人で、全体の24.3%です。これは、個人貸し出しの統計ですが、図書館は小中学校に1回200冊、2ヶ月間の団体貸し出しを行っております。昨年度は4千946冊を貸しています。大津町の子どもたちの読書量の総数については、町の図書館、学校図書館、家庭、地域と様々な本を提供され、また個人購入もされていますので、これらの総数を把握することはちょっとできませんが、読書を推進する機会の1つとして、読書ボランティアの方が各小学校には週1回、中学校には年2、3回の読書週間に訪問され、子どもたちが本に接する機会を提供しています。また、町では平成15年度よりブックスタート事業を行ってきており、6、7ヶ月児の健康診断時に絵本が果たす役割をお母さん方に説明し、ボランティアが読み方の見本を示し、健診の最後に絵本2冊をプレゼントしています。このような事業により、図書館に赤ちゃん連れのお母さん方の来館も少しずつ増えてきています。また議員が憂慮されているように、子どもたちの活字離れを止めるためにも、図書館や学校図書の重要性は大きなものがあると思います。そのためにも、子どもたちが図書館に通い、読書の楽しさを認識するための方策を考えていくことが図書館の使命でもあると思います。図書館協議会や利用者、学校司書などの意見や提言を取り入れ、よりよい図書館となるように努力してまいります。

2番目の質問ですが、大津図書館ではできるだけ多くの町民の方々に来ていただくよう、オープンな設計になっております。またそのためにできるだけ多くの日を開館するようにしています。ご質問の本等の紛失についてでございますが、現在、本やCDなどの蔵書点検は3年に1度実施しています。

平成17年度末に1回目を実施いたしました。その結果では、紛失中の図書等が119点ありました。また、その時点で紛失かどうか確認できなかったものもあり、引き続き調査を行っているものもごございます。その後、返却されてきたりもしていますので、その数は減少しています。図書館では紛失を極力避けるため、紛失の可能性のある芸能関係の本、雑誌などは、蔵書検索で申し込まれた方に受付で直接貸し出す方法や、CDはパッケージで貸し出す方法などの工夫をしています。利用者の方が無意識に貸し出し手続きを忘れるなどもあり、そのときに不明になっていても後日戻ってくるケースもありますので、紛失については時間を掛けて調査するようにしています。なお、今年度末に第2回目の蔵書点検を予定しております。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 図書費についての交付税関係でございますけれども、議員おっしゃるように普通交付税の関係については十分財政需要から基準財政収入額を控除した額をもって基準として国から交付税として支払っております。しかし大津町におきましてはご承知のとおり、17年度から普通交付税の不交付団体となっておりますので、国からの交付税関連等についてはいただいております。しかし、交付税というのは議員ご承知のとおり、その自治体の裁量により決定できるものであります。そういうことでございますけれども、私といたしましては、そのような財政需要額を上回るような予算設置を今後とも子どものために、あるいは大人の皆さんのために、図書の充実はやっていかなくちゃならないというふうに考えております。仮にどうであるかというようなことにつきましては、担当の部長の方からご説明をさせます。

○議長（宇野光廣君） 企画部長徳永保則君。

○企画部長（徳永保則君） 質問の中の町立図書館の場合と各学校の関係の図書費の関係をご説明いたします。平成18年度の予算におきましては、基準財政需要額は827万円に対しまして予算の措置率として230%、1千900万円。それに平成19年度の予算におきましては831万円に対しまして225%の1千870万円、平成20年度におきましては予算総額の1千850万円を計上しております。予算の措置率は220%となる見込みで、大幅に上回っております。

次に、小中学校の図書購入費ですけれども、平成18年度の予算においては基準財政需要額364万円に対しまして予算措置率119%の435万円、平成19年度の予算においては546万円に対しまして80%の435万円でありました。しかし、平成20年度においては予算総額605万円を計上してございまして、予算措置率は110.8%となる見込みであります。

以上でございます。

○議長（宇野光廣君） 大田黒英生君。

○8番（大田黒英生君） 子どもたちの活字離れがくい止まりますよう、素晴らしい図書館をひとつ経営していただきたいと思っております。

これで私の質問を終わります。

○議長（宇野光廣君） それでは、続けてまいりたいと思っております。安永美智男君。

○13番（安永美智男君） こんにちは。13番議員、何事にも一生懸命の安永が一般質問を行います。

2点について町長に伺います。1、産業祭を興そう。2点目、元気大津町づくり活動事業についてをお尋ねいたします。

早速、1点目の質問に入らせていただきます。産業祭を興そうについてであります。カライモフェスティバルが20周年を迎え、この良き節目の年に本田技研さんが我が大津町に二輪車部門を全面移管されたこともあって、また今年が平成20年の年でもあります。本田技研さんにおかれましては、約200億円の設備投資、大津町にとって本田技研様々であります。「二輪車バイクの町、大津」を全面に売り出すために、産業祭を興そうではありませんか。20年前、家入町長が職員のころ、当時商工観光課に配属しておったときに発案されたカライモフェスティバルが大成功をいたしております。私もこのフェスティバル、大変高く評価をいたしておる次第でございます。年々参加人員も増加し、町民の皆様も私以上に高い評価をされているものと思われま。さらにこのカライモフェスティバルを一段と飛躍させるためにも、大々的に産業祭なるものを興す必要があると私は思うのであります。参考までに1つ話をいたしますと、私当時大津町商工会役員で佐賀県のある町に研修に行きました。行きました町は町名はちょっと忘れましたが、産業祭をやっておられたわけでございます。予算の額はそう大して大きくなく、住民の人口も1万7千ぐらいだったと記憶しております。その小さな町が2日間、土日合わせて約5万何千人の人を集める産業祭をやっておられたのには感心をしたわけでございます。町民総参加の事業です。小さいお子様から保育園、幼稚園、小学生、中学生、それぞれ催し物があるわけでございます。JA、畜産組合、商工会はもちろん、企業の皆様もすべて結集して、その産業祭を成功させておられたのには、私も敬服いたしました。多くの人に大津町を知っていただき、大津町の農産物を、唐芋を知っていただき、また二輪車の町、本田技研のバイクが宣伝になるように、この機会を大事にし、2千万円ぐらいの補正を組んで先行投資をしたらいかがかと思うのであります。合志町、今現在合志市でございますが、合志町時代から産業祭と名を打って行っておられます。庁舎の東側の駐車場を利用して、ちょっと言うたら小さな産業祭と私は思うわけで、参加して感じたわけでございます。うちにとっては施設はスポーツの森運動公園なるもの、大きな施設、良い施設があるわけでございます。ただいまは本田技研様の土地をお借りしてカライモフェスティバルをやっておりますが、企業の皆様に中核工業団地の企業の皆様や室工業団地の方々、その方々がやっぱり本田技研様の土地の中にはちょっと違和感を感じられるのじゃなかろうか。そこで、スポーツの森を利用して産業祭を興してやってみようではございませんか。家入町長なら、必ず成功するものとは私は確信を持っております。どうか家入町長の決断を伺います。

1回目の質問を終わります。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 安永議員の産業祭というものを大々的にやってみてはというようなお話でございますけれども、カライモフェスティバルが始まる前に大津町の合併30周年というような記念行事で昭和61年に産業祭を1回やっております。その辺のところの反省に立ちまして、当時の産業祭を検証した結果、これはいかなものかというような形で明日の大津を創る会の皆様とご相談しながら、カライモフェスティバルというか、大津町の特産であるカライモフェスティバルを秋にやって

みてはというようなことで計画をしながらやらせていただいております。これもう20年を迎えようとしておりますけれども、この間、それぞれの企業の皆さんや多くの各種団体等、ボランティアと、いろんな形の方々がご協力、ご支援、あるいはご理解をいただきながら今日に至っておることに対しては、大変感謝とお礼を申し上げたいというふうに思っております。もちろん、当初昭和園で、平成元年から昭和園で始めましたけれども、なにしろ昭和園については駐車場と色々な問題が絡んで、平成3年度より本田技研工業の熊本製作所の現在ところを提供を受けながら、大津町特産のカライモフェスティバルというようなことで開催しております。これにつきましては、大体祭りの日の1日で3万人近くお見えになられる。また車の利用も1千500以上の車が来ておるといような状況でございますので、議員おっしゃるように、スポーツの森大津の会場で祭りを新たに興してみてもいいかなというように思っておりますけれども、唐芋まつりにつきましては、今言ったような状況でございますので、向こうへ回すという形になると駐車場の問題とか会場の問題がございます、とてもあそこではやっていけないんじゃないかなということで、向こうでの唐芋まつりは難しいと。またおっしゃるように、これにはまたホンダの南の方に大津町の甘藷部会という皆さんが5月の終わりの日曜日にもご協力いただいて、町内外から大体150組、250、260人の方がお見えになられて唐芋植えの植え付けを終わられておりますけれども、11月の祭りになると、その辺の家族関係、いろんな方々がそこにだけでも1千人以上の方がお見えになられて収穫を喜び、感動しながら、次となりのホンダの祭りの方においでいただけるというようなことで、我々としてはそういうカライモフェスティバルは今のところでやらせていただきたいというふうに思っております。その中にもホンダ関連とか自動車展示とかいろんなことをやらせていただいております。もちろん、今後、ホンダも二輪の製造が始まりますので、あとはソーラーシステム関係の展示、そういうものもあるかと思っております。もちろん、ほかのIC産業とかいろんな形については、なかなかその辺の商品展示をやっても、なかなかいかなものかなというように思っております。そういう意味におきましては、産業祭はともかく、それだけをやるというのはなかなか厳しい状況であると。また祭りとして成り立っていきけるかなというように思っております。もちろん、議員おっしゃるように新たな祭りをというように活性のために、大津町をPRするためというようにございまして、これについても今、ホンダの方ともご相談する中で、ホンダの夏まつりをはじめとする南の桜まつりというようにも行っておりますけれども、二輪の祭りという形で、今、二輪のイベントも検討をしていかななくちゃならないんじゃないかなと。浜松とかそういうところでも二輪の祭りがあっておりますので、その辺を勉強しながら、ホンダの産業のイベントして成り立っていく関係の中で、ホンダさんとお互い連携を取りながらやっていただきたいというように思っておりますので、十分この辺につきましては明日観の皆さんともご相談しながら、どんな祭りにしていくかというのをやっぱり検討していかななくちゃならないというふうに思っております。もちろん、そのためには関係企業の人、あるいは各種団体、いろんな方々のご協力があつて祭りというのは成り立っていきますので、そういう意味におきまして、いろんな祭りが大津町にもあります。福祉まつりをはじめとする、そういう祭りの中でのボランティアの皆さんも一生懸命頑張つていただいておりますので、それぞれ明日観のメンバーを

見てみますといろんな方々が参加してやっておられますけれども、これ以上の祭りが年間の我々の本業を持ちながらボランティア的にやっていく中ですね、継続ができるかというようなことも今後ご相談をしながら産業祭をやるかどうかというような形になってくるかと思っておりますけれども、今のところ、そういう二輪のイベントを兼ねたところで検討しますと、今のクライモフェスティバルをしっかりと大津町の一大イベントとして捉えながら、今後については十分二輪のイベントも検討していかなくちゃならないんじゃないかなというようなことで、ぜひそういう方向でご理解をしながら皆さんにご協力をお願いしていきたいというふうに思っております。

○議長（宇野光廣君） 安永美智男君。

○13番（安永美智男君） 再質問いたします。

平成13年3月の定例議会において、私が当時、荒木時彌町長に一般質問をしております。それをちょっと読ませていただきますと、荒木時彌町長も家入町長同様、そのような答弁でございます。大事なことはわかっておるけど、なかなか参加ボランティアで応援をしていただく人材が今のところ不足しているという答弁でございます。で、第2点目のですね、これにちょっと触れて関連しますので、ちょっと関連して言います。2点目の大津町づくり活動事業について、第2の質問をいたしますが、これをちょっと先に私のあれをちょっと入れさせていただきます。これと産業祭と私は合致するわけです。このボランティア会員、私がこの第2の質問に大津町ボランティア元年と名を打って、この人材を活かすためにも、そういう大々的なイベントに協力していただく、そのような意味からしてこの質問を13年3月の議会、7年ぐらい経っておりますが、再度家入町長に産業祭をぜひやっていただきたいと。このボランティアをしていただく人を育てるためにも、産業祭という大事業である、私も簡単にその産業祭を興そうといったつもりではございません。それは、大変な事業であるということも私も肝に銘じております。ちょっと後先になるかもしれませんが、私もこの会員に登録をして、何ならばボランティアで産業祭に協力しようという気持ちを持って、再度町長、検討委員会を設置するということまで答弁をいただければ、私も幸甚に思うわけでございます。どうか、再度質問に答えて下さい。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 安永議員のしっかり褒めていただいたのはありがたいんですけども、今のところ、新たな産業祭をやるというようなことは考えておりません。

○議長（宇野光廣君） 安永美智男君。

○13番（安永美智男君） では、この質問は終わります。

じゃ2点目の質問に入らせていただきます。元気大津町づくり活動事業についてお尋ねをいたします。このアイデアは、企画は私大変素晴らしいと思うわけでございます。今からはいかに住民パワーを引き出すか、協力して町当局と町民が一体となって町の発展に寄与するかに係っておると思うわけでございます。でありますから、このボランティア事業を大津町ボランティア元年と名を打って、大いにアピールをし、大津町発展につなげる基礎となるよう私も協力いたしますが、職員の皆様もこの事業に対して強い熱意を持って成功をさせていただきたいと思うわけでございます。ちょっと心配を

しておるのでありますが、先だって区長会の区長さんとお話をしました。「説明はあったけども、私は理解ができてません。ちょっと私は理解に苦しむから、区民の皆様は協力してくれ、ボランティア会になってくれと進めるわけにはいきません」というお話を聞いて、ああ、これじゃ、このいいアイデアが宙に浮いてしまうんじゃないだろうかと危惧をして、この一般質問をするわけでございます。

ちょっと余談になるかと思いますが、私はこのボランティア事業はアメリカのケネディ大統領が、国から何々をしてもらうんじゃないかと、国に何ができるかを考えて行動をしてくれという言葉の思い浮かべたわけでございます。町民の皆様は町から何をしてもろおうかという考えの方が多く、このボランティア事業に参加するという心根のある人はわずかだろうと思うわけでございます。で、私もボランティアをされておるお方に申込書をお渡しして、会員になっていただけますかとお話ししたところ、1週間に15分間、毎週これは協力せにやいかんとしてほしい、こんなら私はできんばいたて、もう説明書がですね、ちょっと理解に苦しむ説明書じゃないかと心配するわけでございます。今度、うちの区で理事会、50名ないし60名の方が集まって理事会というものがあります。そこに職員の方が来て詳しく説明をされるよう望むものであります。どうかこれが成功するように、町当局としては頑張っておられるかもしれませんが、一度町長にお伺いいたします。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 元気大津づくりの「水水」という事業を進めております。もちろんおっしゃるようにまだまだPRというか、説明不足のところ、十分我々も反省しております。そういう意味におきまして、これまでやはり出前講座というような形で老人クラブ連合会の総会や、あるいは4つの老人会の定例会などにも説明をし、または民生委員、児童委員会、あるいは大津町総合型の地域スポーツクラブ、クラブ大津の総会とか、あるいはシルバー人材センターの総会、それから企業連絡協議会総会において説明をさせていただいております。おっしゃるように短時間の中で説明します関係で、本来のやり方とか、そういうものがですね、15分間毎日せにやいかんのかというものでなく、自主的にしたときというように、自分で書いていただくというようなことでございますけれども、その辺のPRをしっかりやっていながら、仲間というか、まちづくりにボランティア活動をされる方をしっかりとつくっていかなくちゃならないと思いますけれども、今年の2ヶ月間でございますけれども、5月末での参加登録者数は現在418名となっております。そういう意味におきまして、今後、我々の各地域においての地区担当職員の説明会がこの6月ごろからどんどん地域に今年の事業というような資料の下で説明をやっていくと思いますので、これからボランティア精神をお持ちの方はどんどんこれに参加してくるんじゃないかなと思います。もちろん、やはり議員おっしゃるように、まちづくりはやはり行政おんぶでなくして、やはり地域の皆さんの活動如何によって、その地域の活性が疑われてくるというようなことになりますけれども、我々はまたもう1つ、まちおこし大学というのを唐芋大学に代わって今やっております。6月からいろいろな各地域とか、いろんな方の中からご推薦させていただいて、そういう大学も立ち上げていく、これはあくまでも人材育成というような大きな目的の中でボランティア精神を隅々まで行き届くような形でやっていこうということで、森地区とかいろいろに今、福祉計画という中で地域で一生懸命ミニ行政みたいなものをお願いしております。

すので、そういう意味において、人材が如何に必要であるか、あるいはまちづくりのための活性には、まさしく人であるというふうに思っております。議員もいろんな形でボランティア活動、高尾野公園とかいろんな形で活躍されておりますので、議員自らがPRをしながら、ひとつご理解とご協力を取っていかれるようお願い申しあげまして、こういう仲間が大きく広がっていくのを期待申し上げまして、我々もこのような制度をしっかりとやっていきたいと思っております。もうこれもうちの職員の提案事項で検討した結果、こういうような形でやらせていただいておりますので、職員自らがそういう方向でしっかりとまちづくりに前向きで検討をしておるといようなことで、大変嬉しく思っているところでもあります。

○議長（宇野光廣君） 安永美智男君。

○13番（安永美智男君） 再質問を行います。

私を感じますところ、職員のOBの方のボランティアに対する参加が少ないと思っております。家入町長も職員のOBであります以上、OBの方々に会員になっていただくように、大津町の発展のために、また参加をしていただくように頼んでいただくならば結構と思っております。

以上で質問を終わります。答弁は要りません。

○議長（宇野光廣君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後2時38分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成20年第2回大津町議会定例会会議録

平成20年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)

平成20年6月13日(金曜日)

出席議員	1 番 鈴 木 ムツヨ 3 番 新 開 則 明 4 番 長谷部 健一郎 5 番 月 尾 純一朗 6 番 坂 本 典 光 7 番 藤 森 昭二朗 8 番 大田黒 英 生 9 番 石 原 大 成 10 番 手 嶋 靖 隆 11 番 永 田 和 彦 12 番 松 永 幸 久 13 番 安 永 美智男 14 番 藤 坂 重 美 15 番 荒 木 俊 彦 16 番 津 田 桂 伸 18 番 宇 野 光 廣
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局 長 松 岡 勇 次 書 記 堀 川 美 紀
地方自治法第121条の規定より説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲 子育て支援課長 大 塚 武 年 副 町 長 宇 野 博 明 総務部総務課長 兼ねて地域安全係長 桐 原 則 雄 総 務 部 長 首 藤 誠 治 企画部企画課長 兼ねて財政係長 木 村 誠 企 画 部 長 徳 永 保 則 総 務 部 長 兼ねて会計課長 藤 本 聖 二 会 計 管 理 者 西 村 和 正 兼ねて会計課長 福 祉 部 長 松 永 高 春 教 育 長 宮 崎 廣 行 土 木 部 長 伊 東 貢 教 育 部 長 大 塚 武 年 土木総括審議員 農 業 委 員 会 服 部 次 子 農 事 務 局 長 土 木 部 長 中 山 誠 也 併任工業用水道課長 経 済 部 長 西 本 昇 二

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 00 分 開議

○議 長 (宇野光廣君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (宇野光廣君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

永田和彦君。

○ 1 1 番 (永田和彦君) 通告書に従いまして、一般質問を行います。

今回は 3 点、大見出しで上げております。1 問、2 問目が町長、3 問目が教育長という形で進めさせていただきます。

まず最初の質問であります、町長に対してです。損か得かの政策評価が必要ではないかと役場の中の政策の評価のやり方、いろんな角度から分析をしてされているとは思いますが、我々議員においては、予算を組まれて、予算を我々が認めて、その後に最終的に決算で執行率やそういったところの数字的なものを我々は諮るといって評価をしていきます。しかしながら、考えますに、その政策が町民にとってどれだけ有益であったか、はっきり申しますれば損だったのか、得だったのかというふうを考えて、自分はこの政策は、私にとっては損だったと思いますよとか、得だったと思いますよというような意見を聞きますので、そういったところを見つめて、町民の代弁として町長に質問をしたいことではありますが、施政方針あたりで町長の 1 年間の方針を述べられます。3 月定例議会におきまして施政方針を述べられましたが、施政方針と申しますれば、他町や多くの全国の、他の首長さんたちがどういったことを述べられているか。ネット検索あたりをしてみますれば、おもしろいことに家入町長が 1 0 0 とするならば 8 0 か 7 0、それぐらいはですね、ほとんど一緒ではないかなというような施政方針が出てきます。あと 2、3 0 % は、地域の特性を含めたところの施政方針が出てきますので、やはりそういった全国的にほぼ横並びの施政方針が行われる中で、こうします、ああしますという約束を町民、市民にされた中で、日本国民の全体が不満を持っている部分も多々あると思われまます。私は、いろんな政策を町長が打ち出します。そしてまた、我々議員もこういった場をお借りしまして、政策立案なりして町長とこうやったらどうかということを議論しますが、要は町民にとって、結局は損か、得かの問題ではないかと私はそう思います。そして、その損と得の分岐点というものがある、そこを必ず超えなければならないと。そして、得の方に行かなければ、その政策は失策だと私は思います。

例えばこの質問の要旨に書いております政策において新しい道路を造りましたと。それによって、周辺地域の利便性が住んでいる方々は非常によくなったと。そして、道路が通ったことによりまして地価が上がったと。資産価値が上がったという方々は、やはりいい政策であったと評価をするでしょう。しかしながら、昨今の、今の経済情勢あたりを見てみますれば、例えば農業あたりは非常にやはり厳しいということで不満が募る部分も多々あると。農業政策あたりは、国も食糧問題やいろんなものをはじめとして悩んでおられるようですが、打開策は打ち出せないというのが現状ではないかと思えます。そしてまた、新しく熊本県におきましては、新しい知事が就任されましたが、この知事もダム問題においてばたばたされております。このダム問題は、荒瀬ダムあたりは発電とか、その流域の方々の自然環境に対する意見とかいろいろあって、今、現状は皆さん知ってのとおり、町長、ご存じだと思います。そしてまた、産山ですか、溜まらないダムとして、今、新聞紙上で特集が組まれてやっておられます。そこあたりはですね、やはりその受益農家と、まだ受益してないわけですが、方々が水は来ないのに負担金は求められると、こういった政策は、やはり損な政策でありまして、迷惑な話です。ここにはですね、600億円近い財政支出をしているのに、未だできてないというような、我々の納税者からすれば、一体国は何をやっているんだと言いたくなるような政策であります。そして、我が大津町を見てみますれば、やはり圃場整備などに取り組んで、今回の施政方針の中でもですね、村づくり交付金あたりを使いまして生産性を上げると、そういった農地の改革に取り組まなければならないというようなことを町長はおっしゃいました。しかしながら、要は現状をよく見つめてみますれば、圃場整備をするにあたって負担金が生じます。そしてまた、その負担金を支払われる農業従事者の方というのがかなりご高齢になっている方々も多い。跡取りもいない。そういった方々に圃場整備を強制して、いや、納得の上に印鑑をもらったんですよとか、いろんなことが言われますが、実際的には可処分所得は減ってしまうし、必要ではないと言われる方もやはりおります。そういったことを考えますれば、そういった政策は一体何のためにやっているんだろうかと思えます。農業を続けられて、国のために、人のために、安全・安心な農産物を作られてきて、年を取られた。その方々に対して、またも負担金を求めるというようなことは、これは私は損か得かを考えたときに、その方々は受益者農家にはならず、非常に迷惑を被ったことになるのではないかと思います。それがですね、いろんな一例で農業のことを言いましたが、農業政策が今後、ちょっと待って下さいと、来年、再来年は結果が出ないけれども、3年後、5年後は、いや、10年後はもっともっとよくなるんですよという約束ができるならば、私はそれはいい政策かもしれないと評価しますが、そういった約束はされていないんです。ただ単にそうすればいいだろうというような政策ですから、何の担保もない。実際、前回の一般質問、その前でしたか、そういった国営事業やいろんなもののそういった整備に対して負担金が生じて払えなくなった。そして借金まみれになって、先祖代々続いた田畑を手放すというようなことになったという政策も見受けられます。そういったことを考えますれば、本当に町民の方々が求められている政策を町長が実行するのであるならば、そういった町民の方々がどういったその受益者になるのか、得をするのかというのが大前提になればならないと私は思います。ですから、町民の方々は、この政治というものを役場の中の町長をはじめとして、我々議会はそれに対していろんな提

言なりしていくわけですが、期待をされておる。しかしながら中身をすべて網羅している方というのは、町民の方々はいないんです。それは、任せられているんですね。家入町長、頼むぞと、町の政治をしっかりとやってくれと頼まれているんですね。ですから、そういったことをわかりやすく、こういった町民の方々の声が出て、農業政策は非常によくなって、皆様方の所得も増えて、外国産農産物にも対抗できるよういい圃場ができましたというようなものができるならば、大変評価します。しかしながら、今までの経緯を見てもみれば、陳情書が出たりとか、いろんなものでごたごたした感はないと私は思います。ですから、そういったことがきちんと町長が把握されているのか心配であります。そういった政策の評価、町民の視線から見た評価ができる制度が何か必要ではないかと私は思いますので、町長のそのどのよういった町民の方々の声を聞いて私は進めているというような評価の方法ですね、声の聞き方、意見の聞き方がありますれば、その点を町長に質問したいと思います。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） おはようございます。

永田議員の一般質問の政策評価の点についてお尋ねでございますけれども、おっしゃるように、全体的に大津町の住民の皆さんの幸せと大津町の力を付けるためにどうしていくかというのはいろいろ問題あるかと思っておりますけれども、例えば福祉の問題についても、若い者には子育て支援制度、あるいは高齢者については介護制度というような形を取った場合に、両方のシステムの中で若者はどうか、年寄りはどうであるかというような問題もあるかと思っております。しかし、それは大津町としてどうやっていくかというような形の、そのような福祉関係の政策も多々あると思っております。また、道路関係でございますけれども、道路関係につきましてもいろんな都市計画道路、あるいは圃場整備を兼ねた農道関係、いろんな道路の状況につきましても、やっぱりかかる人についての保障の問題、これが損得がどうであるかと。あるいは、それを利用される方と利用されない方もおるんじゃないかなと。しかしこれは町全体の基本計画の中で必要であるというようなことをしっかりと職員が説明しながら事業のご理解とご協力をお願いしていくというような状況でございます。そういう意味におきまして、例えば道路の補償問題というような形についても、第三者というか、不動鑑定士にちゃんとした評価をしながら、その金額に基づいて地権者の方にはご相談をしていくというような形を、平等な形の交渉を進めていかなくちゃならない。しかし、そこにおられる方が、例えば一部かかって残った人については、その土地の評価というのはもちろん上がってきます。しかしそこを全部立ち退かなくちゃならないというような形については、ただ移転補償とか、そういうものについては当たり前の保障がもらえるかもしれません。損得なしというような形になるかもしれませんけれども、やっぱり金で買えない、今までそこに気遣った、育った、育てられた、あるいはその地域の人との交わり、そういうものはやっぱり金で買えないものがあって、新たなどころに行くとなると、その辺は大変損というところであれですけれども、大変厳しいというか、ご協力をお願いしなくちゃならないんじゃないかなと思いますし、もちろん圃場整備関連等につきましても、減歩関係で仕事をやらせていただいておりますので、そういうその減歩方式のやり方については、それぞれの方々にご協力をお願いしながら、これはあくまでも法的に道路とか水路とかの公共減歩もあるし、あるいは例えば畑総の場合であれば、

国営のパイプ事業、あるいは面の県営事業、そしてやはり営農関係については、やっぱり地元の我々、あるいは地権者の方々が一緒になって営農をやっぱり考えていく、その辺のところの支援なりをやることによって、やっぱり使う人と使わない人もおりますけれども、将来の営農関係の、個人の営農を指導していくためにはどうあった方がいいかというようなことをやっぱりしっかり説明責任をやっていかなくちゃならないと。ただし、おっしゃるように、やっぱり中には高齢者でありますので、俺のときはもうよかよというような方もおられますし、いや、これはやっとかにやいかんと。やっぱりここで反対すると皆さん音迷惑かけて、名は孫の代まで残るといようなことでご協力をお願いされるというか、そういう方もございますけれども、今はやはり損のところを見ればそうかもしれませんけれども、将来的に見れば得をするというか、地域の皆さんにやはり恩典を与えるというか、住民の皆さん、他の人たちがよくご協力していただいたな、あその家庭はいつもこういうふうにご協力してやっていただけるといような、また違った面での得をいただけるんじゃないかなというように評価を受けるといような思いをしております。そういう意味におきまして、いろんな事業を町は福祉関係をはじめ、道路、いろんな形のをやらせていただいておりますけれども、それぞれのやはり受ける利益者の関係者、それぞれ違いますけれども、しかし町としては、やっぱりやっていかなくちゃならない施策的なものもございますので、それをどうやるかとなると、やっぱりそれにつきましてはそれぞれの地域に今、大津町の職員を地域支援職員という形で地元で65地区の中に7ブロックぐらいのリーダーを置いてやらせていただいておりますけれども、そういう意味において、いろんな意見交換をしながら、全体的な事業推進、あるいはその地域かの要望なりご意見を聞きながら行政に活かしていきたいというようなことを考えてやってきておるところでもございます。

そういう意味におきまして、事業を進める中にその政策の損得を町民の立場で検証するシステムが必要であるのご指摘でございますけれども、19年度から設置しました第三者による振興総合計画等の評価委員会により評価をしていただいております。この委員会と並行いたしまして、多く町民への情報提供や意見をお伺いするシステムとして、先ほど申しました地区担当職員を配置しながら、例えば今年の町の仕事作成をしながら出向いて説明を行っておるといようなことでもあります。

また例えば、大変時間を掛けまして、地元のご協力を得ました美咲野の桜山交差点につきましても、一応完成後、住民の皆さんにアンケートを採って、その事業の検証もさせていただいておりますし、今後についても、そういう事業についての事後のアンケート、あるいはそれぞれの事業の前にはそれぞれの事業の説明をしっかりとやっていくと。その地区地区だけでなくして、地域住民の皆さんに全部がやっぱり知っていただくと、これはやっぱり大津町の皆さんの税金を使っているというふうな思いをしておりますので、その税金を使う以上は、住民全体に知らしめることが必要であるというふうに思っております。

○議長（宇野光廣君） 永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 再度質問します。

福祉や、そういった道路のことに関して、確かに領ける点というのはあると思います。そしてまた、逆の言い方をすればですね、町民すべて100%得だと言われるような政策はですね、これはまず無

理でしょう。これは誰がしたって無理と思います。ただ無理かもしれないけれども、家入町長なら必ずやってくれるという希望の光は残しておかなければならないというのが私の言い分でありまして、例えばですね、先ほど圃場整備のことを言いましたが、地元の方々といろいろお話をお聞きします。決して贅沢はされておられないと。掃除さえもご高齢になって、言い方は悪いですけども、散らかって汚れている家の中に通されたりとかします。それでも、やはりそういった一生懸命自分は農家に生まれて農業が天職だとやっておられる方と話しますればですね、たった何千円の負担金だけとか、そういったことを言うてくる職員がおったりとか、周りの換地委員さんからいじめの言葉みたいな、あんたは村八分するばいたんごたる言葉を投げかけられたりとか、何のためのその皆様方に迷惑をかけなくて質素に生きてきて方々ですね、そういった何というか、人生の楽しみというか、そういったものが何もなんか光が見えないようになってしまうんですね。現在も問題になっております後期高齢者医療制度なんかもそうです。我が議会は可決しました。私は反対しましたけれども。そういったものを考えてみますればですね、そういった政策が正しいか、正しくないかということですね、求めているんじゃないんですね、人というのは。1つの文献を拾い出しましてちょっと言わせてもらいますが、医療と同じように、うまくいくか、いかないかという実学判断なんですよ、実は。今までの医療の中では、こういった措置が好ましいというかもしれないけど、いや、この方は果たしてそれでうまくいくのだろうか、いかないのだろうか。正しいか正しくないかは数字の判断に近いと思いますね。ですから、そういった人のそれぞれの価値観、そういったものを大切にしなければならない。また、町長も今の答弁の中で、金で買えないものがあるということをおっしゃいました。確かにそこなんです。そこで非常に私は大切な事だと思います。しかしながら、今日食うご飯にも困ると、お金がないと、着るものにも困るといふうではいけませんので、やはりですね、可処分所得が減るような政策は、やはり私からすれば最低ではないかと。そういったところの検証はしっかりやっていただきたいと私は思います。この質問の中で、少々手厳しいかもしれませんが、損得分岐点以下の町民は、納税をした上、損をしたというわけで、詐欺に遭った被害者と同じではないかというような厳しい言葉を使っております。しかしこの詐欺というのは、いつの世でもやはりなんかあるんですね。例えば私も商売人でありますから、こういった昔からの有名な商売の話がありまして、毛はえ薬と痩せる薬は、結果が出てから払うべしというのがあるんですよ。いい毛はえ薬ができましたから、これ売んならんですかと、儲けますよと。いい痩せる薬ができましたからと。わかりました、扱きましょうと。しかしながらですね、御屋さん、あなたに言うておきますけれども、これを私は売ります。しかしながら、結果が出てから、毛がはえてから、痩せてから集金はしますよと、それから払いますよということ言う。そしたらみんな帰ると。結局それは町民の方々は政策に対しては言えないんです。わかった、負担金を払えばよかつねて。その代わりに、所得が増えてからしの負担金は払うよと言われたらどうします。問題はその商売の詐欺にかかったような形になってはいけない。この例えは非常にですね、この議場で言うのも詐欺とかですね、いうのは適した言葉ではないかもしれませんが、実際そういう形になるんですね。一番わかりやすい言葉だと思います。この政策を進める上での責任、それとそれに対する保障というものは、ないのではないかな、やりっ放し、それじゃいかんでしょ。

やはり、よくなりますと言ったからには、保障して下さいよ。そしたら、皆さん、はい、わかりましたて、できなかった場合は財政出動しましょう。財政出動した場合は、町民から何という税金の使い方するんだ、あなたの政策に能力がないから引いて下さいという形になるでしょう。しかしながら、今回のですね、昨今の経済を見てもみすれば、大幅な原油高ということで、政府もとうとう財政出動に踏み切ったとありましたが、そういったこともですね、含めて、大津町も余所の町村の方々に気の毒いぐらいの町民法人税あたりを納めていただいている企業はあるということで、財政出動もいざとなればやむなしというような町長の決断もどこかで出てくるかもしれないと思ったりもするわけです。やっぱりですね、所得が減るといのはですね、誰でも嫌です。よく言葉の中に、金持ちに貧乏人の気持ちがわかるかとか言われますが、私が読んだ本の中に、貧乏人に金持ちの気持ちがわかるかという本もありました。でですね、じゃ何でそういうことを言うか。お金は持っているけれども、人に貸すため、やるための金じゃない。自分が一生懸命働いて貯めた金を何で人からとやかく言われるんだということなんです。だから、人の金をあてにしてはいけないけれども、政策という、町の政策ということでやってみて損をするならですね、これ最悪ですよ。ですから、やはりその政策については、町長は責任を持たなければならない。しかしそれを可決した議会も、それはもちろん責任はあると思います。だから、そういったことを考えながら私は賛成、反対するわけですが、圃場整備によって、そこで生産性が上がらなかったらどうされるんですかね。私はその点は再度質問しときたいんです。実際、国であるならば多くの関税をかけて、価格の調整をしたりとか、いろんなことができるでしょう。しかしながら、町にとってはなかなか輸入農産物に対抗するというのは非常に難しいのではないかなど。それでも進めると町長は施政方針で言われたわけですから、そういったことが町民にとって損得分岐点を超えるような、得したと言えるような答えが出てくるのか期待しながら、再度質問します。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 圃場整備関連で申し上げますと、当初大津工区の圃場整備ございましたけれども、そのときの個人負担というのは相当の金額が出ておまして、北部畑総や護川畑総をする中で、その辺の基準関係が、負担関係がバランスを取るために、それなりの事業をするために、現在も利子補給というような形で町から一工区500万円近く出しておりますけれども、これも厳しい普通耕作の経営がやっぱり農家負担にあまりかけてはまずいだろうということで、当時の町長の方でそういう政策をやられておまして、今も現在厳しい中で農家の方々のお話を聞きますと、やっぱりいろいろな農協、あるいはカントリー、そしてまた土地改良費というような形で、例えば土地改良費でも反当3千円近くを支払っておられるということで、本当に水田地帯での営農は厳しいような状況はもう確かでございますので、ただしおっしゃるように、その我々としては農地をしっかりとやっぱり確保していかなくちゃならないし、そのための営農関係をしっかりとできるような形を整備もしていかなくちゃならないというような考えの中で、やはり高齢者等になりますと後継者の問題も今、確かに厳しい状況でございます、そういう事業にも参加できないような厳しい農家の方もおられるようでございます。しかし、我々としては、やっぱりその本質というか、それをしっかりと説明する責任が我々にはあると

思いますし、換地委員さんはじめ職員関係の方には、やっぱりその辺の筋をピシッと説明しながらご協力を得るようにしていかなくちゃならないというふうには指導をしているところでもあります。結局、そのやった後がどうであるかというような形でございますけれども、例えば圃場整備を推進する中で、事前は事前換地ということで昔は。ところがその換地によってですね、うまく決まればいいんですけども、その場所場所によって、やはりいいところ、悪いところというのは、もう皆さん、知っておられるし、そしてまたそれに役員さん関係は、やっぱりもう最後は決まらんときは、都合の悪かという失礼になりますけれども、やっぱり取り手のないところを取っておられたということで、なかなか後の決定に時間を要して大変換地委員さん関係等にもご迷惑を掛けておったというような話で、今は事前換地というような形で、事前にいろんな形の中で皆さんそういう評価をしておられる関係で、事前に換地計画をつくって、そこにそれぞれのところを決めていただくというような形で、その中で水路とかいろんな道路とかのいろんなことを評価をさせていただいておるといような状況でもあります。もちろんおっしゃるように、まずは儲からんとどうしようもないといような状況でございますけれども、この日本の農業が今大変厳しい中において、今、農地・水関係とか、環境保全とか、そういうような形の中で、農家の人だけでない、地域の人と一緒に農地や道路をしっかりと守っていこうということで、大津町でも国の予算が3千万円以上の補助金が来ておりますので、ある地区には600万円以上の金が来ておるといような話ですけども、そういうやり方でいいのかなというの疑問であります。しかしやっぱりこれからの営農をしっかりとやっていくためには、我々農協と共に儲かる営農は何であるかというのをやっぱりしっかりと検討していかなくちゃならないし、また消費者のニーズというか、消費者の皆さんにやっぱり地産地消の考え方も農家以外の方々に、やっぱりそれを理解してご協力していただけるような形をやっていかないと、結果はいい結果になってこないんじゃないかなと思います。護川や北部畑総の結果といたしましては、当時大変ゴルフ場の問題もありまして、いろんな問題ございましたけれども、現在、できあがった段階では、農地を手放す方も若干出てきておりますけれども、しかしその農地をまた新たに求める人がやっぱり圃場整備したところでないといけないといようなことも話を聞いておりますので、やはり休耕地を残さないようにするためには、やっぱりそういう農作業の能率が上がるような整備もやっていかなくちゃならない。そこにやっぱりおっしゃるように、その分岐点化というか、農地を手放さないためにはどうしても仕方ない人が出てくるから、それをどう保障するかというのはなかなか厳しい状況でございますけれども、そういうことのないように営農指導をしっかりとやっていかなくちゃならないといふふうに考えておりますし、今、法人組織というのもできておりますので、そのような方向でも農地を手放さないような方向に持っていかなくちゃならないんじゃないかなといような思いで、今後、そういう農地法人関連の皆さんとともに営農関係をしっかりとやっぱり指導しながらといつか、勉強していかなくちゃならないといふふうに思っております。

○議長（宇野光廣君） 永田和彦君。

○11番（永田和彦君） いずれにしたって、責任は持てない、保障はできないといような悶々としたところであるといような町長の答えであったかと思っております。しかしながら、当事者とすれば大変

な問題でありますから、この問題にはやはり取り組んで、ああ、大津町はこやんしよったばいと、余所の近郊町村からですね、言われるような政策に進めていただきたいと思います。

次に移りますが、職員の人事についてであります。実際、町長は大統領制におきまして指示をする、そしてそれがトップダウンで下につながって有効な仕事をしてもらおうという形を取られますが、だからこそですね、町長の次の位に位置する方々、またその次に位置する方々、そういった人事の決定というのは非常に問題になると思います。実際、町長が就任されて1年後だったですかね、人事異動やられまして、そのときにも指摘した部長制、やはり取り組まんとやっぱりいかんごたるという形で町長が今回取り組んでみたということで、町長も悩まれたでしょうが、そういったところで部長というのが大津町にもできあがりしました。ただ、そこに対して実際、前も言いましたけれども、実際人事に対してからのそういったなんですか、文書がですね、怪文書が私のところにも回ってきたということで不服がある人がいるみたいだから、ないようにしていただきたいという一般質問もしたところでありましたが、やはりですね、この人事は、職員皆様が納得する形、これも100%とはいかない思います。しかしながら、町長が聞かれたならば、いや、こういう基準で人事は決めているんだよという納得をされていないからこういったものが出たわけで、私もこの人事について口出しすることはできませんが、その仕組みについて、それが理に適ったものなのかどうかというものは聞きたいと思います。ただ、私はどちらかという商売の方でいろんなこと、本を読んだりとか勉強しますので、そういった中ではですね、いろんな選び方がやっぱり各経営者の方々があるわけですよ。そういったものがですね、やっぱり公務員という中で、その中の考え方と民間の企業の違いというのがあって、その中でいいところはやはり取り入れてほしいと思いますし、そういったところで今回議論したいと思いますが。その町長ですね、その人事評価制度の評価基準ですね、そういった形のものをお聞きしたいと思います。2番目の質問ですね。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 人事の件でございますけれども、なったすぐの人事で、怪文書出まして、私もびっくりしたわけでございますけれども、やっぱりそういう怪文書が出るというのは、何らかの問題があったんだなという思いをしておりますが、そういう怪文書が出ないようにやっていかなくちやならないし、目線をやっぱり町民の方に向けて、あるいは町の力を付けるためのサービスができるような、そんな職員の知識や情報や技術、技能など、能力を行動力と兼ね合わせた職員の資質に頼っておるところでございますので、そのため、職員がその専門性を基に目的を持って働けるよう職員が活性化、生活と働ける環境を備え、いきいきと働ける環境を備え、仕事の達成感、あるいは仕事の楽しさややりがいを感じてもらうことが必要であると思っております。職員の仕事への意欲や自信が高まり、職員の満足度が高まることは、住民サービスの向上のため、大きなパワーとなりますが、そのために職員の採用や職員の配置、人事、あるいは給料制度などにおいて、能力や仕事の評価で責任を与える制度を構築し、全体をリードできるような人材を現場の発想をより向けられたサービス向上に向けた課題発見に改善している人材を育てていかなくちやならないというふうに思っております。そういう人材育成のためには、自らの役割を認識して積極的に課題に取り組む人材、自己管理や自己開発

のできる人材を経営感覚を持って行動できる人材などでありますので、いわばそういう核となる人材が必要であります。このような人材を育てるためには、採用や昇級、育成といった組織全体の人事政策の中で人事給料制度を含めたキャリアアップの仕組み、公平性のある評価や職員一人一人の能力開発が計画的な人材育成のための研修など、職員自身にとって将来の見える総合的な仕組みを構築することが町のためであり、町民の幸せになる、そういうことが町に得を与えるものと考えております。そういう意味におきまして、18年度より人事評価制度により人材の育成を図るといような形で取り入れております。19年度は資質や能力開発のために自己申告の研修も行っております。18人近く自己申告で行っていただいているし、また職員全体の研修というような中で74人行っていただいておりますし、もう本年につきましては5月末で12人の自己申告による開発研修を申し込まれておりますので、そういう意味において、どんどんと人材育成を図っていききたい。人事評価につきましては、今はまだ途中でございますけれども、当初、18年のときに行いましたときには、今までの評価が5段階で1、2、3、4、5というような形の評価で、見てみますと大体偏っておりますね、その課の課長の関係で、みんな同じような形で上がってきたり、それなりの意見もあり、さしたる意見もないような状況で上がってきたわけでございますので、これではまずいということで取り入れたのが、一人一人の職員を育成するために、まず職員自ら、今年1年なら今年1年の仕事に対する取り組み、姿勢、そういう課題について書いていただく。そして、何ができなかったかというようなこともレポートに書いていただいて、それを次の上司、係長、課長級がそれを見まして、その見ただ中で自分たちも反省する点とか、そういう職員指導の関係についても意見を書いていただくというような形で、それが上の方の幹部の方に上がってきて、私の方に報告するというようなことで、しっかりとしたその辺の各幹部というか、上司の意見もちゃんと書いていただくような形で今進めております。そういう意味におきまして、その結果がピシッとできる、できないとか、やる気とか、そういうものが大切でございますので、その辺のものが出来た段階で、やはり給料関係、あるいは昇格関係いろいろございますけれども、その辺に活かすためにやっていきたいと。昔の給料は1号俸上がるのに三千くらい上がったんですけど、今1号俸何百円というような、それを4等分されておりますので、これは今、調整関係で2、3年かけて今やっておりますけれども、今後はそういう人事評価に基づきまして、現在の給料表の1号しか上がらない人も出てくるだろうし、特徴的なもので、やはり3号俸とか4号俸、前の1号俸上がるというようなことも出てくるんじゃないかなと。そういうような形で職員のやはり、やった者に対する恩典はそれなりにやっぱりやっていかなくちゃならないんじゃないかなという方向で今人事評価制度と、それに対する対策というか、ことについて、今、年度途中というか、まだ1、2年でございますので、しっかりとした人事制度を確立していききたいというふうに考えております。

○議長（宇野光廣君） 永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 人事におきましては、町長の特権だと思いますので、町長のその手法が認められれば、職員が一丸となって、それこそ3本の矢どころではありませんので、大きな力が出せると思います。

そしてまた、要旨の中に、また厳しい言葉を書いておりますが、我々議員や町長は選挙でこの場に出てくるわけですね、選ばれて。ということは、選挙の論功行賞と見られるような人事は最悪だろうと私は思います。ですから、そういったことには、もちろん重々注意はされているかもしれないけれども、評価するのは自分たちじゃないんですね。第三者が、周りの方々がされるということでありませぬ。

それと、私は今回、部長制が取り入れられたことについて、1つだけはお願いと申しますか、言いたいことがあるんですね。それはですね、その方々にリーダーシップをもちろん求めたいです。4つしかない席ですよ。リーダーシップを求めたい。何でもかというならば、そのリーダーシップというのはですね、全体の士気に関わることなんですよ。だったら、そのリーダーシップを持っている方、よく気が付いて頭がいいとかいうことじゃないんですね。やはり人の魅力なんです。結局、部下の方々が、この部長だったならば信頼できるというような方じゃないとまとめることができない。そういったバランスがなければ恐らくうまくいかないでしょう。そういったことを考えればですね、そういったその数字やその評価制度の点数に上がってこないような人の魅力というのはですね、やはり見抜く町長の力が求められていると私は思いますので、適正な人事を今後も考えられて、適材適所の素晴らしい体制を作っていただきたいと思います。

そして、3問目に移ります。教育問題であります。教育問題はたくさんの議員さん方が、我こそはと手を挙げて言われます。ただ私は教育問題を考えるときに、例えば今回の秋葉原での事件とか、そういった悲惨な事故を考えながらですね、今のその教育のあり方というものを非常に深く考えるんです。実際、大津町は非常に元気がいいと、菊陽町も元気がいいと言われるのであればですね、やはり大津に移り住もうと、やはり大津はこういった教育があるぞというようなですね、何かその大義といいますか、御旗が上げられないものかなと私は思うんですよ。実際、自分が小学校のときの教育とか考えてみますれば、本当にですね、何でもかごとつせんといかんとだろうかなと思ひよりました。だったいくらしたって100点満点です。計算でも何でもですね、もう私は飛び級があったならば、私はやる気が出とったかもしれんです。あまりにも護送船団方式、やっぱりそれが護送船団方式と言うんでしょうね、魅力を感じなかったです。ですから、どちらかと言うと、独学の方に行ってしまったというやつですけれども。しかしながら、中学生ぐらいになったときに、やはり差は付きますね、やはり。やはりやっていない人はですね、方程式あたりはですね、解けないんです。だから、私は何ですか、自分の自慢するわけじゃないですが、知能検査というのがありまして、そういったやつでもかなり高得点を取ってましたんで、何でもわからんのかなと思ったりとかしよりました。ただそれは人を解したわけではなくて、もっともっと先に進みたいという気持ちがあったんです。ですから、今の教育環境を見て見ますればですね、前も言いましたね、塾に皆さん通っていると、高学歴を求めて。いい中学校、高校に行きたいと。こういったやつはですね、もう義務教育のうちに、小学校、中学校のうちにですね、例えば、いろんな策があると思うんですよ。別途教室、やる気のある人はこっこの教室でも勉強するようなシステムを町はつくったぞとか、いろんなですね、この仕掛けが必要と思ひます。そして、町民の方々の負担を少しでも減らす。実際、有名中学校あたりの受験というのは、も

う小学校の問題じゃないそうですもんね。先へ先へ進まんと、そういったところは通らない。久留米附設とかラサールとか、そういったところは、もう中学校になったら、今度は1年間で中学校の勉強を終わって、あと2年間は受験対策だと言いますもんね。ただ、そこまでやれないかなと思うと、やれんでもないかなと思うんですよ。それはやる気のある人には、どうぞこちらに来て下さい。こちらであなたが望む勉強を先生たちが担当しますからやっつけていこうじゃないかと。義務教育は義務教育でちゃんと受けてくれと。しかし、先へ伸びたい人は、これ、やっつけて下さいというようなですね、そういった仕掛けあたりを少し考えたらどうかなと私は思います。ただ、今、宮崎教育長がなられて、なんかそういった目立つような教育改革に取り組んでこういった成果が出ておりますとかいうのがなんか見えてないかなと思ひまして質問するものであります。

○議長（宇野光廣君） 教育長、宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） おはようございます。お答えいたします。

教育長になってから現在まで、町長や教育委員をはじめ各学校の校長、それから教育部の職員たちと相談したり検討したりして、町の教育行政に携わってまいりました。教育長に就任したときに数名の議員さんから所信を述べてくれだとか、教育への思い、これを知らせてくれというような質問を受けました。そのときに私は、学力の充実を第一に考えているというようなことを答弁したという記憶がございます。もちろん他のことも申したとは思いますが、それらは結局は学力の充実に戻っていくものだと思いますので、そういう意味では学力の向上のためにどのようなことをしてきたかということをお話したいと思ひます。

まず第1にしたことは、教師の資質を上げることです。毎日毎時間、児童生徒と授業で向き合う先生、その指導力を上げることが一番大切である、そんなふうにかんがえました。そのためにいくつかのことをしていますが、校長先生に大津町を好きになってもらうこと。それから、大津町を好きな校長先生を集めたことです。就任した時期が1月12日でした。年度末の定期異動のヒアリングが始まりましたので、教育事務所との話し合いの中で、大津町出身者の校長を大津の学校に異動していただくよう強く要望しました。そして、それなりの成果を上げることはできました。校長の強い指導力で、その学校の先生方をぐいぐい引っ張っていただくための方策です。また、各学校には校内研修の充実ということを強く要望いたしました。学校では毎年研修テーマを決めて、授業を通してテーマに迫る、そういう実践をしています。校内研修の充実を強く求めましたので、今ではすべての先生が力を合わせるようなことをしておりますし、各学校でみんなの先生が最低年に1回は研究授業をしてわかる授業の実践、言い換えれば指導力の向上を目指しています。

次に、児童生徒にわかる喜びを味わってもらう。学校が楽しいと児童生徒に感じてもらう取り組みです。1人の先生が35人とか40人を一斉に指導する一斉授業では、授業についていけない児童生徒がどうしても出てくると思ひます。彼らの躓きを取り除いてやるため、町単独の予算で学習支援指導員を平成17年度から配置しておりますが、その学習支援指導員を毎年増員したことです。各学校とヒアリングする中で、学校の要望を強く感じましたので、予算査定時に町長に、子どもは町の宝だし、これからの町を担っていく人材だ。子どもたちの学力向上のため、学習指導員を増員したいと、

そういう説明をし、増額をお願いして実現したものです。そのため、言葉は適当じゃないかもしれませんが、底辺の児童生徒を授業についていけるようにすることができました。

また、いろいろな事情やトラブル等で学校に行けなくなった、いわゆる不登校の児童生徒、この適応指導教室が、ご存じのように公民館ですか、文化ホールの1階のところにありましたが、非常に教育環境も悪い。そういうことで、落ち着いて明るく学習できる、または体験学習ができるようにシルバー人材センターの西に大津町教育支援センターを開校することができました。この学習支援指導員、その活用は各学校に任せていますので、学校の実情に合わせて効果が上がるような活用がなされているところです。平成19年度からは、特別支援指導員も配置することができました。

また、家庭教育の充実、このことを願って通学合宿を昨年度は2つの学校で実施しました。この授業は、大津町の子どもたちの自立心や生きる力を育み、地域や家庭教育力の向上及び子育て支援の充実を図るため、地域参加型の通学合宿を実施する云々と、こういうことを第1条の趣旨に謳っております。本来は家庭、または地域社会で教育してもらいべきことを教育委員会がお手伝いした授業です。このほかにも、夏休みの勉強合宿、冬休みの学習会等を開催しています。今年の夏休みには、先ほども議員さんおっしゃられましたように、中学生を対象に夏休みの強化勉強会を実施する予定です。そして、このことは7月の広報おおづで募集をいたします。これは中学校で勉強の仕方がわからないだとか、夏休みに塾などで特別に行われる講習会、そういうのに参加できないようなそういう生徒たちへの対応として考えたところです。

今、申しあげましたようなところを本年度までは実施しているところです。

○議長（宇野光廣君） 永田和彦君。

○11番（永田和彦君） もう時間がありませんので、時間配分をちょっと失敗したかなと。

今いろいろ自分がやったことを言われましたけれども、それがですね、確かに一つ一つの個々に見てみればいいことかもしれません。しかし、心を揺さぶるようなですね、何かがないんですね。私は思いますよ。例えば1問目のときに言いました、補助事業によって損をする人がいるんじゃないか、そういったところでですね、おじいちゃん、おばあちゃんのところに小学生連れて行って農業体験させてみなはらんですか。全然違うと思いますよ。そのおじいちゃん、おばあちゃんの背中を見せるべきです。そういったところをですね、組み込む。そして有名な企業があるじゃないですか。そういったところのですね、例えばいろんな企業側からの観点を持ち込む。そういったところなんです。それはですね、あくまでも自分の教育畑の中で歩んできた枠内で、枠内の中の、井の中の蛙的発想にしか見えないと私は思います。

もう時間がないのでもう答弁はよろしいですが、例えば給食をすべて米飯にしてですね、そして食糧受給率を上げるとか、それぐらいの取り組みをダウンとやったらですね、大津町は違うとなるんですよ。そういった目立つこともですね、やはりパフォーマンスは必要です。それが特別職の仕事だと私は思います。

以上です。

○議長（宇野光廣君） しばらく休憩します。11時15分から再開します。

午前11時02分 休憩

△

午前11時15分 再開

○議長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、大津町民の皆さん並びに日本共産党を代表しまして一般質問を行います。今回、5つの質問事項を出しておりますので、答弁は簡潔にお願いをしたいと思います。

最初に、後期高齢者医療制度、このことについては後期高齢者の怒りの声を代表して一般質問を行います。並びに時間の関係で、2番目の国民健康保険の人間ドック補助、この点についても同時に質問を行いたいと思います。

最初の後期高齢者医療制度についてであります、いわゆる75歳以上の戦後大変な苦勞をなされてきた高齢者の皆さんに数々の差別を持ち込む制度、例えばかかりつけ医院制度を利用すれば1ヶ月6千円しか医療費が、いくら治療をしても医療制度からお金が出ないという差別であります。また家族の健康保険にいた人も強制的に、いわゆる乳母捨て山に追い出されて新しい医療制度に囲い込まれていくと、これもまた差別であります。その中でですね、後期高齢者になったばかりに、これまで平等に受ける権利を有していた人間ドックが打ち切られたということでもあります。75になったから、もう人間ドックなんか受けんでもいいだろうと。要するに、病気を発見することなんか必要ない、早く死ねと言わんばかりの内容であります。

そこでお尋ねしますが、18年度、あるいは19年度の実績で、これまで何人ぐらいの方が、いわゆる75歳以上の方がですね、人間ドックを受けて来られたか。この実績についてお尋ねをいたします。

次に、国民健康保険の人間ドック補助であります、これまた小泉政権時代につくられたこうした医療改悪の一環であります、国民健康保険の、いわゆる74歳以下の人ですね、この人間ドックの補助が事実上半分に減らされたということでもあります。これまでは約5万円ほどの補助が設定されていたわけですが、この4月1日からは上限額2万5千円で打ち切る。わかりやすく言えば、これまで1泊2日で人間ドックに行けば、一番充実したやつを使えば5万円ぐらいの補助が出たと。ところが今度の改悪によって、日帰りコースしか受けられんという改悪になったわけであります。この点についてもですね、18あるいは19年度ですね、受診人数が全体で、74歳以下ですね、受診人数が一体何人ぐらいいたのか。そのうちに、いわゆる1泊2日ですね、2万5千円を超えるような人間ドックを受けていた方がどれぐらいおられたか、この点について、まずお尋ねをいたします。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 後期高齢者と人間ドックの関連でございますけれども、この件についてはどちらも医療費が増額しておりますので、内容を見た結果、補助金を減らすというような形になったんじゃないかなと思いますし、また20年度から新しい制度が、基本健診関係等が入ってきておりますので、日帰りコースの健診内容と変わらないというような報告を受けておりますので、そういうよう

な制度に変わってきているんじゃないかと思います。

あとの内容につきましては、担当部長の方からご説明をさせます。

○議長（宇野光廣君） 福祉部長、松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 荒木議員の一般質問の中で、後期高齢者医療制度及び人間ドック補助を厚く国保体制、ということについて、併せて答弁したいと思います。

議員ご承知のように、人間ドックの補助事業は、国民健康保険特別会計において、国民被保険者に対し国民健康保険税を財源として実施しているところでございます。しかし、今回の医療制度改革により、本年4月から75歳以上の高齢者の方は、後期高齢者医療制度に移行し、国民健康保険の資格を喪失したことに伴いまして、人間ドックの補助対象からも外れることになりました。また、熊本県後期高齢者医療広域連合においても、人間ドックの補助は実施しないことに決定をしております。先ほどの数字でございますけれども、平成19年度の75歳以上の高齢者の人間ドックの健診状況ですけれども、約2千400人の国保被保険者のうち103人の方が人間ドックを受診され、約355万円補助を行っております。後期高齢者の方の人間ドックの補助を実施するとなれば、今まで社会保険だった方、約680人の方たちも対象となってきます。推定いたしますと130人程度の方が健診を受けられ、補助金が約450万円程度必要になると計算をいたしたところでございます。

なお、この財源につきましては、一般財源での実施ということになりまして、するとするならば一般財源の実施ということになります。しかし、一般財源で実施する場合、75歳未満の国民健康保険以外の多くの社会保険に加入されている方々も人間ドックの補助制度がない状況にありますので、後期高齢者の方々だけではなく、大津町住民全ての疾病の予防及び健康づくりをどのように進めるか、総合的に計画する必要があると考えております。この人間ドックのことに关しましては、先ほど申しましたように、今までは国民健康保険に加入していた75歳以上の方だけが国民健康保険として実施しておりました。制度が変わりまして、75歳以上になりますと、今度は社会保険、政府管掌とか、私たち共済とか、本人も含めて扶養家族もいらっしゃいますので、そういう方々もやらなければいけないということになってきますので、そういった意味で一般財源で対応するというのは非常に検討する必要があるということでございます。

それから、平成20年度から医療保険者に義務付けられました特定健康診査と同じ内容の高齢者健康診査を熊本県後期高齢者医療広域連合においても、県下全市町村に委託し、実施することになっております。また、今まで町で健康診査、健康増進法に基づき実施してきましたがん検診等の住民健診も実施していきたいと考えております。

この高齢者健康診査及びがん検診と住民健診の内容につきましては、1日の標準人間ドックの内容とほとんど一緒でございます。何ら遜色あるものではございません。しかも費用も一番安いところの1日標準の人間ドックの費用の半額ぐらいで個人負担もできます。そしてなおかつ、町の負担も少なく済むということでございます。人間ドックの目的は、今まではどちらかというと早期発見、早期治療でございましたけれども、制度が変わりまして、今後はそのデータを基に健康指導、そういったことに力を入れていきたいということと考えております。

ちなみに、平成20年度後期高齢者の人間ドックを実施する市町村は、現在熊本県下では3市町村でございます。八代市と菊陽町と氷川町でございますけれども、八代市につきましては脳ドックのみということで聞いております。それから、菊陽町と氷川町は実施される模様でございますけれども、将来的には同じような考え方ではないかというふうに考えております。

それから、平成19年度まで高齢者の人間ドックを実施していた市町村は15市町村でございます。それ以外の市町村は、もう既にやっていたということでございます。33市町村は、もう実施していなかったということでございます。

もう1つ、私たちサラリーマン、それから政府管掌、いろんな保険ございますけれども、そういう働いている方々の本人につきましても、今非常に厳しい状況になっておまして、枠が決められて、すべての方が対象になるということではございません。ましてその扶養義務者については、なおさらでございます。そういった状況の中で、今後につきましては、生活習慣病対策をするために、健康づくりの方の健診の方に力を入れていきたいというのが国の考え方ではないかというふうに考えております。その予防介護、予防給付に力を入れることによって、医療費の伸びをですね、緩やかにしていきたいと。それも5年間で目標を上げてですね、やっていきたいというようなことではないかというふうに考えております。

続きまして、国保の人間ドックについてでございますけれども、平成19年度まで30歳以上の国保被保険者、人間ドック健診に対しまして、健診費用の7割を補助をしましてまいりました。平成19年度の状況は、30歳代の29人に対して91万円、40歳から74歳までの672人に対して2千364万円、75歳以上の103人に対して355万円、全体では804人、2千810万円を補助いたしております。しかし、先ほども述べましたが、40歳から74歳までの被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導の実施を平成20年度から医療保険者に義務づけられております。さらに、この特定保健診査等については、平成24年度における実施率が健康診査で65%を実施しなさい。保健指導で45%、内臓脂肪症候群で、いわゆるメタボリックシンドロームですけれども、の該当者及び予備軍の減少率が平成20年度に対して10%削減しなさいという目標値を定められております。大津町の国保の場合、平成20年度において対象被保険者約5千人のうち健診受診者を約2千人、保健指導対象者310人のうち保健指導実施者数を約80人と見込み、2千37万2千円の予算を計上しております。平成24年度において目標値の実施率を確保した場合、健診受診者が約3千500人、保健指導実施者数が約130人となり、費用が約3千500万円必要となります。この特定健康診査等の経費については、国及び県の補助金はありますが、その基準が非常に低く、その多くは医療保険者の負担となってくるということで、財源は国民健康保険税ということになってきます。要するに、国民健康保険税に跳ね返ってくるということでございます。そのようなことから、国民健康保険協議会の方でもいろいろ議論されまして、ほとんど1泊2日の人間ドックも、日帰りの2日のドックも、1日の標準ドックも内容はほとんど一緒でございます。人間ドックには、今、大津町が4ヶ所ほど委託しておりますけれども、安いところでは約3万5千円ぐらいから、それから病院名を申し上げますといけませんので、高い健診センターでは5万円ほど、標準、1日ドックがですね、

1 日日帰りの中でもそのような差がございます。その差を平均いたしますと、大体一番安いところの 3 万 5 千 7 0 0 円を基準といたしまして 7 割補助ということで 2 万 5 千円が妥当ではないかということで協議会の承認をいただきまして、そしてこの件につきましては、菊池圏域保険協議会の方でもいろいろ論議しましてですね、統一的に 2 万 5 千円ということを決めさせていただいたところでございます。

○議 長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15 番（荒木俊彦君） 国民健康保険の方はですね、別に今まで 1 泊 2 日で行った人は、それなりに高かったわけですが、今度は日帰りに統一すると。ある程度は、これは事情もわからなくてもないわけですね。この件は、また次の機会を待ちますが、最初の後期高齢者の人間ドック打ち切りです。約 1 0 3 人の方がこれまで 1 年間受けておられたということでもあります。ただいまの説明の中で、いわゆる健康診断で内容がほとんど同じと、負担も軽いと。そうでありますならば、7 4 歳以下の人も、じゃ人間ドックは要らんということになるわけです。そうでしょう。7 4 歳の一般の人も、健康診断を受ければ人間ドックなんか要らんとよと、こういう理屈になるわけでしょう。だから差別だと言っているわけです。もしこれを補助するとなると、社会保険から移ってこられる人も含めて 1 3 0 人程度で 4 5 0 万円ぐらい一般財源があればよろしいということでもあります。このくらいだったら、十分できることじゃないですか。言っておきますけど、人間ドックというのはですね、何でいいかという、健康診断も確かにいいですよ。しかし、病院に行ってゆっくりして、健康診断みたいにこう立って並んだりせんでも済んで、なおかつ、そこで病院に行ききちんと、お宅は異常ありません、あれほどこかありますと、ここで大きな安心をもらうわけですよ。もちろん病気が発見される、これも当然のことです。しかしそれと同時に、特に高齢者にとっては、ああ、何もなかったけんよかったと。そのことが高齢者の生きる力、元気の基、明日からの活力、元気で長生きと、こういう副次的な効果があるんですよ。ですから、7 5 になったから 7 4 歳以下は人間ドックはあるけれども、7 5 になった途端、人間ドックはあんたは要らんよということでもいいのかということですよ。

町長、じゃ、やる、やらないを含めて、この差別に対してどうお思いですか。この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 医療制度における差別とかいろいろ言われておりますけれども、人間ドック関連につきましてですね、おっしゃるように安心というか、それはもうもちろんゆっくり行って、もう 1 泊 2 日で、もう昼前には帰ってくるということで、そして検査内容はどうかというと、あんまり変わらんとですよ。それで 2 万も 3 万も補助していいのかと。しかし、生活するのに他の方ではゆっくりするところはあるやせんかと。温泉に行ったり、ゆっくりと。人間ドックから帰ってきて、結果表が 1 ヶ月遅れて持ってくる中で、やはり我々としてもやっぱり。

○15 番（荒木俊彦君） 違う、だから 7 5 になった途端ない、7 4 まであるわけでしょう。

○町 長（家入 勲君） だから、7 5 歳以上は外してある。

○15 番（荒木俊彦君） 7 5 歳のことを問題にしているんですよ。

○町 長（家入 勲君） 75歳以上については、年金生活とかいろいろ大変な経済状況でありますので、1日日帰りの人間ドックに代わる基本健診なり、そういうのを受ければ。

○15番（荒木俊彦君） それは74歳以下の人も一緒なんですよ。

○町 長（家入 勲君） だから、74歳以下の人たちについても、今、自ずというかですね、徐々にその辺は絞られてきておるような状況です。その内容、健診内容、今、人間ドックの健診の内容についても、今、いろいろと我々としても共済の方でも検討しております、これでいいのかと。病院がですね、のためにやっておるんじゃないかなというような意見も出ておりますので、だから今、そういう補助についてはどんどんと絞られてきておるというような状況でございますので、今後についても、議員おっしゃるように人間ドックはなくなってくるんじゃないかなというような方向になりはしないかなというふうに思っております。おっしゃるように、今の制度の中でですね、差別じゃないか、75歳以上はというようなことでございますけれども、差別でなくて区別をしてやっておられるんだなというような思いをしております。

○議 長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 要するに、やりたくないということですね。75になったら、74歳までは人間ドックの権利があるけど、75になったらそういう人たちに人間ドックを受ける権利は必要ないと、こう理解せざるを得ないわけですね。74までは受ける権利があるんですよ。いい、悪いは別としてですね、75になった途端、受けたいという人に対しても受けさせないと、補助をあげないと。これが差別だと言っているんです。区別じゃないんですよ、差別。差を付けて別扱いで受けられる補助を受けられないと損害があるわけだから、だから差別だと言っているんです。この点についてはですね、また問題にしてまいりたい、時間の関係もありますので、ぜひ会場内にも後期高齢者の予備軍がいっぱいおられますので、これは廃止するまでですね、私は、親を大事にする、高齢者を大事にする、こういう立場で頑張ってまいりたいと思います。

参考までに、自民党の元総務会長の堀内光雄が文藝春秋で書かれておりますが、この中でですね、この後期高齢者医療制度、保険が入ってないんですね、国民健康保険、社会保険、保険というのはリスクをみんなで分担してやりましょうという考えなんですけれども、さすがに厚生労働省もですね、75歳以上だけを分断して、いわゆる乳母捨て山に囲い込むと。だから、リスクの分散じゃないんですね。そういう意味でですね、保険という名前を付けられなかったということです。また、家族も、あるいは夫婦でも別々の保険にするということで、日本の家族制度を崩壊させると、私もそう思います。そんな制度がいつまでも、これからも続けていいのかどうか、声をあげていきたいと思います。

それから、この乳母捨て山ですが、長野県の民話に基づくと、殿様が60になったら山に捨てると、そういう習慣があったそうですが、高齢者の知恵を目の当たりにして、これはいかんということで御触書を出して、乳母捨て山に捨てることはまかりならんという、要するに御触書を出したそうであります。いわゆる、心を改めたわけです、悪かったと、高齢者をこんな冷たい思いをさせて。だから、こういう制度をつくった人たち、実施している人たちは心を改めて、一刻も早くお年寄りを大切にするという、本来の人間のあり方に立ち戻るべきだと思います。

次の質問に移ります。2番目が、駅前楽善線の効果についてであります。この間も、何人かの同僚議員の方から駅前楽善線のあり方について質問がなされてまいりました。いわゆる楽善から大津の駅前まで道路を、都市計画道路をつなぐということではありますが、私も是非はあったとしてもつくる以上はですね、効果的な、町民が納得するような道路でなくちゃいかんと思いますが、どう考えてもですね、楽善からずっと駅まで来て、駅にぶち当たって、駅から南に超えられないと、こんな計画でいいのかどうかということです。町長は以前、都市計画におられまして、これは南に抜く計画じゃなかったんですか。だから私は、駅をこの間、大分眺めてまいりましたが、ちょっと工夫をすれば、南に、ジャスコ側に道路を抜くことは十分可能であると思うんですけど、この点についていかがでしょうか、お尋ねをします。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 駅前楽善線につきましては、おっしゃるように、さっと飛び越していった方が一番素晴らしい道路であるのは確かです。しかし、それをどこから持っていかかという、もうあの上井手の方から立ち上げて、駅を飛び越して、バイパスまで飛び越して向こうに行かないとなかなか真っ直ぐ行く道路は、道路構造上難しいと。駅が今一番低いもんですから、あれを地下に潜らせてやるというのも、これも問題であるし、当初都市計画の中で、駅前停車場線を100メートル弱をやっておりますけれども、あれをまた上に上げるとかいろいろしたときに、あの駅周辺の活性化にはつながって来ないというような思い。議員おっしゃるように、西側の桜町通りをぽっと通すかどうかというような形で、道路をどう東へ回すかというような形になると、またなかなかぐるっと回したりして南の駅路に下ろすと、道路であれば。しかし、それにしても経費的に非常に高くなるし、その経費よりも自由通路がいいんじゃないかなという形で、今、自由通路の関係で検討させていただいております。もう1つは、今までは駅前楽善線のいろんな事情がございまして、停車場線の関係でもいつも言っておりますように、共同店舗の問題とかいろいろありまして、あれから事業を始めたわけがございすけれども、そういう形でほんとにできた道路、あるいは南の方の区画整理の事業が同時に始まった関係で、うまくその辺の整合性がうまくできていないというのも1つの問題でもありますけれども、しかし、駅前楽善線の上の方については防災上の問題、そういういろんな問題がありまして、駅を真っ直ぐ通すというのは非常に金がかかるし無駄であるというふうに思っております。だから駅周辺をどうやるかという形でございますから、今、言われるように、本通りまで持ってきたら、本通りから、あとは西、東の方でバイパスの方へ行く道路を今検討をしておるところであるし、それについてはやっぱり大きな問題はJRの問題もございすので、JRさんとも十分、今まで30年近く検討を重ねてきておりますけれども、なかなかお互いの意見が、合意が合うところまで行っておりませんので、状況としては、今の段階で駅の活性化、周辺の活性化は検討していかなくちゃならないんじゃないかなと。しかし、これは駅前楽善線が10年かかりますので、その間の状況を見ながら、どのような道路を両サイドに付けていくかというのを今、検討しておるし、県道関係とかいろんな形で、今、計画を担当課にさせていただいておりますところでもあります。

○議長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） この問題でですね、町長、喧嘩をするつもりじゃないんですよ。素朴な疑問ですよ、これは。航空写真をいただきました。現地にも行って見ました。駅の北側の南北道ですね、と駅の南側のジャスコ西側の南北道路、ここはですね、道路2本分ぐらいしかずれてないんですよ、上と下は。これを、いわゆるS字、Rを付けて踏み切りを超えれば、別に橋を架ける必要もないし、車がそれでロータリー形式で回っていけるわけです。何でこう、いろいろJRがどうのこうのとあるでしょうけど、もうここまで来た以上はそういう方法が一番安上がりで合理的ではなからうかと僕は言っているわけです。ですから、それも検討しないで、やたらと自由通路ば東側につくるとか、また無駄遣いになると思うわけです。素朴な疑問として、これは真剣にここは検討するべきだと思うんです。どうお思いでしょうか。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） ぱっと見たら言われるような形が一番いいわけですけども、しかしその自由通路の回し方とか、いろいろ踏切、平面であれば踏切関係でございますので、その辺の問題も1つはあるということです。おっしゃるように自由通路でなるとですね、駅のそのそれぞれにエレベーターを付けたりいろいろせんといかんし、おっしゃるように維持管理費がかかるというようなことも十分検討しております。今、そういう関係でですね、今年予算いただいておられますので、その辺のところまで今検討をさせていただいておるところであります。だから、その辺のところについては十分、住民の皆さんが納得いくようなですね、やはり言われるように、荒木議員が言われるように、自由通路は人だけということですから、車は、ならどうするかというような話ですから、それを別々に考えてやっていくのか、おっしゃるようなその辺の費用はどうするのかというような問題がありますので、そういうものについては今検討をさせていただいておるところでもあります。

○議長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私がこうやって質問するのはですね、今までそういう案が1回も出てこんどいうのが不思議だったんですね。見れば見るほど、現地を。そら、JRがうんと言わんとか、踏切が、線路が、ポイントの切り替えがあるからとか、いろいろ理由は、理由をどんどん書き足せば。しかし、今の技術水準がある時代で、誰が考えたって、ちょっと振れば車の南北に行き来できるということなんで、そういう案も示しながら町民の皆さんにですね、あるいは技術的な問題も含めて、費用も含めて、ぜひ検討していただきたいと思います。これはずっと気になっとったものですから、真剣にお願いをしたいと思います。

次に質問を移ります。ワーキングプアが相変わらず大変な問題、またそれが一因となって凶悪な事件が引き起こるといような、本当に恐ろしい時代ではありますが、若者にとって、とりわけ若者にとってはですね、20代の若者がこれから30代、40代、将来のことを考えるといくらまじめに働いても年間収入が200万円台、よくても300万円。こんなことをですね、ずっとほっておいたら、ますます先のような悲惨な事件が引き起こされるのではなからうかと心配をしているところです。そういう中であって、行政が、一体じゃ何をできるかということで、以前にも質問しましたが、真っ先にですね、行政が抱えております非正規職員の賃金引き上げがどうしても私は必要だと思うわけであ

ります。この間、今年度ですね、平成20年度から一定は改善されたということで、非常勤職員が、去年まではゼロカウントだったのが今年の予算書では非常勤職員が101人カウントがなされております。それでですね、じゃ実際、賃金の引き上げ、改善はなされたのか、具体的にですね、この点について、まず最初にお尋ねをしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 私の方から具体的な数字でお答えしておいて、後で町長からお願いしたいと思えます。

先ほど荒木議員がおっしゃいましたように、今年度臨時職員、非常勤職員の見直しを行いまして、非常勤職員を大幅に増員をしております。臨時職員から非常勤職員に切り替えて雇用確保をしたということになります。数字は先ほど荒木議員おっしゃいましたので省きますが、賃金につきましては、各職種、ほとんど増額をいたしております。時間当たりで申し上げたいと思いますが、一般事務の方を700円から720円、それから特別支援を700円を740円、総体的に言いますと20円から300円を1時間当たり上げましたということになります。もう少し詳しく言います。電算操作指導入力補助員700円を990円、それから調理補助員738円を912円、ここは174円増です。それから、介助員738円を1千円、262円増加です。給食調理員の方を743円を920円、学校司書775円を968円、トレーニングルーム指導員775円を1千800円、それから幼稚園教諭875円を880円、それから保育士関係を875円を1千100円、もう少し述べます。主任介護専門員900円を1千円、学習支援指導員、これは時間1千500円、同額です。そういうことで、今申し上げましたように、それぞれの職種につきまきして20円から300円程度増額をしております。いずれも周辺自治体とかそういうところの賃金、それぞれ調査をいたしまして、引き上げをしたところでは。

以上、数字的に申し上げます。

○議長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 今、抜けてたのがですね、非常勤職員は101人カウントされておりますが、臨時職員ですね、この他に何人おられるのかということと、それから今のは臨時も非常勤職員も大体一緒、同じような感じで上がったのかというお尋ねしたい。

○議長（宇野光廣君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 今の答弁漏れということで、報告したいと思います。

臨時職員につきましては、一般事務等を含めまして700円を720円。

○15番（荒木俊彦君） 人数は何人ですか。

○総務部長（首藤誠治君） 21名です。臨時職員の方が大幅に減ったということでもあります。

司書の方が775円で同額です。医療事務レセプトの方は742円が740円で2円下がっておりますけれども、これも郡内、近隣町村との調整です。

○15番（荒木俊彦君） 近隣を調査した上で決めたということですね。

○総務部長（首藤誠治君） はい、全部調査してあります。

先ほど申しました非常勤職員等につきましても、熊本市及び菊陽、合志市等は全部調査の上であります。

○議長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 臨時、非常勤、いわゆる非正規労働者の賃金が具体的に上がったということは、大変評価をいたしたいと思いますが、しかし、いずれにしても安いということだと思います。7000円台ですね、年間、毎日8時間働いたとしても120、130万円の年収にしかならないということです。ここで扶養家族がどうのこうのという議論がよく出されますが、これはもう私は無視をするべきだと思います。本当に生活に困っている人がいっぱいいるわけですから、生活の糧として一生懸命働いている人たちを賃金を引き上げて、その人たちの暮らしを保障する、そういう観点でですね、臨時職員も非常勤職員も雇用をしていただきたいと思います。まして、臨時というのは短時間の仕事、こういうものはやっぱり時間の単価を上げるべきじゃないですかね。短時間になればなるほど単価を上げてやらないと、それが本来のあり方だと思うわけです。引き続き、この問題については1千円に向けて引き上がるように、引き続きやってまいりたいと思います。

最後の質問に移ります。公共建築物の耐震・安全についてであります。中国で大変な地震が起きました。地震対策ということで、特にですね、災害の際、地震などの場合の避難場所に指定されているところ、それからこの役場の庁舎、耐震性の対策はどうなっているかということですが、最初に状況をお尋ねします。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 避難関係の場所につきましては、学校の体育館及び生涯学習関連の施設を7学校関係等にお願ひし、また役場庁舎につきましては耐震の結果、震度5までというような状況が出ておりますけれども、いろいろ検討はしてまいっております。今年度、防災無線関係をするために、やはり住民の安心・安全のためにはということ、分庁舎の方に備え付けるというような計画をしております。庁舎については、今後どういう形で、あるいはどういう場所で作るかということも検討していかなくちゃならないというふうに考えております。

○議長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 今年は12月、町長の任期切れで町長選があります。選挙前にして、役場の庁舎を造り替えるという余り評判はよろしくないかもしれませんが、しかし、あのような大きな地震、地震はいつくるかわからんということで予防もできない。機械類を分庁舎に移して安全を図ると。人間はじゃどうするんだと、一番肝心なですね。私は、例え評判が悪くても、この建物を見る限りは、早急にですね、計画的に改築するべきであると思います。それで、一体じゃ何年、あと何年以内にこうやるつもりなのか、僕はそういう構想は立てるべきだと思うんですね。明日地震が来るかもわからんわけです、本当に。そういう意味で、そういう構想は選挙が終わったらどうのこうのということではないと思いますので、ちょっと忌憚のない意見をお聞かせ下さい。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 庁舎の問題でございましてけれども、この庁舎も56年以前にできております

ので、大体あと20年しか保たないと、実際が。というような形になると、やっぱり今、まち交事業をやっておりますので、それが終わる中で、あるいは後期中で検討していかなくちゃならないだろうし、いろいろ検討しましたけれどもですね、補強とかいろいろやったりして9億円とか、あるいは東側は大丈夫だけど西はということで、そちらの方を改造するとまた、それが9億円ぐらいで、改修で6億円近くかかる。新たな庁舎をつくれれば12億円以上かかると。しかし、今言うエコ関係とかいろいろ備え付けると、やっぱり今の庁舎の状況の範囲内でつぐれば、やっぱり15億円ぐらいかかりはしないかなという形になりますけれども、しかしまだまだこれについては、町の場所、庁舎の場所検討というようなこともあるんじゃないかな。今アルコールの問題、あるいはこの南の方の学校跡地の問題、いろんなところに場所は検討していただくというような形になってくるかと思っておりますけれども、そういういろんな条件を整備し、まちづくりの中でどこに置いたが一番いいかと。私の思いは、やっぱりこの街中を福祉施設なり、起点としたいというような形でありますので、この中心地に置きたいなど、高齢化を思えばそういう形で思っておりますので、後期中でそれなりの場所選定とか、建物の設計検討がなされていくんじゃないかなと思っておりますので、20年までにはつくらなくちゃならないんじゃないかなというような考えでおります。

○議長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 辛抱することは確かに非常にいいことだと思いますが、勘ぐるわけじゃないですが、合併をしてこの役場をのう無くすなんて考えは毛頭無いと信じてますが、しかし20年間というのはちょっとやっぱり無責任になってくると思います。ですから、例えば補強をして倒れんようにするとか、アルコール問題がある程度片が付いた時点ではですね、直ちにどうするかをですね、検討するべきだと思うんですけど、補強して使うか、建て替えるかも含めてですね、町民の財産、人命、災害が起こったら、ここ司令部がのうなったら、それこそ大変なことになりますので、来年か再来年ぐらいには具体的に検討を始めるべきではないでしょうか。いかがですかね。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員おっしゃるように、住民の皆さんの声がやっぱり持ち上がってこないと、我々も住民の中で仕事やっついこうというような形ですから、議員さんの町政報告の中で、町長は20年間だめだというような話ですけども、すぐやるように検討しなさいというような町政報告でもやっていただければ、住民の皆さんも若干関心をもっていただけるんじゃないかなと思っておりますので、その件についてはいろいろ今まで検討してきておりますので、いつも言っております地域の皆さんの支援、職員とともに地域での検討をして、おるけでよかぞ、街中でなくともというような意見も出てくるんじゃないかなと思っておりますので、そういう形の中で今後頭の中に入れて検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（宇野光廣君） しばらく休憩します。午後1時10分から再開します。

午後0時07分 休憩

△

午後1時10分 再開

○議長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

手嶋靖隆君。

○10番（手嶋靖隆君） こんにちは。10番議員の手嶋靖隆が通告に従いまして3項目について一般質問を行いたいと思います。

税の滞納の処分についてでございます。地方自治は住民の私見に基づいて分担し、住民の福祉向上のために政治が行われる仕組みとなっております。住民の分担納税が地方自治を支える根幹となっており、行財政を支えているということは言うまでもありません。納税はこの法、条例に基づき公正に課税されたものでありながら、未だに一部納税者の理解を得られないまま毎年滞納繰り越しが行われ、結果的には完納者との負担、公正、均衡を阻害することになっているのではと思います。滞納処分については厳しい対処が求められる、担当部署では、徴収率の向上のため、常々徴収に努力されていると思われませんが、進展の状況はどうなっているのか、また阻害要因は何なのか。県内の市町村の平均徴収率並びに類似団体との比較はどうなっているのか。なお、納税意欲を高めるための広報活動等の創意工夫はされているのか。さらに滞納者を整理するため、臨時的に専従職員による徴収に専念させる考えはないのかをお伺いしたいと思います。

第1項目の質問を終わります。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 町税の滞納整理の関係でございますけれども、納税は国民の義務であり、そしてサービスを受ける権利をお持ちでございます。そういう意味におきまして、我々も公平に課税し、公平に徴収することに努めております。徴収内容につきましては、担当部長の方からご説明をさせていただきます。

○議長（宇野光廣君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 税金の滞納処理についてお答え申し上げます。

大津町では、大津町税等滞納整理実施要項に基づいて適正な滞納処分の強化に努めているところであります。昨年、特に昨年度は滞納者の財産調査と預金差し押さえ等を重点的に行い、預金差し押さえは前年の約10倍の件数を実施いたしました。また不動産差し押さえを実施していた高額滞納の案件についても、1件完納をいただいたところであります。税金につきましては、公平に課税することはもちろんですが、公平に徴収をしなければなりません。滞納者の実態と滞納原因を早めに把握して納税相談を行うとともに、悪質な滞納者については不動産や預貯金の差し押さえ等を実施していきたいと思っております。

徴収率につきましては、平成18年度は国民健康保険税を除く町税全体で96.5%です、大津町は、県平均が91.1%ですので、大きく上回っており、県内では第6位となります。

具体的に申し上げます。国民健康保険税を除く町税の徴収率、大津町は96.5%。あと近隣と類似ですけれども、菊池市87.2%、合志市93.9%、植木町87.2%、菊陽町91.9%、西原村92.3%、益城町90.4%で、大津町は96.5%ということで、県内6位の位置にあります。

次に国民健康保険税ですけれども、大津町が94.25%、菊池市91.9%、合志市93.97%、植木町9

3.40、菊陽町91.95、西原村95.21、益城町91.45、県平均が91.35ということで、町税、国民健康保険税ともに大津町は高い数字を示しております。今後とも広報紙に掲載していますみんなの暮らしを支える税金の欄の充実や納税等の利便のための毎週水曜日の夜7時までの役場開庁などの実施を通して公平な徴収に心掛けていきたいというふうに思っております。

なお、滞納整理するための臨時的な専従職員については、他町村では全国的には幹部職員による夜間徴収等を行っているところもありますけれども、これについては今後検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（宇野光廣君） 手嶋靖隆君。

○10番（手嶋靖隆君） 再質問いたします。

税の滞納の解消に向かつては、それぞれ担当部署では日々ですね、努力されているところを包括的には認めます。滞納額が大きくなる前に、やはり改善それぞれされているということも痛感するわけですが、やっぱりまじめに納税されている方々に対してはですね、この辺は不公平になりますので、特に進めていただきたいと思います。

ただ、回収不能のためですね、不能欠損処理をやむなくされているようでございますが、そういう方々の内容ですね、何件ぐらいあるのか、それをお教え願いたいと思います。

それから、確かに18年度の決算でもですね、全体的には96.53%というふうになっておりますが、その中で固定資産税、これにつきましてが若干93.99%ということで低いというふうに思いますし、自動車税が89.34%ということでございます。この辺の今後の徴収をどういうふうにするのか、この辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） まず、不能欠損の件ですけれども、すみません、ちょっと数字を、件数はちょっと持ってきておりませんが、不能欠損額としては、18年度2千万円、それから19年度が1千400万円ということで、不能欠損数については下がってきているところです。

それから、あと、これらの不能欠損対処ですけれども、引き続き滞納整理等の要綱に従いまして、それぞれ税務担当の方で引き続き協力にですね、押し進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（宇野光廣君） 手嶋靖隆君。

○10番（手嶋靖隆君） 私が聞きたかったのはですね、確かに町民税かれこれにつきましては98.50%ということで高い比率を示しておりますけれども、ただ固定資産税と経緯がちょっと、軽自動車税が率が下がっているものですから、その辺をお尋ねしたかったわけでございます。今後、総括的には96.53となっておりますけれども、やはり今後完納者の不公平を無くすためにですね、さらなく努力をお願いしておきたいというふうに思います。

以上、1番の質問を終わります。

2項目目ですが、既存建築物の耐震化の実態についてということでございます。政府は、中国の四川大地震で校舎の倒壊が相次ぎ、多くの児童が犠牲になっているということを踏まえて、国民の不安

を軽減するために、その対策と検討がなされておりますが、文部科学省によりますと、2007年以降、公立小中学校の施設が約13万棟、耐震化率が58.6%、それから耐震診断を受けてない施設が6.6%あるというような実態を見て、国民の安全と安心を考える、早急に手を打つべきだということでもあり、法改正を視野入れた早急な取り組みをしているというようでございます。本町が所有する建築については、既に適合性については調査済みかと思いますが、地震に備えて、特に災害対策関連施設、避難所、公的には学校等ですけれども、耐震の度合いの低い施設が中にはありゃせんかなど。そういう耐震改修が急ぐやつがあればですね、早急に対策をどうされるのかということと、今後その対策の中で計画はどのようなふうに立てられているのかなということでございます。

1点と、それから、これはこの庁舎、学校、公的な施設だけではなくて、民間のですね、住宅なり、外構物などの耐震化の促進についてもどのような行政の指導、支援対策の考えをお待ちなのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 大津町における学校、あるいは公共施設関連についての耐震の結果についての取り組みでございますけれども、避難予定場所としては、町の公共施設関係で16ヶ所定めておりますが、その中で耐震結果を一応終わらせていただいております。その中で、一部おかしいというか、やらなくちゃならないんじゃないかなというのが大津東小の校舎と大津中学校の室内運動場があり、また耐震結果、補強工が必要な箇所は大津南小学校の渡り廊下と大津東小学校の校舎の一部と大津北小学校の校舎の2階建て部分が今年度2次診断を行う予定にしております。その結果を見ながら、今後の耐震については対応していかななくちゃならないというふうに考えております。あと、民間関係の耐震関係でございますけれども、これにつきましては57号、あるいは325号沿線についての建物について、大津町としては該当の建物はございませんけれども、民間住宅に関しての国の補助制度がございますので、そのような補助制度についてどう考えていくかというようなことでございますけれども、一概に鉄筋コンクリートづくりでなくして、古い民間の木造住宅関係もございますので、その辺の木造住宅の環境保全、あるいは解体をした方がいいんじゃないかなというような形のものについては、やっぱり十分住民の、家主さんなり、大家さんなりに対して十分な補助制度の説明や、あるいは工事費用関係の助成の問題、あるいは耐震性の改善の必要性というようなものを検討するというか、説明をしていかななくちゃならないんじゃないかなというふうに思っておりますので、今後そういう建物については十分調査をしながら、持ち主の皆さんとそういう説明をしながらやっていかななくちゃならないんじゃないかなという思いをしております。もちろんそれについては、ある程度の無料診断というような形の中でやりながら相談を持っていくというようなことになってくるような形になるかもしれませんが、そういう古い建物の解体関連等についても、今後十分検討していかななくちゃならない問題じゃないかなというふうに考えておりますので、担当の方にそういう調査をしながら、予算設置でもできれば、そういう方向で考えていきたいというふうに考えております。

○議長（宇野光廣君） 手嶋靖隆君。

○10番（手嶋靖隆君） これは質問ではありませんけれども、要望としてお願いしておきたいとおも

いますが。完全に全部終わっているということではないようでもございますので、2次審査が終わった段階で、早期にその耐震改修計画ですね、これを策定していただくということが大事じゃないかと思えますし、いろいろな公的なものについては、もちろん国の補助等も、2分の1ですか、も付くようなことになっておるようでございますが、そういうやつも十分活用しながら急いでいただかないんじゃないかなと思います。

それから特に民間住宅等についてはですね、木造が主体ですけども、かなりやっぱり古い家についてももう耐震状態が不備でございますので、震度6に耐えるようなやはり建物というふうに改修しなきゃならないんじゃないかな。そういう耐震改修をするサポートをですね、やっぱり行政は十分行う必要があると思えますし、そういうことによって改修の機運を高めていく。そうすると住民の考えもですね、ぜひせにゃいかんというふうなことになろうかと思えますので、これも補助事業、助成事業がありますので、それを活用しながら、行政で今後指導しながらですね、策していただかないんじゃないかなというふうに思います。

2問、終わります。

3項目ですけども、学校内の事故に伴う補償制度の実態についてあります。学校内に侵入した不審者による子どもの殺傷事件や、それから登下校中に子どもが被害に遭遇する事故が発生することも予測されわけでございますが、そこらを踏まえまして、文科省、校内や通学路を安全かつ保てるためには、子どもの成長は望めないということでございまして、各学校でも既に様々な対策を取っているようでございますが、子どもを守る姿勢を明確にしたい、徹底する必要があるということを通達がされておるようでございます。学校内の事故で最も問題になるのはですね、重大事故の補償問題になってくると思えます。いうならその(しんと)の中で、事故の救済はどのように、なった場合するのか。学校の施設や設備、監督、指導に起因するものか。それから、なお本町でね、経過3年間の中で、何か(微々たる)事故等もなかったのか、そこら辺も教えていただければと思えますし、学校災害法設定促進協議会ですか、全国協議会等があったようでございますが、そこら辺がどのような活動をされて、末端に通達されたのかなということですね。それから、町単位で学校管理者、賠償責任等についてどのような措置を、対応を考えておられるのかを伺いたいと思います。

○議長(宇野光廣君) 教育長、宮崎廣行君。

○教育長(宮崎廣行君) お答えいたします。

学校における児童生徒に対する災害共済給付制度、これは昭和35年の日本学校安全会の発足と同時に始まって、学校の管理下における児童生徒の負傷、疾病、障害または死亡に対して、医療費、障害見舞金、または死亡見舞金等の支給を行うものです。現在は、独立行政法人日本スポーツ振興センターによって運営されており、町内の幼稚園及び小中学校の園児、児童生徒は全員加入しているところで、その運営に要する経費は、国・学校の設置者及び保護者の三者が負担する互助共済制度であります。学校管理下の範囲は、授業を受けている場合、課外指導を受けている場合、休憩時間中、登下校の場合となっており、施設の不備などの設置者の過失による場合も免責の特約に加入していますので補償の対象となります。この日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度での大津町の対応状況、

幼稚園、小学校、中学校合わせて平成17年度は341件、平成18年度は408件、平成19年度は290件の災害給付を受けました。災害の内容は、主に打撲、ねんざ、骨折等で、通院や入院による医療給付でありました。この医療給付を受けた児童生徒のその原因としては、学校施設や設備に起因するものではありませんでした。主に、体育の授業や休み時間内の転倒、クラブ活動などでの負傷が主なものでございます。また、町は全国町村会の全国町村会総合賠償補償保険制度にも加入しており、学校管理下における園児、児童生徒の身体の障害、死亡について、日本スポーツ振興センターの上乗せ保険として対応できますし、学校管理下における園児、児童生徒、保護者等の同時の災害による賠償、学校管理外の第三者への賠償も対応できるものであります。事故や災害が起こらないよう万全な対応が必要ですが、事故が起こった場合には、今、述べましたように、町では児童生徒の負傷、疾病、障害または死亡に対応できるよう最大限の保障制度を取り入れて、救済できる体制を整えています。

○議長（宇野光廣君） 手嶋靖隆君。

○10番（手嶋靖隆君） ただいまの教育長の共済についての詳しい説明がございました。私もその実態がつかめておらなかったわけでございますので、内容が大体わかったようでございますが。先般、文部科学省が学校保健法を改正するというふうなことが出ておりまして、安全管理の主要目的を従来の授業時間から、けが防止から通学も含めて防犯防災に転換するという方針が出たようでございますが、具体的に言いますと、危機対応方策とか、学校保健安全計画とかあるようでございますが、そこら辺の内容がわかりましたら教えていただきたいと思っております。本町はこれをどういうふうに規定されているのかを伺いたいと思っております。

○議長（宇野光廣君） 教育部長、大塚武年君。

○教育部長（大塚武年君） 手嶋議員の再質問にお答えしたいと思います。

学校安全法については、まだ通達が来ておりませんので、今の学校安全法についてですね、安全法といえますか、学校保健法で今、この施設の安全については規制をされております。まず、学校保健法の中で、学校環境の安全ということで、学校においては施設及び設備の点検を適切に行い、必要に応じて修繕するなど危険を防止するための措置を講じ、安全な環境維持に努めなければならないと規定がございます。その具体的なものにつきましては、学校保健法の施行規則の中で謳われておりまして、安全点検につきましては毎学期1回以上、児童生徒、学生または幼児が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならないというふうに規定をされております。大津町では遊具を含めた学校施設につきましては、この規定に基づきまして行っておるわけですが、それ以上に毎月1回必ず各学校でその遊具の点検、設備の点検を行うように実施をしております。そのほか、現在、南小学校の事故を受けまして、特に休日明けには児童が登校する前にですね、複数の教職員で安全点検を行うと。そしてその記録を記載するというふうにしております。それから、遊具の専門的な点検につきましては、教育委員会の方で専門業者による点検を、昨年まで1回でしたけれども本年は2回に増やしまして、安全点検を行い、子どもたちの安全に関わる遊具等の施設の安全確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○議 長（宇野光廣君） 手嶋靖隆君。

○10番（手嶋靖隆君） 質問ではありませんけれども、要望ということだと思いますが、現行規定では、それぞれ学校で安全の計画を立てられてですね、実施されております。なかなかこれが各学校とも格差があるということも聞いておりましたので、特に今後ですね、それを推進するためには、やはり学校だけではどうしても不可能なところもありますので、家庭、いわばボランティア的な人たち、それから警察と、地域との関係団体との連携ですね、これがとても重要になってくると思います。そこら辺が一番問題点になると思いますので、今後特に災害が起きて、こういうことの不慮の災害をどう対処していくかということについて、十分なる連携を図って、今後取り組んでいただきたいと思っています。

以上で質問を終わります。

○議 長（宇野光廣君） しばらく休憩します。1時50分から再開します。

午後1時39分 休憩

△

午後1時50分 再開

○議 長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木ムツヨさん。

○1番（鈴木ムツヨさん） 皆さん、こんにちは。通告順に従いまして、1番議員、鈴木ムツヨが町民の皆様を代表して一般質問を行います。

1、介護予防と高齢化社会への取り組みを問う。

2、新医療制度について

を町長にお尋ねいたします。

今月8日、秋葉原での17人が死傷した無差別殺傷事件で、両親の会見が報道されていましたが、母親が立っておられなくなり、くずおれてしまわれていました。先日、「命を支えるということ、頑張らないけど投げ出さない」というタイトルの鎌田實の講演会を聞きました。その中で、命は3つのつながりの中で生きている、1、人と人とのつながりの中で、2、人と自然のつながりの中で、3、体と心のつながりの中で、というのがとても印象に残りました。子育ての難しさ、教育の難しさを事件を通して、また命の3つのつながりと、投げ出さないということをしかりと考えさせられたものでした。我が国の高齢化は、戦前、戦中、戦後の激動と混乱の時代を国のために貢献し、子育てもしつかりなされ、生き抜いてこられた、「卒業証書ももらえなかった」と話された高齢者の方々、また高度経済成長期に国の発展の基礎を築き上げた団塊の世代の人々が高齢者になりきる平成27年に高齢化率26%になると推計されています。大津町では、平成26年高齢化率21.7%と推計されています。将来を見越し、平成11年に老人保健福祉計画と介護保険事業計画が3年ごとの見直しで平成12年から平成14年度第1期が策定されました。現在、第3期で、18年から平成20年度です。来年は第4期で今年見直しされることになっています。第3期の大津町の将来像として、誰もがありのままの姿として歳を取り、地域に受け入れられる町、基本目標、1、誰かの役に立っていると実感でき、

生きがいを持って暮らせる、2、早くから予防に取り組む、必要なサービスを利用しながらできるだけ自立した生活を送ることができる、3、状態に応じた支援を安心して受けられ、自分らしい尊厳のある人生を全うすることができる、4、住民同士の思いやり、支え合いによるまちづくりができるの4項目が掲げられています。この目標を実現するために施策が取り組まれているところです。1、介護予防、健康づくりの推進、2、介護サービスの充実と在宅生活の支援、3、介護サービスの質の向上、4、認知症・高齢者ケア体制の確立、5、地域で支え合う仕組みづくり、6、生きがいづくり、社会参加の促進、7、安全で快適な生活環境づくり。3期計画も最終年度を迎えますが、その進捗状況と課題について伺います。4期老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の基本目標と課題認識をどのようにとらえておられるのかも伺いたします。

次に、高齢者や障害者への日常の困り事に対応する支援サービスについて伺います。困っていること、手伝ってほしいことの順に申し述べます。1、外出時の車等による送迎、2、買い物、食事の世話、3、急病になったときの看病や家族の世話、4、心配事などの相談相手、5掃除、洗濯、6、役場などへの届出や連絡、7、ゴミ出し、8、日常の金銭管理、9、家族や親戚との関係、10、住宅改修。障害者については、障害のある人の特性に応じたサービスの提供とあります。以上、高齢者については10項目の支援サービスがあるかどうか、お尋ねいたします。

3番目に、認知症の研修やサポーター養成講座に取り組むお考えをお尋ねします。女性の平均寿命は85.81歳、男性は79歳。寿命は今後も延びていくと見込まれています。平成18年10月の高齢社会白書によりますと、65歳以上の高齢者は2千660万人、その内、介護を必要とする高齢者は430万人であり、その中で認知症を持つ高齢者は約160万人で、2025年には320万人に上ると推計されています。中高年の多くは、死亡率の高いがんや脳卒中の罹患を気にしていますが、認知症の恐怖もあるようです。近ごろ物忘れがひどくてね、そろそろ認知症かななどと友達の会話の中で出てきます。認知症と物忘れの違いなど、まだまだ理解が進んでおらず、周囲の理解がないために不当な扱いを受けたり、家族から疎外されたりすることもあるようです。認知症の正しい知識と理解を持つことである程度の予防も可能と言われています。痴呆から認知症へ呼び名の変更を契機に、厚生労働省及び民間団体が協力して認知症の人とその家族を支え、誰もが暮らしやすい地域をつくっていく運動。認知症を知り、地球をつくる10ヶ年のキャンペーンが始まっています。認知症サポーター100万人キャラバンを活用し、大津町でも認知症サポーター養成講座の開設に取り組む考えはないか、お聞きいたします。

4番目に、地域包括支援センターの実績をお尋ねいたします。

第1回目の質問を終わります。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 高齢者社会に対する取り組みについてご質問がございましたけれども、これからの高齢者関係については、やはりどう取り組むべきかというのが一番大切であるというふうに思っております。そういう意味におきまして、第3期の大津町老人保健福祉計画及び介護保険計画を策定しながら実施をしておるところでございますけれども、本年度については第4期の計画を3期の計画

を検証しながらつくっていききたいというふうに考えております。これにつきましては、内容についてはまた担当部長の方からご説明をさせていただきます。

それから、認知症関連等のその前に、高齢者社会での対応についての問題については、今、18年度につくっております地域包括支援センターで職員を置きながら事業を推進しておるところでございます。そのような対応についても、今後可能な限り地域で自立した日常生活が営むことができるように支援をしていきたいというふうに考えておりますので、現在のところの支援センターの活動内容についても、後ほど担当部長からご説明をさせていただきます。

あと認知症の関係でございますけれども、これにつきましても今後このような社会の中に、それなりの認知症がどんどんとみえてくる中に、認知症サポートというような形で多くを考えていかなくちやならないと思っております。それにつきましては、平成18年度にも高齢者大学においての受講で講座をやっております。41名の方がお見えになられておりますけれども、19年度についても灰塚地区で31名を対象に認知症、高齢者を地域住民で支えようというような講座を行わせていただいておりますが、今後についても認知症については広報等やサポートに関する特集で理解を深めていただきたいというふうにも思っております。しかしこれは多くの人がそれを知っていただくためには、認知症に対するサポーターの認定書というようなものも必要じゃないかなという思いをしております。その認定書の場所については、各高齢者がよく行く理髪店や、よく通う店関係等で、その定員についてサポーターになっていただけるなら講習を受けて、それに対する指導を今後やっていければ、全体的にその認知症に対する理解とその辺の予防関係につながってくるんじゃないかなというような考えでおりますので、こういうような思いも今後計画の中にしっかりと入れていながら対応をしていければというふうに考えております。

あとは、状況等について、担当部長からご説明をさせます。

○議長（宇野光廣君） 福祉部長、松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 鈴木議員の質問の高齢者保健福祉計画についてお答えします。

内容については、鈴木議員さんの方から先ほど申しいただきましたので、現在、平成17年度において平成18年度から平成20年度までを対象にした第3期大津町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定して、最終年度になっておるということでございます。昨年度、議会にお願いをいたしまして、準備期間ということで、これも全国一斉でございますけれども、その実態調査を行ったという状況でございます。その中でですね、話せばものすごい内容になりますけれども、大津町の介護の状況を申しますと、平成20年4月末でですね、高齢者は5千794人、高齢化率は19.2%ということと、平成12年度末と比べると6年間で586人増加しております。介護認定者数は、要支援者194人、要介護者が792人、合計の986人ということで、着実に伸びてきているという状況でございます。この要支援、要介護状態となり、介護サービスの給付を受ける人は、今後も高齢化とともに増加していくというのは間違いないということでございます。

また、介護サービスの利用者が確実に増加する中で、介護施設の増加はあまり見込めないため、居宅サービスの割合は大きくなっていくというふうに予想されます。

このようなことを踏まえまして、地域における老人保健福祉施策の現状と課題を整理した上で、地域の高齢者の現状やサービスの利用状況、それからニーズ等を的確に現在把握するためにですね、大津町ではですね、菊池圏域でですね、共同で40歳以上の2万1千274人にアンケート等を実施しております。この内容をちょっと詳しく申しますと、この内容、調査の内容につきましては、大きく4つに分かれております。1つが、在宅要支援、要介護者でございます。平成20年1月1日現在、居宅介護サービスを利用している菊池郡内に住む3千56人の方について調査をしております。この中に、大津町の方が479人いらっしゃいます。これは、平成19年の10月の給付実績に基づき居宅介護サービスを利用している菊池郡内に住む全ての人を対象としたということでございます。やはりアンケート、調査というものは、より多くの方の調査をした方が確実な数字が見込めるということで、介護保険の場合は大津町の方も近隣の指定事業所を受けることができます。要するに利用者が輻輳しているということですので、内容的には共同でした方が、より確実なデータが得られるということで、1期、2期、3期ということですので、共同で実施を続けております。その中でですね、その回収でございますけれども、3千56人に対して2千771人から回収をしております。これが90.7%でございます。大津町の方は479人に対して432人、90.2%ということで、この利用者に関しては非常に高い回収率を得ることができました。

2番目でございます。これは、介護保険の認定を受けていますが、平成19年10月現在、認定は受けたもののサービスを利用していない方々、菊池郡内に住む1千118人の方に実施しております。この中で大津町の方が190人です。その1千118人に対して553人から回収を行っております。これは回収率49.5%です。大津町の方を申しますと190の方が認定を受けたけれども利用していなかったということで、93名の回答をいただいております。48.9%ということになっています。

それから3番目です。一般高齢者調査です。平成19年10月現在、介護保険の認定を受けていない菊池郡内に住む65歳以上の者、これにつきましては7千700人に対して無作為に抽出して行っております。7千700人に対して5千96人からの回収を行っております。これ66.2%でございます。大津町の方は1千800人に対して1千147人、63.7%でございます。

最後に、4番目です。若年者の調査も行っております。平成19年10月現在、菊池郡内に住む40歳以上65歳未満の方です。9千400人を無作為に抽出して4千310人、45.9%の回収です。大津町の方は1千800人に対して1千31人、57.3%回収をしております。この調査の内容につきましても、菊池圏域で前回の調査と同じような内容でないと比較ができませんので、それに県の、一部、県の方もやってくれと、県の方の意向も入れておりますけれども、それぞれ4つに分かれておりますけれども、調査が、調査内容それぞれの内容に合った調査をしてですね、3月31日、まだ最近でございますけれども、やっと報告書ができあがっております、いよいよこれから3期の中での動き等も今担当の方で、今、一生懸命整理をしております。それから、このアンケートをこれから分析、調査、推計を行いながらですね、策定委員会の方にですね、今年予算をいただいておりますので、3回ないし4回計画する予定でございます。当然、中間報告等もですね、議会の方にも報告させていただいてですね、今年の今後3年間のですね、推計を出していくと。もちろん保険料をいくらにする

かというような大きな問題もございます。そんなことも踏まえてですね、今後検討していきたいというふうに考えております。

先ほど議員さんがおっしゃったように、介護予防、健康づくりの充実、それから介護サービス基盤の整備、介護サービスの質の確保と向上、認知症高齢者のケア、地域における高齢者支援の仕組みづくり、高齢者の生きがいがづくりや社会参加、安全で快適な生活環境づくりのような施策ごとの目標を設定いたしまして、平成21年度から平成23年度までの3ヶ年間の第4期介護保険事業計画等を策定することとしております。

続きまして、介護予防と高齢者社会への取り組みを問うということで、高齢者、障害者への、先ほどいろいろ日常の困り事、アンケートの結果だろうと思いますけれども、その結果に基づいて、こんな困っているよというような部分で大津町はどんなことをやっているのかというご質問だろうと思います。日常の困り事に対応するサービスについてということで、現在、高齢者の総合的相談窓口として、平成18年度より、最初は大津町の役場内にごさいましたけれども、地域包括支援センターを設置して今に至っておりますけれども、今年1月21日からは役場北側に場所を移行いたしましたですね、町民の皆様には周知を図っているところでございます。地域包括支援センターで高齢者の皆様にご利用いただいているサービスといたしまして、まず第1番目に高齢者の孤独や心身の維持向上を図る生きがい対応型デイサービス事業でございます。これは4月現在の登録者は120人でございます。それから2番目、食事をつくることができない高齢者等への昼食を自宅に届ける食の自立支援事業、これ登録者138名でございます。3番目、調理、掃除、買い物などができない方にヘルパーを派遣する生活管理指導員派遣事業、これ登録者36人等を大津町社会福祉協議会へ委託して実施しているところでございます。それから、4番目でございます。一般の交通機関を利用できない身体等が不自由な高齢者が病院等への交通手段として、町内指定業者、タクシーを利用するときに助成します外出支援サービス事業でございます。これも年々登録者増えております、利用者も増えております。現在83名でございます。それから、高齢者の急病や災害などの緊急時に通報ボタンを押すと消防署や身近な協力員に敏速かつ適切な連絡をする緊急通報装置、これは安否確認も一緒に行っておりますけれども、これが登録者105名です。それから、電磁調理器、老人用電話など、給付または貸与する老人日常生活用具の給付事業。それに、つつじ山荘で実施しています高齢者のリハビリを目的とした機能訓練事業、これ登録者12名。これらの7つのサービスは、担当者会議、ケア会議と申しておりますけれども、サービス対象者として適切かどうかを検討した上で利用していただいております。このサービスでございますけれども、自分で自分のことができる高齢者、いわゆる自立度の高い人は利用できません。しかしながら、このような自立されている高齢者であっても、今後介護の必要性が高くなるであろうと思われる65歳以上の高齢者に対しては、町の健診時に生活機能評価、今年から生活機能評価を実施します、特定健診と一緒にですね。その中で検査所見から運動機能、それから口腔機能、口の中のあれですけれども、それから栄養等の生活機能に低下が見られる特定高齢者には、高齢者筋力トレーニング事業を希望者に対して実施しているところでございます。平成19年度には、特定高齢者250人に対して希望者15人にトレーニングを実施しております。やり方等についてはですね、

今後どのようにしたがるか、もっと参加していただけるのか、今後どのようにしたがるか、もっと参加していただけるのか、その辺についても検討していかなければいけないというふうに思っております。

今後も被保険者に対し、介護予防事業を積極的に推進し、要介護状態になることを予防するとともに、可能な限り地域で自立した日常生活が営むことができるよう支援をしていきたいというふうに考えております。

それから、公的なもの以外でですね、一番大切な高齢者の相談相手としてですね、民生委員さん方、47名いらっしゃいますけれども、非常に今、頑張ってくださいしております。現在、ちょっと私の記憶によりますと1人暮らしの方が約570世帯、570人ぐらい。それから、高齢者2人暮らしの方、約700世帯ぐらいいらっしゃると思います。もっと増えているかと思えますけれども。そういった方々を最低月1回、12日を民生委員の日ということで、12日前後に回っていただいている。

それと、昨年から実施しております災害時の要援護者で手を挙げていただいで登録作業を今、民生委員さん、ケアマネージャーによって昨年からしていただいでしております。そういった登録に関しましても400名ぐらいの登録をしていただいでしております。今後もそういった民生委員さんたちと連携を図りながら、そういった災害の要援護者に対しまして登録をしていただきますよう進めていきたいというふうに考えています。

もう1つ、認知症のサポーター養成講座でございますけれども、これにつきましてはですね、鈴木議員さんおっしゃったように国・県が力を入れている事業でございます。聞くところによりますと85歳以上になりますと4人に1人は認知症になるというようなデータも出ております。どんどん認知症が増えていくという中で、認知症の方が、やっぱり住み慣れたところに暮らしていくためには、先ほどから出ております周りの理解、周りの協力が必要ということで、そういったことだろうと思えます。で、厚生労働省の委託を受けた全国キャラバンメイト連絡協議会というのでございまして、それを推進する認知症サポーター100万人キャラバンということで、100万人養成しようということでございまして。本年度3月に認知症サポーターが45万人になったということでございまして。大津町でもですね、この国、それから都道府県、市町村等で自治体を実施しておるということで、これを受けましてですね、養成講座を行っております。サポーターとして、平成18年度で41名、それから平成19年度で31名、当然平成20年度も実施予定でございまして。その中でサポーターを要請するにあたって、要するに講師、指導者がキャラバンメイトということでございまして、このキャラバンメイトが大津町の方、研修していただいで2名今現在いらっしゃいます。このサポーター、先ほど町長は認定書ということでおっしゃったんですが、認定書というのは今のところ考えてないようございまして、受けていただいた認知症を理解していただくということが目的でございまして。このオレンジの何か箱、はめるやつをですね、いただけるというだけのあれでですね、そういったことでですね、どんどん認知症の理解を広げていきたい。キャラバンメイトにつきましては、ちゃんとした研修を受けていただいた方でないとですね、講師にはなれないということで、このキャラバンメイトにつきましてもですね、そういった方をですね、ぜひ養成していきたいというふうに考えております。

それから、地域包括支援センターの実績でございます。平成18年度から相談者数は、18年度におきましては相談者数は268人、延べの相談件数は577件でございます。主な相談内容は、保健福祉サービスへの相談が158件、日常生活に関する相談が46件、所得や家庭に関する相談が8件、虐待に関する相談が1件、実態調査等で344件でございます。19年度になりましてですね、相談者数が219人で、延べの相談件数は484件でございます。主な相談内容につきましては、保健福祉サービスの相談が278件、介護・日常生活に関する相談が95件、所得・家庭に関する相談が11件、虐待に関する相談が3件、それから権利擁護に関する相談が2件、消費者被害に関する相談が1件、実態把握が82件ということでございます。今年になりまして、1月の21日からオープンいたしました、包括支援センター、右の方に移りましてですね、3月までですね、集計を行っております。非常に相談件数も増えてきております。1月の21日から3月まででございますけれども、相談者数が61人でございます。そして、相談の、こういった経路で相談に来るかということ、来ていただいた方が、来所された方が61のうち34人でございます。それから、電話による相談が23人でございます。それから、訪問も例えば民生委員さんが一緒に連れてこられたとか、家族と一緒に来られたとかいう場合が4名で61件ということになっております。大体その中で主なものは、やはり介護保険のこととか、老人福祉のこと、困り事の相談が多いようでございます。まだまだですね、包括支援センターの要するに広報、周知がですね、民生委員さん等にもですね、ぜひ何かあったときはですね、民生委員さん一緒に来て下さいというようなことでお話をさせていただいて、今現在、少しずつ増えてきているようでございます。ここもですね、職員もまた5月から充実させましてですね、必ず相談があったときはですね、大事なことは生活を見に行きなさいということで、その家に出掛けまして、どのような生活状況であるのか、実際その言われた相談内容とですね、行ってみてですね、困り事が違うこともございます。そういったことでですね、その人の相談内容をしっかり聞いて、そして現場をちゃんと見てですね、どのようなサービスが提供できるのかということで専門家で会議をしながらサービスにつなげていくということでございます。

それからもう1つ、障害者支援センターも同時オープンでございます。民間の方から10年以上施設に勤務された方の専門委員を配置しております。これにつきましては非常な実績が上がっております。現在、来ていただいた登録者、33名でございます。電話による相談が7名、来ていただいた人が24名、訪問が10件、他機関へつないだものが5件、ケア会に掛けたもの、これは難しいケースでございます、1件。それから、ピアカンファレンスというか、それが4件、51件の相談があった。その中で、サービスに結びついたものもございます。聞くところによりますと、毎日来ていらっしゃる方もいらっしゃるようでございます。そういった状況でございます。

それから、現在、包括支援センターの平成20年度の中でですね、先ほど鈴木議員さんが心配されとった虐待の問題でございます。これ虐待は、子どもの虐待も今は非常に問題になっておりますけれども、障害者も問題でございます。これにつきましては、今年、虐待に対するマニュアルをですね、つくる予定でございます。それともう1つが、これ、多分児童の方も一緒だろうと思っておりますけれども、そういった虐待のための自立支援協議会と、いろんなものが、難しい問題が起きたときにですね、専

門家を集めて会議をしたり、それで解決ができなかった場合にお医者さんとかそういった人たちが入った自立支援協議会というのも立ち上げられております。そういった形で、そういったマニュアルをつくりながら虐待については対処していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宇野光廣君） 鈴木ムツヨさん。

○1番（鈴木ムツヨさん） しっかり丁寧に話していただきましたので、時間があまりなくなっちゃったかなというふうに思っているんですが、先ほどいろいろ取り組みを話していただいた中でですね、多分こういうのは無理なのじゃないかなというふうに思っても、一応困り事ということで出されていたものの中です、急病になったときの看病や家族の世話という部分では、急病になったときはですね、本人は大丈夫なんでしょうけど、家族の世話というのがですね、多分だめなんじゃないかというふうに思ったんですが、一応これが困り事の中に入っているということと、役場などへの届出や連絡ということですね、日常の金銭管理というものが出されて、あと家族や親戚との関係というものがですね、出されていたということで、こういうものがアンケートを採られたときにですね、出ているということは、どういうふうに対応されるのか。また、多分出てくるのではないかとというふうに思いますが、どうされるのかということとですね、あと、今、1人暮らしと2人暮らし、2人世帯が増加するということでお聞きしたと思うんですが、地域ケア体制とかですね、やっぱりボランティアを意識した取り組みが必要であるというふうに言われています。そういうものがですね、地域包括支援センターの取り組みとしてはですね、今言われた中にはそれはちょっと入っていませんでしたので、それもちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

それと、虐待についておっしゃっていただきましたんですが、これは相談の中で虐待があったということなのか。例えば、ご近所ですね、虐待らしいとかいうのが上がってきたのかという部分もですね、それもちょっと教えていただければというふうに思います。なかなか虐待というのは外に出ないということですね、そこら辺も含めてですね、少しなんか取り組みも必要なのではないかとというふうに思いましたので、ちょっとよければ簡潔によろしく願いいたします。

○議長（宇野光廣君） 福祉部長、松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 非常に難しい問題を4点ほど。

まず、権利擁護の関係です。もう既に権利擁護の事業はですね、県社協が主体となって社会福祉協議会に委託という形でですね、進められておりまして、何人かの金銭管理をやっております。非常に難しいです。この権利擁護からもう1つ上にいきますと後見人制度という形になっています。もう大津町も既に後見人制度何人か、町申請の下、やっております。本来は後見人制度は血族がやるということになっておりますけれども、できない場合は町長が代理申請ができるということになっておりまして、誰も子どもがいても相手しないというようなところもございますので、そういった方々がいらっしやったときは何名かもう既に実施しているところがございます。

それから、急病のときにどやんかしてくれということ。これは、その現場に出掛けて行って、どういう環境に住んでいらっしやるのか、家庭の家族構成はどうなっているのか、近隣の支援体制は

あるのかどうかを包括の方で調査いたしまして、どうしても必要な場合は生活管理のヘルパーを派遣するという形もあるのではないかと。これは個々に問題は違うと思います。できることについては実施していきたいということで考えております。

それから、地域ケア体制、これが一番難しゅうございます。この地域ケア体制が整えば整うほど、いろんなサービスが必要でなくなります。すべてのサービスが必要がなくなったときに理想の地域ではないかというふうに考えております。それで、大津町では地域福祉計画を策定してですね、今、モデルでやっておりますけれども、先ほど申しました災害時要援護者支援計画、個別計画の中に、顔写真、それからどこに住んでいらっしゃるのか、地図情報載せております。それと、現在の状況、1人暮らしなのか、2人暮らしなのか。それから抱えている病気は何なのか。避難するときに何に困るのか。そういった情報も入れております。そして一番大事なのは、誰が避難所まで連れて行くのが大事です。そういった人を2人書いていただくということで、今、進めているのが、先ほど説明した災害時の個別計画でございます。現在400名ほど登録していただいておりますけれども、この登録はしたものの支援者がいない人もいます。これが今後の課題でございます。そして、災害が起きたときに、500メートル以上離れていると連れて行くことはできないと思いますので、なるべく住んでいらっしゃる近くのほうがですね、まず自分の家庭の方々の安全を確保した後に連れて行っていただくということで考えております。その辺の方法等についても、今現在検討してですね、緊急カードあたりをですね、今、つくっている状況でございます。もうしばらくすると出来上がると思います。その要支援者の方と、要するに避難を連れて行く方と両方ですね、同意していただかないとですね、支援にならないんですよ。そこが難しいところでございます。というのが、やっぱり民生委員さん、かなり方を抱えていらっしゃいますので、民生委員さん1人ではとても避難者まで連れて行くことはできませんので、そういった隣近所の方々の応援をですね、今後進めていかなければいけない。見守りネットワークを充実していくというのが課題ではないかというふうに考えています。

それから、先ほど説明しませんでしたけれども、1人暮らしの方、高齢者2人暮らしの方のマップにつきましては、もう既に出来上がっております。ただそのマップについて、まだどのような形でですね、区長さんとか民生委員さんに情報を提供していいのかというのはですね、今現在、担当の方で検討している段階でございます。

以上でございます。

○議長（宇野光廣君） 鈴木ムツヨさん。

○1番（鈴木ムツヨさん） ありがとうございます。障害者の中でですね、まだちょっと聞いていないところがありますので、後期の自閉症やアスペルガーの人がたくさんおられて、手帳はないが福祉サービス上の支援を必要としている。小学生低学年で親の子ども障害を受け入れることができない方などへの支援が不十分。方向性をはっきり出して、親も迷わないでいい支援が必要。日中一時支援事業は、ショートデイに代わるものとして期待が寄せられていますが、ニーズが高いことから、希望者全員がそのサービスを受けられているのかどうか。通所サービス利用事業での送迎サービスで利用者負担はどうなっているかということをもう一度お聞きいたします。

○議長（宇野光廣君） 福祉部長、松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 後期の自閉症、アスペルガーのことです。非常に難しい問題でございます。手帳をですね、もっていらっしゃる方がいらっしゃる。普通の自閉症と違いまして、家族、ご本人さんが医療機関にかかるというのが一番難しいところでございます。これは何らかの相談がなければですね、把握ができないということでございます。手帳をお持ちの方については、もうこれは当然自立支援法によっていろんなサービスが受けられます。手帳がない方についてもですね、相談をしていただければいろんなサービスに結びつけることは可能というふうに考えております。これは、非常に個人のプライバシーの問題がございましてですね、これから徐々に増えてくるのではないかと、相談がですね。そのためにも、いろんな方ですね、まず来ていただく、困っている内容を行っていただかなければ、生活に困っていることがあればですね、相談していくことからしかスタートができないんですよ。こちらから出掛けていくというのは非常に難しゅうございます。わかっているんですね、家族の同意、本人の同意がなければ行くことはできません。そういったところの難しさがあります。

それともう1つ、日中一時支援事業の質問だと思うんですけども、これにつきましては自立支援法ができたのが18年でございまして、それまでは大津町でやっている事業者はございませんでした。若草児童学園の公立の施設がございまして、そのときの園長と相談をいたしまして、今まで菊池の方に行っておりましたので、非常に家族の負担があったと。もちろん菊池の施設の方から送り迎えでございまして、行っていらっしゃるって、それを負担金という形で支払っていたんですけど、町としてはですね、お願いしとったということで、どぎゃんか学園の方でやってもらえないだろうかという相談をいたしましてですね、18年度の途中から放課後の預かりとか、日曜の一時預かりとかを実施しております。非常に家族の方から喜ばれてですね、今現在どんどん増えてございましてですね、指定管理した後も利用者は増えてございまして、現在52件の申請に対して支給決定52件いたしております。相談をいただければですね、その日中一時支援事業の受け入れは可能ということで考えています。

それと、さらに今年から夏休み、冬休みの期間、土日も含めてですね、あの施設を利用して、スペースの関係もありますけど、最大限の受け入れはあるかと思っておりますけれども、その辺が指定管理者になりましたので非常に期待をしているところでございます。

それから、通所サービス、送迎のサービスのことだろうと思うんですけども、これは自立支援法が起きたときにですね、荒木議員さんからも何回も質問が出てございまして、通所関係は非常に厳しかったということで、大津町としては通所に関しては単独の就労支援を行ったと。それが影響いたしましたので、菊池圏域は全部の市町村が横並びに支援を行ったということで、現在も続いております。激変緩和によってですね、かなり利用料は今現在安くなって、さらに、今年はまたさらに激変緩和されるというような話も聞いております。

その事業所が今までは無料で、無料というか、自立支援法の前の法律によってちゃんとあったんですけども、自立支援法でなくなったということで、施設の方が非常に厳しかったというようなことですね、これも激変緩和策が出ましてですね、町が送迎に要する費用をですね、助成を行ってお

ります。国2分の1、県4分の1、町が4分の1だったと思いますけれども。送迎の数、距離によって違いますけれども、施設の方はそれでなんとかいいということで、今現在、通所サービス利用事業が続いているところでございます。これについても、また国の方で今後どのようにしていくのかというのは、また検討されているということでございます。

○議長（宇野光廣君） 鈴木ムツヨさん。

○1番（鈴木ムツヨさん） 2問目の質問に移ります。

新医療制度について。後期高齢者医療制度の高齢者への対応と家族への説明は十分行われているか。無年金者への対応はどうか、お尋ねいたします。今日、6月13日2回目の保険料が年金から徴収されました。75歳以上を区別した後期高齢者医療制度の保険証が母へも送られてきました。母は熊本市に住んでいますので、封筒は開けてありましたが、そのままにしてありました。何か、これは要つとかいと聞かれ、これは老人保険証と取り替えて病院にかかったときに出すとよと答えました。その後、ニュースで捨てたとか、紛失した等の高齢者がたくさんおられることを報道しておりました。身を粉にして働き、子育てに励み、残り少ない寿命の中で、なぜいじめるようなことをするのかと聞かれました。私も政治に携わるものとしても、この方法が最良の方法とは思いませんでしたので、そのときはどうしてかねと答えました。6月6日国会では、野党が共同提出した後期高齢者医療制度の廃止法案が参議院本会議で賛成多数で可決、衆議院に送られました。政府与党は、3ヶ月もしないうちに見直し案を検討中です。国の施策の中でどうにもならないとは思いますが、町長はこの医療制度をどう思われるか、お尋ねいたします。

保険証が届いたとき、この制度について本人は何もわかっていないようでした。本人へと家族への周知は大津町ではどのようになされていましてでしょうか。また、戦後の苦しい時期に年金を掛けられなかったり、期間が短かったりして年金を受け取れない高齢者もいらっしゃるとお聞きしています。無年金者や年金が年額18万円以下の方は普通徴収となりますが、該当者は何人おられ、どう対応されているか、お尋ねいたします。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 新制度、医療制度についてでございますけれども、これについては、今、国会の方でしっかりと論議がされておるようでございます。国の与党については、制度を残して内容検討をしていくというような方向でございます。その内容についても、今後どのような形で出てくるかということでございますけれども、その内容について住民の皆さんの意見なり要望については、今後、上の方にやはり申していかなくちゃならないというふうには思っております。そういう意味におきましては、この制度については熊本県の後期高齢者の制度でやっておりますので、私もその辺、一員の議員でございますので、そういう住民の皆さんの声を、その議会の中で発言しながら国の方へ改正するものは改正していただくというようなことでいきたいというふうに考えております。内容につきまして、あとの無年金者とかいろんなことについては、また福祉部長の方からご答弁させます。

○議長（宇野光廣君） 福祉部長、松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 後期高齢者医療制度の高齢者の対応と家族の説明は十分行ったかというこ

とで、この医療制度の周知につきましては、大津町の場合は町内各老人会に対し、本年2月に説明会を開催案内をいたしております。2月7日から3月24日までに、要望があった老人会におきまして17ヶ所、約520名の方に制度の説明を行いました。また、デイサービス等におきましても、出前講座として昨年6月15日から本年5月27日までに、全13回、約290名の方に説明を行っております。町広報には、昨年4月号をはじめ11月、1月、3月号の4回にわたり後期高齢者医療制度の特集記事を掲載しました。さらには、民生委員会会議、行政嘱託員の会議等の機会を捉えまして、制度の説明を行ってきました。

以上のことから、本年4月の制度施行時におきましてのニュース等で報じられましたような大きな混乱は、電話等はなかったようでございます。1、2件ありましたけれども。このようなことでですね、ただ、だからといって周知が徹底して行われたとは思っておりません。まだ制度も始まったばかりということではいろんな問題もありますので、今後も町広報で継続して制度周知のための掲載、老人会等への説明会及びいろんな機会を通してですね、出前講座等でもいろいろ町民の方の不安を解消していきたいというふうに考えています。

それから、無年金者への対応ということでございます。無年金者の方、現在把握している中では、これはいろいろ無年金者という捉え方が非常に難しゅうございまして、援護法による恩給ですね、遺族恩給、本人恩給、これはこちらでは把握ができません。もう1つ、年金制度がなかったときに福祉年金ですかね、の把握もですね、ちょっとうちの方ではできないんですよ。そういう方々のやつについては、年金収入ということで上がってきません。年金収入として上がるのは、それ以外の年金でございます。それが18万円以下の方、66名いらっしゃいます。その66名の方、これ実は町長も無年金者なんです。町長みたいな18万円未満の方もいらっしゃるということでございます。ですから、無年金者の方の中にはですね、所得があったり、配当所得があったり、町長のように勤めて給与所得があったりする方もいらっしゃるわけです。一概に無年金者というのは非常に捉え方が難しゅうございまして、じゃ、今66名と申した中には、私たちとしては所得も一応、収入はあるんだけど所得はゼロの方と、年金もゼロの方が66名ということでございます。そしてその66名のうちですね、現在、去年まで滞納をしていらっしゃった方、7名いらっしゃいます。ですから、7名の方についてはですね、担当の方から聞きますといろいろご事情があるようでございます。そういった個々の状況につきましてはですね、今個別相談を受けておりまして、いろんなですね、支援を行ってきたいというふうに考えております。

○議長（宇野光廣君） 鈴木ムツヨさん。

○1番（鈴木ムツヨさん） 一度秋田の方のですね、年金をもらわれていないご夫婦の方のドキュメントみたいのを見たことがあるんですが、本当に生活に困っていらっしゃいました。70万円の預金が、それはもうどっちが早くなくなるかわからるので、お葬式代にとっとかにゃいかんということで、それがあるので生活保護も受けられないし、年金も掛けてなかったのも両方とももらえてないというような生活を撮っていました、テレビで。そういう方がですね、大津町にもですね、おられるのかどうかという部分もとても気になるところです。ほかに収入があるんじゃないかという考え方ではなくて、

その19年に7人滞納されていた部分ということと、その66人の中にですね、本当に困っている人がいるかどうかというようなところは、やっぱり福祉課としてはですね、しっかり対応していただきたいなというふうに思います。

これで質問を終わります。

○議長（宇野光廣君） しばらく休憩します。午後3時から再開します。

午後2時49分 休憩

△

午後3時00分 再開

○議長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤森昭二朗君。

○7番（藤森昭二朗君） 皆さま、こんにちは。通告順に従い、7番藤森昭二朗が一般質問を3問に渡り行います。

私は、よく男女共同参画の発表会で関心を持っておりました男女平等は原点より見つめて進めたらということ。男女の協力で文明社会になり、食べ物を不自由なく食べられるようになりました。このような恵まれた時代になったのも、女の力が大であります。女性は厳しい、困難に立ち向かう力、忍耐力、順応する力が旺盛です。そして、子どもを育む力、平和を願う力、不平等・不正を許さない特質を持っておられるかと思えます。私たちアフリカで生まれた人類は一つ、人間、人は皆兄弟の社会ではないでしょうか。近代では、肌の色、文化、民族、言語等などの差異による分断の歴史であったようです。人類種から見れば、ごく最近の短期間の出来事に過ぎないかと思えます。食べ物に、社会生活に、事欠がない時代で、少子化の時代に入り、自由な生き方ができる社会になりました。幸せ過ぎで、結婚をしない人たちも多くなり、近い将来は日本人の3人に1人は一人暮らしの家庭になりはしないかという話もあります。男は外、女は内という固定的な役割分担意識は改善されつつありますが、社会通念、習慣、しきたりなど、男女の平等間は72%の方が男性が優遇されているとのことであるようです。お互いに、自分の兄弟や子どもも孫にも女も男もいますね。今こそ真の平等、支え合う社会を目指したいものであります。女性が社会的に力を持っていなかった時代が長く続いていたかと思えます。そのために男は強くて優れている、女は弱くて劣っているという社会通念ができあがってしまったようです。職場での人間関係は、男性優位から脱していないことが多いのでは。男女平等と言いながら、一部の女性は弱さをさらけ出す方が男性にウケがいいことを十分に心得ているようです。そこで、女性は男性に指示を求め、主導権を委ね、面倒なことを引き受けてもらう。一方、男性は頼られる女性をかわいいと思ひ、自分の優位を確かめて安心するようである。女性は男に頼る女を、男性は頼られる男を演じれば職場の雰囲気は和やかになる現実の世ではなかろうか。仕事に取り組む仲間同士が弱いところを認め合い、補い合って、互いを高めあっていたらと思えます。ソクラテスの著書、饗宴で、男女は元々一体というくだりのようです。町長、大津町はどうでしょうか。社会の見本、社会の奉仕者として、男女一体を今一生進める考えはないでしょうか。前回の議会では、女性の管理職を半分にでもよいとの考えがありましたね。男女共同参画白書で、国会議員も女性の数は日

本で9.4%、ヨーロッパの先進国のスウェーデンで47.3%、ドイツで31.6%、女性閣僚の比率では、スウェーデンの45.5%、ドイツで38.5%、日本は11.1%です。男性を100とした場合の女性の賃金の水準をスウェーデンが88.4、ドイツが74、日本は66.8となっているようです。熊本県知事も4年間で女性係長職を2倍にしたい考えであるようです。病気のとき病院に行けば、女が多く働かれています。お金を扱う銀行でも女が多い。ソフトな対応で仕事ができている。女性のパワーが美しく見えます。そして、目配り、気配り、心配りも得意ではないでしょうか。他にも女性の優れている部分もあります。女性より男より長生きですね。全国平均寿命は女性は85.8歳、男性が78.8歳であるそうです。女が7年は長生きされているようです。熊本県の場合は、女が86.6歳、男が79.2歳だそうです。市町村別では、女が菊陽町の87.5歳、そして長洲町、益城町、城南町、西原村と続いております。男性が1位が益城町80.9歳、2位が菊陽町80.1歳、合志町も80.1歳、富合町79.9歳、熊本市が78.9歳の各ベスト5です。なぜ大津町は近隣の町より平均寿命が短いのでしょうか。この部分を検証してみると、朝早くから食事づくり、子どもの世話、昼間は仕事、夕方は夕食の支度、そして1週間のおかずのメニューづくり、夜は後かたづけ、明日の準備、1日中、目が回るくらいではなかろうか。人間は、体を動かすことで健康の体につながっているかと思えます。その代償として、平均寿命も上がっているのでは。そこで、女性は男性を厨房に取り込んで、長寿を教えて、女の仕事を分け与えて、女、男の平等につなげられないものかと思えます。そういう啓発の勧めで、女性の1日の仕事が軽くなり、家庭もいろんな面でよくなり、多くの女性も結婚したくなり、少子化にストップの歯止めになり、そして男性の平均寿命も近隣の市町村を追い抜くことができるものではないでしょうか。

次に、女性は子育ては大きいのでは。男の子にも子どものときより男女の平等のしつけを勧めて、男の子もも厨房に引き入れて、女の子の育て方同様に教えておけば、大人になってからも自分なりの生き方にプラスになるかと思えます。未来を見据えた子育てを勧めて、21世紀の真の男性像に結びつきたいものです。男女平等の解決がスピードアップできるのではないかと思うものです。町長、男女平等をどう思い、どう勧めて、解決に進みますか。

1問目の質問を終わります。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 藤森議員の男女平等社会の形成についてのご意見を今お伺いしましたけれども、まさしく男女平等は原点により見つめながら進めていかなくちやならないというふうに思っております。国は、少子高齢化や国際社会に対応するための平成11年に男女共同参画社会基本法を制定しております。その中で、県や市町村が男女共同参画推進のために進むべき方向も示されております。また、男女共同参画社会の形成は、男女の人権が尊重されることを旨として行われた、行わなければならないという人権でなく、男女の人権と表現し、基本的な立場を明確にしているところです。大津町におきましても、平成18年に男女共同参画推進プランの改定を行い、その中で男女平等実現を目標の第一に掲げて啓発に努めているところでもあります。そのような中でも、県が平成17年に発表した意識調査の結果を見ますと、男女の地位の平等について、男性が優遇されていると感じている人が

71.8%という結果になっております。議員おっしゃるとおり、社会通念、慣習、しきたりなどの分野で男性優遇と感じている割合が最も高くなっていますが、このことが、男は仕事、女は家庭といった性別役割分担意識につながっており、男女共同参画社会の実現を妨害しているものと思います。学校教育の場においても、男女共同参画社会に向けた教育が進められており、一定の成果を感じているところですが、しかし子どもたちが男女は平等で、男女の別なく個性や能力を発揮できると学校から学んで帰っても、家庭では男だから、女だからと思い通りにならない現実もあり、まさに男女共同参画社会は家庭からの言葉どおり、最も啓発が必要な分野こそ家庭と感じております。議員おっしゃるように、男性も厨房に入ったり、そのような中で男女共同の精神をしっかりと理解していただく、そういうそれぞれの男性についても大分多くなってきておるものと思います。

このような男女平等の実現に向けては、行政のみならず、町民、企業、各種団体、NPO法人など連携しながら様々な取り組みを続けていきたいと思っております。その啓発活動の成果としては、19年度全国調査では、男は仕事、女は家庭という考え方への反対が52.1%で前回調査を3.2%増という結果を生みだしております。この質問は貴重なご意見であり、今後も男女共同参画社会の実現に向け、啓発推進活動を推進していきたいというふうに思っております。大津町についても、やはり今21世紀は人権の世紀と言われるように、そのような形の中で大津町における、まず役場でも同じですけれども、男女共同参画社会をつくっていくために、女性を優遇するとか、男性を優遇することなく、平等に取り扱い、それが原点であり、これまでの過去の歴史から見ると、日本の歴史が多く戦いとかいろんな中での男性の働く場所が決められておるような慣習が今中に、それぞれの心の中にあるんじゃないかなと思います。それをうち破るために、今、大津町の職員についても女性の活動場所は優遇するでなく平等に取り扱いをしております。県の研修につきましても昨年は男性でしたけれども、今年は女性の方を派遣して、そして人材育成を、女性の人材育成も図りながらやらせていただいているところであります。

いろんな面につきまして、小さな面から一つ一つそのような平等に取り扱いながら、女性人材の育成を図っていかなくちゃならないというふうに考えております。

○議長（宇野光廣君） 藤森昭二郎君。

○7番（藤森昭二郎君） 町長の答弁は、私の意見と大体重ね合わせたようなお言葉ではなかったかと察しております。そして私も、またこういうふうにも考えております。私たちの人類の元祖は、発生源はアフリカのようです。人々は貧困の差が大きいようで、ケニアの町のスラム街に住む人々は仕事も少なく、家族が1日の生活費が100円内で済まなくてはならない現状のようです。国連の援助で学校給食が行われているようです。その小さい小学生が学校に行かない、小さい兄弟、病気で仕事ができない母親のため、給食は自分は少し食べて、友達の食べ残しをもらい、家族を支えているような子どもたちもいるようです。かつての戦後の日本の子どもたちが育ってきた光景のようです。私たち日本の男女平等実現に向かって、男は女の1日の生活パターンを知り、男女が協力して真の共同社会に向けて原点より考え、行動できる社会づくりを進めたいものです。男女の無駄な部分を恵まれない人々のために使いたいものです。町長、どう思いますか。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 藤森議員の言われるのに同感でございます。

○議長（宇野光廣君） 藤森昭二郎君。

○7番（藤森昭二郎君） では、2問目の質問を行います。

子どもを一人前に育てるのは大人の責任ということでもあります。近ごろの日本人の精神が減退しているのではないかと思います。かつて世界に誇った初等教育、学力の低下、引きこもり、陰湿ないじめ、出生率低下、自殺率は先進国の中では特に多いようです。日本の風土に根ざした深層心理と近代の日本人が信じることになった関係子弟的な価値観の間の矛盾がありはしないかと思うものです。私は昭和38年より一時期大津にありました熊本県産業開発青年隊訓練所の継承式並びに創立45周年に出席しました。そのとき、会を振り返っての言葉の中で、昨今の社会状況を見ておきますと、悩んでいることばかりです。それは、入所する隊員からはっきり何か伺えます。青年隊員を見てきましたが、無気力で、無関心で、無責任の三無主義をはじめとして、大変厳しいことを言いますが、礼儀知らずの常識なし、真剣さと感謝の心の欠如、学ぶ者の姿勢の欠落、問いかけても反応なし、恥ずかしいことが何か、行動の目的を理解しようとしなないなど、あげればきりがありません。その実態をいくつか紹介しましょう。挨拶は基本中の基本です。未だに恥ずかしさがあります。朝、昼、夜の区別ができない、問いかけても反応しない、無視しているのか、質問ができないのか、ただ黙り込んでいる当然の常識が身に付いていない。これはすべて心に関することで、親が教えるべきことです。自分の子どもがかわいくない親はいないはずですが、仲良しクラブでは責任は果たせません。大部分の修了生が、今、子育ての世代にありますので、青年隊の修了生は頑固一徹を貫く覚悟が必要です。また、母親は賢い母親でなければなりません。それが愛情ではありませんか。一人一人の小さな行動の積み重ねこそが、憂国からの脱却につながるのではないのでしょうか。ということで、私も同じ思いをしておりましたので紹介しました。一体、この日本に何が起きているのか。解決の糸口を探るには日本の風土に根ざした関係思考的な深層心理と近代の日本人が信じることになった関係子弟的な価値観の間の矛盾等に注目したらと思います。日本の文化は、農耕文化で生きてきた協調という美德と習慣を育むことによって、限られた資源で多くの人々の生存を可能にしてきた、この文化は数千年を通して私たちの血となり肉となっている、日本には人間関係の中で自分を見つけ、社会の期待に添うことで生きがいを見出し、仲間と接することで自己研鑽に励むといった深層心理があるようです。一方、日本人は過去100年、百余年わたり西洋の個人主義思想を取り入れてきた、個人主義とは個人に尊厳を置き、それを自他双方に認めることで社会関係をつくりだすための思想であるとのこと。そこで、日本の敷居ある風土で先人たちが体験しての子育ての言い伝えを現代の子育てに合うようにアレンジして、一人前の大人に育てなければならない役目が教育ではないかと思うものです。

五箇条に渡って述べます。

1つ、親や先祖を大切にしましょう。夫婦や兄弟、友達はいつまでも仲良く。

1つ、自分の言動を慎み、全ての人に愛の手を。

1つ、勉学に励み、職業を身につけ、士気を高め、才能を伸ばし、人格の向上に努め、広く世の人々

や社会のために規則に従い、社会の秩序を守り、正しい勇気を持って、世のため、国のために尽くしましょう。

など、私たちが気が付かぬ言葉もあります。21世紀を生きていく後世の人々のためにも、取り入れて残す部分があれば取り入れられたらと思います。そして大津町は町民が生きる喜びあるまちづくりに、会釈、愛嬌が飛び交う町を目指したらと思うものです。そのためにも、大人はもとより、子どもも、教育にも、家庭、学校で協力して進めてもらいたいものである。私はこういう思いで大津の人間形成の現場長である教育長はどう思いを持たれ、どう進めていかれますか。新しく生まれている子どもに、特に教えてもらいたいと思われま。教育長、よろしく。

○議 長（宇野光廣君） 教育長、宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） お答えいたします。

子どもを一人前に育てるのは大人の責任だということでお話をいただきました。昨今の子どもの状況や産業開発青年隊訓練所の隊員の状況もお聞きしましたが、大変、的を射ていたご意見だと思います。戦後60年以上が過ぎ、急速な経済成長を果たし、豊かな国になりましたが、もう一方で失ったものが、藤森議員が述べられたことではないかと思えます。私は常々思うのですが、子どもは時代の子ということです。その時々時代の子どもを育てているということです。ですから、子どもに責任があるのではなく、議員が述べられたように大人の責任だと思います。これまで欧米的な考えをどんどん取り入れてきましたが、その一方で日本的なものが少しずつ失われてきたように感じております。日本の文化は母性的と言われております。母親の包み込むような愛情が日本人の深層心理にはあるように思われます。ある意味で、今の子どもたちは大変厳しい時代に生きているように思えます。戦後の復興に国民が一丸となって頑張り、そして右肩上がりの経済成長の時代に育った私たちとは違い、バブルがはじけ、まじめに働いていれば会社が守ってくれる、安心感のある終身雇用制度が崩れつつあり、会社は若者を教育して人材を育てる体力がなくなって、即戦力の人材が優先され、成果主義や能力主義が導入される時代となっております。その結果、正規社員とパートの間の格差や社員も勝ち組とか負け組とか言われ、ニートやフリーターの言葉が当たり前のように使われております。少なくなる経済のコマを奪い合う競争にさらされるストレスの多い社会になっている気がしております。経済は、国境の垣根がないグローバルな社会となっておりますが、今一度、日本の文化の素晴らしさを見直し、先人の知恵とも言える藤森議員が提案していただきました5項目の目標、これが大津町の子どもたちに血となり肉となるような教育を家庭や学校で一步ずつ進めてまいりたいと考えております。

そういった意味でも、ミニ特区事業は挨拶運動、今、行っております農村地域での子どもから大人まで取り組んでいる農地・水・環境対策などは、地域一丸となった子どもたちの社会教育力を高める1つであると思えます。また、生涯学習関係では、子どもたちの通学合宿やチャレンジキャンプを実施しています。ここでは、宿泊や炊事、買い物、もらい風呂などの生活体験や地域の人との交流を通して、感謝や思いやりの心を育み、また地域の皆さんがボランティアとして参加され、地域の子どもは地域で守り育てていくという意識を子どもたちにも、大人の人にも育ててほしいと思っています。

そのほか、家庭教育学習、講師派遣事業や子育てセミナー、親子ふれあい事業、ジュニアスポーツ教室などを実施していますが、これからも様々な方法で子どもたちが大津に住んでよかったと思えるようなまちづくりを進めてまいりたいと考えているところです。

○議長（宇野光廣君） 藤森昭二郎君。

○7番（藤森昭二郎君） 教育長も私の考えをいくらか取り入れてもらったかなと思っております。私は、また別にこうも考えております。日本の農耕民族の先人がですね、体験上の言葉で、寒い冬が来た年は作物がよくできるそうです。現代の恵まれて幸せな時代の子育ての教育に、何か得るものがあるはしないでしょうか。アメリカでは農薬の使いすぎではないか、作物の受粉を行うミツバチが巣箱よりいなくなっているそうです。それも方向感覚に異常が生じたかと言われていましたね。人間社会でのマスコミ等がありまして、あまくてうまいような映像も多くなりましたね。自由もよいけど、辛い、辛い、渋い、すっぱい、最後に甘い、うまいを教える必要ではないかと思えます。作物の生産、牛乳の生産、日本の工業製品の生産にも日進月歩できめ細かな加工で、安心安全な品物を目指しておられるようです。人間形成の子育ての部分の教育、ミクロの最深部を見つめて進めてはどうかと思えます。こういう部分も学習意欲につながりはしないかと思えます。教育長、どう思われますか。

○議長（宇野光廣君） 教育長、宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） 私も先人の偉大な言葉、昔から伝わっている言葉というものの中に、非常に今もこう取り組んでいかなければならない、ああ、教えられるなというような言葉をたくさん聞いたりしておりますが、今回改めて議員の通告書を読みまして、パッと頭に浮かんだのが、これは東京だったと思いますが、ある中学校の総合学習の時間に取り組んだ「江戸仕草」という言葉です。これは、江戸に住む昔の人たちが共同生活をしていくためにはこういうことを気を付けなければならないということなんですが、ここにちょっと持ってきておりますけれども、一番最後の20が特にその中学校では中心にやっておりました。常に人を思いやれ、傘傾げ、肩引き、拳腰浮かせと。傘傾げというのは、雨の滴がかからないように傘を傾げあって、気配りして往来を歩く仕草ということだそうです。また、肩引きというのは、狭い道ですれちがうとき、肩を引き合って、胸と胸を合わせる格好で通り過ぎる仕草。それから、拳腰浮かせというのは、乗合船で腰の両側に拳を付いて軽く腰を浮かせ、少しずつ幅を詰めながら一人分の空間を作る仕草ということだそうです。これを総合学習のときにその中学校では学習し、体験し、そういう昔からの人たちの知恵を学ぶというようなことを発表しておりました。これを見ますと、この他にも江戸の賢者の知恵というのはたくさんありまして、例えば1番に忙しい、忙しいと言うな。忙しいとは心を無くすことであり、決して自慢できることではないというようなことも書かれています。ついでに、6番目に、はい、はいと2度返事をするな。1度目は了解だが、2度目は迷惑だというようなこと。そのほかにもいろいろ書かれておりますが、ああ、確かにこういうようなことは今の私にも、それから子どもたちにも非常に守っていかなければならない、そういうことを気を付けて生活をするというのは大切なことじゃないかなと、こういうのを、例えば学習指導の時間だったり、それから道徳の時間だったり先生方が子どもたちに少しでも指導していったらいいなというようなことを思っております。

○議 長（宇野光廣君） 藤森昭二郎君。

○7番（藤森昭二郎君） 教育長、そういう一緒になって大津町の子育て、また大津町の心豊かな人間形成につなげたらと思います。

では3問目を行います。

昭和園のトイレについて。昭和園は大津の代表的な公園である。若い方から高齢の方々まで、体を、心を癒されている。障害者トイレは1つあるが、ほかは和式の便器である。年輩者のためにも、3分の1ぐらいは洋式の便器があればとのことを町民の方々から聞きました。私も早速行ってみたら、和式ばかりでした。現代の家庭のトイレにも男女が利用しやすい洋式が多くなっているようです。公園は介護施設を利用されている高齢の方々もマイクロバスで一度に来て利用されることも多くなっているようです。昭和園をはじめ町内の公園も検証してみてもどうかと思うのです。町長にお尋ねします。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 昭和園のトイレの整備でございますけれども、藤森議員言われますように、高齢社会、その中で高齢者の皆さんが日ごろからお見えになられて使用されておりますので、いつ時トイレにお世話になるかわかりませんので、そういう意味におきましては、議員おっしゃるように、今、各家庭において洋式トイレが主流になっておりますので、和式では不便さを感じておられるんじゃないかなという思いをしておりますので、そういう意味におきまして、トイレの改修をしっかりと考えていきたいと思っておりますし、この昭和園につきましても、昭和天皇の行幸の一つである素晴らしい、そして大津町で公園と言えは昭和園というふうに来ておる昭和園でございますので、やはり大津町の大切な公園の1つでありますので、素晴らしい公園にするためには、まずはトイレが一番だろうと思っておりますので、そういう形について十分反省をさせられておりますので、改修関係等については、今後担当の方とご相談しながら、予算の設置をお願いしていきたいというふうに考えております。

○議 長（宇野光廣君） 藤森昭二郎君。

○7番（藤森昭二郎君） 町長からつくるといふことでありまして、喜ばれるかと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議 長（宇野光廣君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後3時38分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

諸 般 の 報 告

- 平成 20 年第 1 回定例会会議録

平成20年第2回大津町議会定例会会議録

平成20年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

平成20年6月16日(月曜日)

出席議員	1 番 鈴 木 ムツヨ 3 番 新 開 則 明 4 番 長谷部 健一郎 5 番 月 尾 純一朗 6 番 坂 本 典 光 7 番 藤 森 昭二朗 8 番 大田黒 英 生 9 番 石 原 大 成 10 番 手 嶋 靖 隆 11 番 永 田 和 彦 12 番 松 永 幸 久 13 番 安 永 美智男 14 番 藤 坂 重 美 15 番 荒 木 俊 彦 16 番 津 田 桂 伸 18 番 宇 野 光 廣
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局 長 松 岡 勇 次 書 記 堀 川 美 紀
地方自治法第121条の規定より説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲 子育て支援課長 大 塚 武 年 副 町 長 宇 野 博 明 総務部総務課長兼 兼ねて地域安全係長 桐 原 則 雄 総 務 部 長 首 藤 誠 治 企画部企画課長 兼ねて財政係長 木 村 誠 企 画 部 長 徳 永 保 則 総 務 部 長 藤 本 聖 二 兼ねて会計課長 西 村 和 正 総務課行政係長 福 祉 部 長 松 永 高 春 教 育 長 宮 崎 廣 行 土 木 部 長 伊 東 貢 教 育 部 長 大 塚 武 年 土木総括審議員 農 業 委 員 会 長 服 部 次 子 土 木 部 長 中 山 誠 也 農 事 務 局 長 併任工業用水道課長 経 済 部 長 西 本 昇 二

平成20年第2回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	審 査 の 結 果	所 管 委 員 会
平成20年 5月16日 請 願 第 2 号	請願第2号、国による公的森林整備の 推進と国有林野事業の健全化を求める 意見書提出を求める請願について	採 択	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成20年 5月29日 請 願 第 3 号	公共下水道設置に関する請願 (楽善区東組)	継 続 審 査	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成20年 5月29日 請 願 第 4 号	公共下水道設置に関する請願 (日吉ヶ丘北組)	継 続 審 査	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成20年 5月30日 陳 情 第 3 号	後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求 める意見書の提出に関する陳情書	継 続 審 査	文 教 厚 生 常 任 委 員 会

会 議 に 付 し た 事 件

議案第41号	スクールバス備品購入について
議案第42号	給食センタースチームコンベクションオープン備品購入について
同意第 2号	大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
同意第 3号	大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議 事 日 程 (第 4 号) 平成 20 年 6 月 16 日 (月) 午前 10 時 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決
- 日程第 3 委員会の閉会中の継続審査申出書について 議 決
- 日程第 4 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議 決
- 日程第 5 発議第 3 号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求め
る意見書の提出について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 6 議案第 4 1 号 スクールバス備品購入について
- 日程第 7 議案第 4 2 号 給食センタースチームコンベクションオープン備品購入につ
いて
- 日程第 8 同意第 2 号 大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることにつ
いて
- 日程第 9 同意第 3 号 大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め
ることについて
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 10 平成 20 年度議員派遣について 議 決
- 日程第 11 人権擁護委員の答申について 質疑、討論、表決
- 日程第 12 大津町農業委員会委員の推薦について 議 決

午後 2 時 00 分 開議

○議 長 (宇野光廣君) 本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (宇野光廣君) 日程第 1 諸般の報告をします。本日の議事日程並びに報告内容及び平成 20 年第 1 回大津町議会定例会の会議録は、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (宇野光廣君) 日程第 2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長手嶋靖隆君。

○**経済建設常任委員長（手嶋靖隆君）** こんにちは。ただいまから経済建設常任委員会に付託されました案件について、委員会での審議の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第34号、議案第37号関連、議案第38号、議案第40号、請願第2号から請願第4号までの7件です。当委員会は、17日午前10時より委員会B室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議の経過、概要と結果を要約してご報告します。

議案第34号、大津町瀬田地区生活改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員より、使用料について1時間につき100円の徴収となっているが、消費税を含めて105円にすべきではないかとの質疑があり、執行部より、他の公民館での事例や支払いの利便性などを考慮して100円としましたとの答弁がありました。

また、委員より、消費税の表示の仕方について、他の分は630円などとなって、明らかに消費税を組んだ額となっており、一貫性がない。利便性を考慮して100円とするのはわかるが、内訳は明確にすべきだとの質疑に対し、執行部より、100円のうち4円が消費税となり、105回使用したところで1万500円となって500円が消費税になりますとの答弁がありました。

採決の結果、議案第34号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号関連、平成20年度一般会計補正予算（1号）について。農業委員会関係、それから農政課関係、商業観光課関係は質疑がありませんでした。

土木部環境保全課関係で、委員より、人件費の補正については理解できるが、悪臭の対策についていろいろと苦情が出ていると聞いている。担当課で把握できているのかとの質疑に対し、執行部より、畜産関係の悪臭については、農政課と連携して対応していますとの答弁がありました。

また、都市計画課関係で、委員より、職員が1名増えているが仕事が増えたのかとの質疑があり、執行部より、部制により1名増えています。部長が専任となったことで部内の連携がよくなっていますとの答弁がありました。

採決の結果、議案第37号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号、大津町公共下水道特別会計補正予算（第1号）について。委員より、職員が1名減となっているが支障はないかとの質疑があり、執行部より、本年度は環境と処理場施設の工事がありますが、処理場の包括的民間委託をしたことにより、事務量の減により係を超えて維持管理の職員が応援していますので支障はありませんとの答弁でした。

採決の結果、議案第38号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第40号、平成20年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について。執行部の説明について質疑はなく、採決の結果、議案第40号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第2号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書提出を求める請願について、委員より、緑資源公団は事件絡みで問題となったが、そうしたところと同じものではな

いか。また、こういった請願は一方的なる意見で反論ができないし無責任だ。実際の数値的な資料を出してもらわないと理解できない。一部の人の意見で税金を使ってまでやるべきことなのか。また、町にとってメリットがあることなのかかわからない。

これに対して委員より、大津町は50%以上が山林である。材木が安くなって、放棄地が増えている。本来、適切な時期に伐採することが必要だ。また、山の管理をすることによって、水源涵養や防災につながっている。緑資源の公団の利権問題もあって、国が一貫して行うということです。委員より、木材価格の低下は国際的問題だ。森林の持つ機能はわかるが、本来、危険なところは行政が把握すべきであり、人から聞いた話だけで恐怖感をあおるのはよくない。温暖化対策というのはわかるが、アメリカや中国は反対しているではないか。大津にとってメリットがあるのかということだ。また、国の予算全体の範囲は決まっているし、これを行うことによって増税されたら納得できない、不満が出るのではないか。

別の委員より、先日人吉に行ったが、林業従事者は50歳の人が一番若くて、跡継ぎがないということだった。そうした面から必要だと思う。

また、討論では、委員より、反対だ、これまで道路についても造れ造れと言ってきた。全体のバランスからしても、本来国がすべきだ。請願している人たちの真意もわからない。

委員より、賛成です。森林の多面的な機能を守る上で必要だ。委員より、公有林は行政でできるか、民有林については国の予算を使ってでも整備が必要であり、賛成します。

委員より、木材が安くて大変困っている。国から補助が必要であり、賛成です。などの討論がありました。採決の結果、請願第2号は、賛成多数で採択すべきものと決しました。

次に、請願第3号及び請願第4号については、当該地域の農振計画の見直しの推移などを見極める必要があるなどの意見が多数出されまして、審議の結果、全員賛成で継続審議とすることに決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（宇野光廣君） 文教厚生常任委員長新開則明君。

○文教厚生常任委員長（新開則明君） こんにちは。ただいまから文教厚生常任委員会の委員長報告を行います。

当委員会に付託されました案件は、議案第36号、議案第37号関連、議案第39号、陳情第3号の4件であります。当委員会は6月11日午前10時より、委員会C室において執行部に説明を求めながら議案の審議を行いました。以下、議案の審議の主な経過と結果についてご報告します。

議案第36号、熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について報告します。

執行部より、平成20年10月5日限りで熊本県後期高齢者医療広域連合から下益城郡富合町の脱退による数の減少と、規約の変更となるという説明がありました。採決の結果、議案第36号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号関連、平成20年度大津町一般会計補正予算（第1号）について報告します。福祉部保健医療課関係。

委員より、共済費が上がってきていますが、職員の給与によって上がっているのですかと質疑があり、執行部より平成20年4月より後期高齢者医療制度が設立されるなど、65歳以上の後期高齢者に係る医療制度が見直されました。その結果、新たに前期高齢者（65～74歳）拠出金、後期高齢者（75歳以上）支援金が発生し、また、職員数の減少等の影響で掛金率が大幅に引き上げられました。また、特定健診などによっても上がってきていますと答弁がありました。

福祉部健康福祉課関係。

委員より、職員の人事異動の内容はどうでしょうかと質疑があり、執行部より、社会福祉総務費については、管理職などの異動によるものです。保健衛生総務費については、医療制度改正に伴い、特定健診・保健指導で保健師等を集めたことによるものと答弁がありました。

子育て支援課関係。

委員より、子育て支援に力を入れての1人増員の費用なのですかと質疑があり、執行部より、係2名を3名への1名増ですが、1名は産休・育休のためですので、実質は2名のままですと答弁がありました。

教育部学校教育課関係。

委員より、中学校司書を月額報酬から日額賃金に変更する理由を教えてくださいと質疑があり、執行部より、中学校司書については本年3月末をもって両校とも定年退職されました。4月からは、1名を新規採用、もう1名を非常勤にて雇用の予定でしたが、今年は大津中で読書教育の研究発表も控えています。また、小中学校の司書が新採と非常勤となってしまうので、経験のある退職者の方に臨時職員として働いてもらうために、賃金の方へ変更させていただきますと答弁がありました。

委員より、防犯カメラの設置計画はどうなっていますか。1校当たり費用はどれくらいですか。設置に対し、国等の補助はありませんか。児童生徒の安全を確保するために、早期に全校に設置を行うべきではありませんかと質疑があり、執行部より、昨年度は大津中と大津北中の2校に設置をし、計画では毎年2校ずつ設置していく予定です。費用は1校当たり150万円ほどかかります。早期設置については検討させていただきたいと思えますと答弁がありました。

教育部生涯学習課関係。

委員より、保健体育総務費で給料の説明欄に職員給1名減となっていますが、業務に支障をきたしていないのですかと質疑があり、執行部より、現在、これまでの生涯スポーツ系の業務を見直すよう検討しています。1名減となり職員2名と臨時職員1名の体制では業務的に厳しいところがありますので、担当課としては改善していただくよう要望しておりますと答弁がありました。

委員より、総合体育館の使用料が大会等で中学生が使用する場合、3万円ほどになると聞いたが高いように思われる。どれ位かかりますかと質疑があり、執行部より、総合体育館の使用料は、バドミントンコート1面1時間200円が基本になっております。大会等でメインアリーナを全面使用しますと、バドミントンコート8面ありますから1時間1千600円になります。8時間で1万2千80

0円になります。夜間や前日の準備も借用するとなると、お尋ねのような金額になることもあると思われまますと答弁がありました。

委員より、生涯学習センター駐車場はどうなっていますかと質疑があり、執行部より、工事期間が6月末となっており、今週から、路盤の舗装をしておりますので、後10日ほどで、完成すると思われまます。と答弁がありました。

採決の結果、議案第37号関連は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号、平成20年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）について報告します。

委員より退職手当の減額はなぜですかと質疑があり、執行部より、包括支援センター職員の人件費で、人事異動に伴う職員の給与の差によるものと答弁がありました。

採決の結果、議案第39号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第3号、後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求める意見書の提出に関する陳情書について報告します。委員より、国の方もまだはっきり決まっていないので、継続審議にしたらどうでしょうか。また委員より、一般の世論も含めて継続審議とすべきではないでしょうかとの意見があり、採決の結果、陳情第3号は全員賛成で継続審議とすべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同を承りますようよろしくお願い申し上げまして、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（宇野光廣君） 総務常任委員長坂本典光君。

○総務常任委員長（坂本典光君） こんにちは。ただいまから、総務常任委員会の委員長報告を行います。

当委員会に付託されました案件は、議案第35号、議案第37号の2件であります。当委員会は、6月11日委員会A室において執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、審議の経過と結果についてご報告します。

議案第35号は、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてであります。10月6日の熊本市と富合町の合併は、総務大臣告示はしてあるかとの質疑に対し、告示は終わっているとの答弁がありました。

採決の結果、議案第35号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号は、平成20年度大津町一般会計補正予算（第1号）についてであります。総務課関連で、総務費一般管理費の職員数が3人減となっている。現状より減ったということか。仕事量は大変ではないかとの質疑に対し、一般管理費は総務課、企画課、会計課の職員分であり、当初見込み32名から29名に減少し、全体的な調整や兼務などで対応しているとの答弁がありました。

退職手当の根拠はどうなっているかとの質疑に対し、月額給料に対して一般職で18%の負担金を払っている。また、退職者がいる場合は、別途特別負担金が発生する。負担率については、組合を構成している市町村の職員の状況を基に、長期計画の中で算定されているとの答弁がありました。

市町村総合事務組合に加入しているメリットは何か。自治体独自で運営しているところはあるのかとの質疑に対し、退職者数が多い年などは組合全体で計算するので、一時的な負担金の増加にならな

くて済む。また熊本県、熊本市が独自で運営しているとの答弁がありました。

給与明細書の共済費が増加しているが、後期高齢者支援分の負担に伴う増加ということかとの質疑に対し、今回、共済費の負担率が上がったのは、医療制度改革などによるものであるとの答弁がありました。

議会事務局関連で、人件費明細書の議員数は18名になっているがとの質疑に対し、本年度は改選の時期であり、16名分に加えて2名分を1ヵ月分計上しているとの答弁がありました。

住民課関連で、住民課予算の職員数が1名増となっている。当初計画どおりなのかとの質疑に対し、障害者雇用による増加だとの答弁がありました。

採決の結果、議案第37号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（宇野光廣君） 以上で、各常任委員長の審査報告は終わりました。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 経済建設常任委員長の報告と、それから文教厚生常任委員会委員長の報告について質疑を行います。

最初に、経済建設常任委員会ですが、請願第3号、請願第4号が継続審議となされておりまして。先ほどの説明で、なぜ継続審議になったのか、ちょっと聞き取りにくいところもありましたので、詳しくご説明をお願いしたいと思います。

それから、文教厚生常任委員会についてであります。陳情第3号で、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出、こちらの陳情書も継続審議となされておりまして、委員が5人いて、誰1人採択をしようという話は、意見は出なかったのかどうかですね。最終的には継続で全員賛成となっておりますが、国の、今、後期高齢者制度の見直しが、今、されているのは私も承知しておりますが、この意見書は中止を求めるという意見書であります。それでありましたら、本来、賛成、反対はそれぞれ委員の判断で当然であります。なぜ継続をしなければならないのか、そこの委員会の中では、審議の意見がどうもよくわかりませんでしたので、もう少し詳しく、委員の意見をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 経済建設常任委員長手嶋靖隆君。

○経済建設常任委員長（手嶋靖隆君） 荒木議員の質疑にお答えします。

請願第3号、第4号につきましては、区域外の下水道の設置のことでしたが、これにつきましては2ヵ所の区から出ておりまして、同じような農振地区に住宅ができたから、それをぜひ下水道を通してくれというような話でございます。しかしながら、いろいろと委員の方からも意見が出まして、また下水道課、それから農政課、いろいろ質問をしながらですね、状況を聞いたわけですけれども、まだ町行政としては、全然区域外ということで考えていなかったと。また、その地区から行政の方にも特別正式な話もなかったということでもございました。今回上がってきたというようなことでもございますが、まず最初、農振も外したところに都市計画ですね、枠組みをつくる、そういうよ

うな形がですね、取ってこなければいけないということが1つの大きな難でございましたし、特に農地、農振の見直しと、それから都市計画の見直し、これを並行しながら進めていく必要があるという意見が出まして、この計画にあたってはですね、農振の推移を見守りながら今後検討していった方がいいんじゃないかなど。そうしないと、こういう形で出てきますと、各方面でですね、そのことが波及していくということですね。それがいかんのではないかというような皆さんの意見でした。まず、農振除外地区にするということと、それから都市計画の見直しをですね、まずすると。そして、用途地域の変更をしながらという一つの基本的な段取りをしてですね、下水道の計画を立てる必要があるというような意見でですね、今回は一応継続しようと、そして十分調査しながら検討したいというような皆さんの意見でございましたので、申し上げておきたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 文教厚生常任委員長新開則明君。

○文教厚生常任委員長（新開則明君） 陳情第3号の後期高齢者医療制度の中止撤廃を求める意見書の提出に関する陳情書についてでございますけれども、これはもともと国の方策でありまして、現在も今、改善策が検討されております。この陳情、いわゆる制度のですね、中止撤廃を求める陳情書には、何もその改善策が書いてないと、示してないと、反対する対案も出してないのに、どうして審議ができるのかということもありました。それで、まだ本来、国の方がまだはっきり決まっていないので、これはもう当然継続審議にするべきだという意見がほかにあったようです。

以上でございます。

○議長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） この文教厚生常任委員会の中でですね、今言われた委員の意見は、国の方針が、今、改善策が進められているからという意見と、一般世論が先ほど言われたのは、熟していないということですかね。その委員が出した意見をですね、いくつかあったかと思っておりますけれども、ほかにあれば、意見ですよ、委員の、委員会の意見。それと、採択をしたらどうかと、3月に1回、私は請願で出したときは不採択になっているわけですよ。今回は継続と。なぜ継続、反対なら反対で、それは別に当然のことです。賛成、反対は。議員それぞれが判断することではありますが、採択をして決着を付けるべきであるという意見はなかったのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 文教厚生常任委員長新開則明君。

○文教厚生常任委員長（新開則明君） 陳情第3号につきましては、賛成しようという意見はございませんでした。

○15番（荒木俊彦君） いやいや、採決しようという。

○文教厚生常任委員長（新開則明君） 採決しようという案はありませんでした。

○15番（荒木俊彦君） なかった。

○文教厚生常任委員長（新開則明君） はい。

○議長（宇野光廣君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第34号、大津町瀬田地区生活改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、及び議案第36号、熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についての2件を一括して採決します。この採決は、簡易表決によって行います。

お諮りします。各議案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号及び議案第36号の2件は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号、平成20年度大津町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、議案第37号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号、平成20年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてから、議案第40号、平成20年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についての3件を一括して採決します。この採決は、簡易表決によって行います。

お諮りします。各議案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号から議案第40号の3件は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願・陳情を採決します。請願・陳情審査報告書は、議席に配付のとおりです。請願第2号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書提出を求める請願についてを採

決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（宇野光廣君） 起立多数です。したがって、請願第2号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書提出を求める請願については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第3 委員会の閉会中の継続審査申出書について

○議 長（宇野光廣君） 日程第3、委員会の閉会中の継続審査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定しました。

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議 長（宇野光廣君） 日程第4、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

日程第5 発議第3号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について

○議 長（宇野光廣君） 日程第5、発議第3号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

発議第3号提出者、鈴木ムツヨさん。

○1番（鈴木ムツヨさん） 皆さん、こんにちは。発議第3号を案文の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中でグローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられています。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っています。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、更には、過疎化・高齢化が進む中で、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取組が極めて重要となっています。

このような時期に、国有林野事業は、いわゆる「行政改革推進法（平成18年6月）」に基づき業務・組織の見直しが予定されており、また、旧（独）緑資源機構は「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月）」に基づき19年度末で解散し、水源林造成事業等は（独）森林総合研究所に継承させる措置が講ぜられたところです。

今後の林政の展開に当たっては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に、国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、更には、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十全に寄与出来るよう、下記事項の実現に向け、特段のご尽力を賜りますよう切に要望いたします。

記

- 1 森林吸収源対策を着実に推進するため環境税等税制上の措置を含め安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出
- 2 緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、更には木材のバイオマス利用の促進等により間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興
- 3 計画的に水源林造成事業を含めた公的森林整備を推進するための組織体制の確保及び施業放棄地等民間による森林整備が困難な地域における国の関与の下での森林整備制度の創設
- 4 国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林・林業担い手の育成と地域活性化への寄与

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年6月16日

熊本県菊池郡大津町議会

議長 宇野光廣

提出先、内閣総理大臣、福田康夫様、ほか記載のとおりです。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 発議第3号に対して、反対の立場から討論をいたします。

経済建設常任委員会に請願が上がってきまして、いろいろな意見を出したところではありますが、先ほどの委員長の中でいくつか述べられました。要は、この請願の問題点というものがありまして、本来、賛成、反対、決めるときには片方の意見だけで決めてはならないと思います。請願を上げる側の意見、そしてその相手方となる国ですね、国の意見、国は何でこういうふうな予算配分をしたのか、そういったものを聞かなければ、中立な立場で判断を下すことはできない。片方の意見だけ聞いて、文面だけ読んで、これはいい意見だと安易に決定するのはよくないと思います。裁判でも何でも、いろんな事件があったときには双方の意見を聞いて決めるものであるということです。そしてまた、今の発議の提出の朗読の中で言われました、国は平成18年度にいろんな改革をしたと。結局、これに対する不平不満の意見とも取れます。ですから、自分たちのところに国の予算をくれと、この1番の要旨なんて、安定的な財源を確保してくれとか、私は少々ずうずうしさを感じます。そしてまた、国の各省庁は、綿密な計算の上にデータを出して、そして全体を見渡して財務省なんなりが財源配分をするということです。ですから、税収やいろんな料金の国の財源というものは決まっています。それを自分だけくれというのは、あまりにも乱暴だと思います。こちらの方に財源が配分されて、福祉や教育の財源が削ざられたらどうでしょう。財源は決まっているんです。そういうことを考えれば、やはり双方の意見を聞かなければ、こういう請願は判断することができない、そう思います。ですから、こういった請願が出てくるときに、私が非常に危険だと思うことは、各省庁の予算の取り合い、そういったものに加勢するものになってはいけないと思います。全体を見渡して公平で中立な立場を我が議会は持つべきではないでしょうか。予算を優位に進めるために、こういう請願書を出して、各省庁でこういった事由がありますよということをつくって、予算を優位に配分させようというような意図とも取られてもおかしくないと思います。

そういう意味合いにおきまして、この発議第3号は通すべきではないと私は思います。そういうことから、私はこの発議第3号に対して反対の立場を表明するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議 長（宇野光廣君） 他に討論はありませんか。

石原大成君。

○9番（石原大成君） こんにちは。発議第3号に賛成の立場から討論をいたします。

森林には、水源の涵養、山地災害の防止、自然環境や生活環境の保全、二酸化炭素の吸収、林産物供給など、多様な機能があります。森林を構成する木は、生育に長期を必要とすることから、伐採後に放置されたり、必要な管理や手入れを行われず、一度荒廃すると森林機能が長期にわたり損なわれてしまいます。県内でも間伐による荒廃で森林機能の維持ができない地域が出てきており、今後の森

林の有する公益機能への影響が大変心配されるところであります。林業という側面から見て、植栽管理は回収まで長期にわたる特質があり、ともすれば無計画な伐採が行われる危険性など、森林の生産力の低下を招く懸念もされます。また、国民ニーズが多様化、高度化している一方で、木材価格の低下など、林業の採算性の悪化や森林整備を支えてきた山村地域の過疎化、高齢化が進み、間伐が行われない人口林が見られるなどの状況があります。森林の多面的機能の継続的な波及は、国民生活や国民経済の安定に欠くことができません。健全な森林を計画的に育成し、維持していくことは、国民的、政策的な課題であります。また、地球規模での自然破壊が進む中、地球温暖化、生態系への影響、また森林伐採による土地の荒廃など、地球規模での砂漠化現象が進んでおり、1年の間に600万ヘクタールが砂漠化されていると言われております。これは九州と四国を合わせた面積と同程度の広さであり、このような深刻な環境問題に対する重要課題の中、森林整備及び自然環境や生活環境などの安全で安心できる国民の暮らしを守るために重要な役割を果たす水源と広域森林の整備、地域林業、木材産業の振興を通じ、山村活性化などの実現に向けた要望を行うことは大変重要だと思っております。

したがって、この意見書に対して賛成の立場を表明するものであります。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 他に討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発議第3号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出についてを採決します。この採決は、起立によって行います。発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（宇野光廣君） 起立多数です。したがって、発議第3号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第41号から日程第9 同意第3号まで一括上程

提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議長（宇野光廣君） 日程第6、議案第41号、スクールバス備品購入についてから、日程第9、同意第3号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての4件を一括して議題します。

お諮りします。議案第41号から同意第3号までの4件は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号から同意第3号までの4件は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆様、こんにちは。本定例会に追加議会を提案申し上げます前に、一言お礼を申し上げます。本定例会にご提案申し上げました、全ての案件につきまして、ご承認、ご議決をいただき、誠にありがとうございました。議員の皆様のご指導、ご助言をよろしくお願い申し上げます。

では早速、追加提案いたしました案件の提案理由を説明申し上げます。

議案第41号、スクールバス備品購入についてでございますが、スクールバスが購入後16年以上経過し、老朽化し、支障をきたしているために購入するものでございます。

次に、議案第42号、給食センタースチームコンベクションオープン備品購入についてでございますが、焼き物機及び蒸し機が購入後18年以上経過し、老朽化し、支障をきたしているため、スチームコンベクションオープンを購入するものでございます。

議案第41号における、選定業者につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、見積徴収した結果、熊本市南高江3丁目2番105号、いすゞ自動車南九州株式会社、熊本事業部、事業部長、小田光雄様から、1千354万5千円で、議案第42号における指名業者につきましては、専門性や実績等を総合的に勘案し、5月28日に指名競争入札を実施し、入札の結果、熊本市湖東3-3-1第2藤山ビル102、日本調理機株式会社熊本営業所、所長、納富健一郎様から1千596万円で購入契約を締結したいと思っておりますので、議案第41号及び議案第42号は、公有財産の取得でございますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、同意第2号、大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてでございますが、現評価員の西村和正様より辞任の申し出がございましたので、新たに菊池郡大津町大字杉水2290番地3、田中令児様を固定資産評価員として選任いたしたいと思っております。今回、固定資産評価員としてお願いします田中令児様は、大津町役場の税務課長として固定資産の評価に関する知識及び経験を持たれ、固定資産評価員として適任と存じます。選任につきましては、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意第3号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、現審査委員会委員の豊岡吾朗様が平成20年6月20日で任期満了になりますので、再度、菊池郡大津町大字杉水242番地、豊岡吾朗様を固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたいと思っております。豊岡吾郎様は、長年、大津町役場の職員としてご勤務され、固定資産の評価について学識経験を持たれ、固定資産評価審査委員会の委員として適任と存じます。選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、案件につきまして、提案理由の説明を申し上げますが、ご審議の上、ご議決、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、契約案件につきましては、所管部長をして詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（宇野光廣君） 教育部長大塚武年君。

○教育部長（大塚武年君） 追加議案の第41号、スクールバス備品購入についてご説明を申し上げます。

議案集の1ページをお願いいたします。今回ご提案申し上げますのは、スクールバスの備品購入で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に定める予定価格700万円以上の動産の購入でございますので、議会の議決を求めるものでございます。

説明資料によりご説明を申し上げます。説明資料の1ページをお願いいたします。備品購入の概要及び見積もり結果でございます。まず、備品名はスクールバスでございます。次に、内容でございますか、1の定員は57人乗りで、客席が37、立ち席が19、乗務員1。立ち席はパイプ式でございます。最大座席数につきましては、補助席を含めまして46席でございます。2の最大出力は225馬力相当。3で車体のデザイン、表示等を示しております。4で、乗車ドアは自動スイング扉でございます。5、電動リモコンミラー、6、バックアイカメラと液晶モニターが付いております。7がオートクローラーでございます。8の座席、9のフロントガラス、10のサイド及びリアガラス、11のタイヤ、12のトランクスペースについては、内容をこちらに記載しております。13がバスの大きさでございます。全長が8.990メートル、高さが3.035メートル、幅が2.340メートルでございます。一番下に予定価格で1千420万円でございます。購入金額につきましては、1千354万5千円です。納期でございますが、納期は議会議決承認後から平成20年10月の16日でございます。契約の相手方でございますが、熊本市南高江3丁目2番105号、いすゞ自動車南九州株式会社、熊本事業部、代表者、小田光雄様でございます。今回のスクールバス運行につきましては、国内のバスメーカー4社ございますけれども、うち1社につきましては中型バスの製造がありませんので、中型バスを製造しております県内の3社、記載しております熊本日野自動車株式会社大津支店、それから九州日産ディーゼル株式会社熊本販売本社熊本支店、それからいすゞ自動車南九州株式会社熊本事業部を選定業者といたしました。そのうち、九州日産ディーゼルにつきましては、乗車定員を満たすといえますか、そういう車種の製作ができないということで辞退されましたので、熊本日野自動車、それからいすゞ自動車の見積もりによる入札を行いまして、見積もり金額最低価格のいすゞ自動車南九州株式会社熊本事業部を契約の相手方、そして購入しようとするものでございます。

説明資料の2ページでございますが、後ろはこのスクールバスの標準仕様書による見積もり代をお願いいたしましたもので、先ほど内容をご説明したものと同様でございます。

それから、資料3につきましては、バスの外観を記載をいたしております。先ほど申しました全幅、それから全長、座席図でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 議案第42号、給食センタースチームコンベクションオープン備品購入についてご説明します。

議案集の3ページと説明資料の方は4ページをお願いします。説明資料によりご説明いたします。4ページの備品購入の概要及び入札結果でございます。備品名は、給食センタースチームコンベクシヨ

ンオープンでございます。内容ですが、1、ガス式スチームコンベクション4台、ロールインカート2台、3、万能トレイ120枚、4、ノンステックシートパン120枚、5、電気式消毒保管器1台でございます。購入金額は1千596万円です。

次に、納期は議会議決承認後から平成20年8月20日までといたしております。契約の相手方は、熊本市湖東3-3-1第2藤山ビル102、日本調理機株式会社熊本営業所所長、納富健一郎様でございます。指名業者につきましては、県内地場調理器メーカー1社と全国展開をしている国内メーカー7社の8社を指名しております。指名業者及び入札価格につきましては、記載のとおりでございます。なお、予定価格は2千69万円です。

次に、5ページをお願いします。このスチームコンベクションオープンは、焼く、蒸す、蒸し焼きから低温、高温の蒸し、再加熱までできる幅広い機能のある加熱調理器になります。先ほど給食センターの焼き物器と蒸し器が18年経ちまして老朽化いたしましたので、別々だったのですけれども、これを一体化させたもので、両方の役割をこの機械でできるということになります。上の写真、①がスチームコンベクションです。これを4台購入いたします。右下の方に①とありますが、これもスチームコンベクションですが、今回購入いたしますのは上の①、写真①であります。4台です。

次に、左上の写真3が万能トレイ、それから④がノンスティックシートパンで、いずれもそれぞれ120枚購入いたします。下の表にシュウマイ、プリン、ハンバーグなどの調理例を紹介しております。

次に、6ページをお願いいたします。当町、学校給食センターの平面図を掲載しております。今回、購入のスチームコンベクションの配置位置を枠囲みで示しております。それから、下の写真②はロールインカートで、先ほど申しました2台を購入するものです。スチームコンベクションで調理中に次の準備のためにこの棚に調理するものを準備して、調理終了した機械の空いたところから次々に補充していくということで、そのまま、カートのまま入れるものです。

それから、写真⑤の機械は、電気式消毒器です。これは1台購入の予定です。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（宇野光廣君） これで、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 追加議案第42号について質疑いたします。

4ページあたり見てみますれば、かなり値段のばらつきがあるということで、5ページ、6ページあたり見てみますと、ここで疑義にあたるものは、各社サイズ、仕様、いろいろ特徴があると思われませんが、そういったときに値段というはかり方は、ただ単にひとつの高いか安いかなですね。仕上がりがおいしいか、おいしくないかというのも一つの考え方でしょうし、時間的なものが用意ドンで調理したときに、例えば100人前を調理したときに、一方は10分、一方は5分とか差がつくかもしれません。そして消費熱量ですね、電気代、ガス台、いくらかかるのか。そして、耐久あたりを何年あたり考えておられるのか。そして、年間のそういった燃料費あたりの差あたりは出すべきではないでしょうか。そういったデータがありましたならば、示していただきたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 教育部長大塚武年君。

○教育部長（大塚武年君） 永田議員のご質疑にお答えいたします。

まず、スチームコンベクションにつきましては、大体同じような型で見積もりをお願いしております。業者につきましては、このような形で内容を示しましてお願いをしております。若干、差がありますけれども、大体同じような形式だというふうに考えております。このスチームコンベクションにつきましては、こちらに出ております指名業者にこれらの型でお願いするということで入札をしていただきました。

それから、年数につきましては、ちょっと私も手元に持ちませんが、大体今までの分の連続焼き物器、蒸し器が大体18年ぐらい経過しております。非常に老朽化しておりますけれども、まだ少し使える部分がありますけれども、非常に衛生的も悪くなりましたので、今回変えますので、同じような年数が保てるんじゃないかなという気持ちを持っております。

それからあと1つ、ガスと電気による2つの方式がありましたけれども、今回ガス方式を使用しております。と申しますのが、現在給食センターの電気につきましては、キュービックの電力偏光器の利用率が130ぐらいで超過しております、今、非常に、高い値を示しておりますので、もしこのスチームコンベクションを電気式にすると、そのキュービック、それから動力変圧器というのが交換に4、500万円費用がかかるという見積もりが出ておりましたので、今回業者をお願いしたのはガス式のスチームコンベクションのオープンをお願いいたしますということで入札をさせていただきました。

以上でございます。

○11番（永田和彦君） 効率的なものは、比較はしとるとですか。

○教育部長（大塚武年君） 効率的なものにつきましては、その電気とガスの効率だけでございます。

○11番（永田和彦君） その結果を言って下さいよ。

○教育部長（大塚武年君） ですから今言いましたように、ガスの方がですね、電気よりも今の設備機器を考えた場合に安くなるということでございます。

○議長（宇野光廣君） 永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 各社のですね、特徴あたりを打ち出して、特にこのスチームコンベクションですか、こういったやつは、例えば18年間使用するとするならば、その燃料の消費あたりの18年と言えば、かなりの差が付くと思うんですよ。100万、200万ぐらいではないと思いますよ。ですから、本来ならばここで綿密なる計算をしなければならぬ。その計算をきちんとしなければ、各社のですね、比較検討をしなければ、こういったものは通せないんですね、それだけ長期に使う品物ならば。ですから、各社の、例えばなんですか、シューマイとか、プリンとか、ハンバーグとか書いてありますね。このときにヨーイドンしたときに、例えば10分と8分と7分だったとか、そういうふうになれば、年間を通せば多大な時間の浪費になるし、燃料もそういう形で長く使ってしまうということになるんじゃないですか。そういった比較検討の資料を提示していただけないかと言ったんです。ですから、ここは、結局、追加議案で持ってきておられますね。こういったものは、本来な

らば委員会付託して、綿密なる調査をしなければならないんですよ。だから、本会議場でこういった形で聞かなくてはならない。ですから、そういった資料をまず提示していただきたいと思いますので、あるならば各メーカーの優劣をですね、示す数字的なもの、そういったものをちょっと示して下さい。

○議長（宇野光廣君） 教育部長大塚武年君。

○教育部長（大塚武年君） 再質疑にお答えします。

各メーカーの内容ということでございますけれども、私ども先ほど申しましたように、仕様内容ですね、各メーカーにお示しをしておりますので、それに基づき入札をしたところでございます。先ほどスチームコンベクションのガス、それから電気等もありましたけれども、ジェット噴射式の焼き物器と、それから加熱方式の違いということでいろいろ方式があるんですけれども、スチームオープンの場合に熱がファンの対流ということで、その風量あたりもですね、強弱選べるということで、デリケートな食材とかですね、そういうものも最低なコンディションで焼け上がると。その他、ジェット噴射式の焼き物器の場合は、直接食材にその熱が吹き当てられますので、ぱさつきが出るとか、そういうことがございますので、今回、スチームコンベクションオープンということで各メーカーの方に仕様書を示しまして入札を行いました。従いまして、各メーカーのですね、それぞれのメーカーのスチームオープンについての資料というのは取っておりません。

○議長（宇野光廣君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 追加議案の42号に対して、反対の立場から討論をいたします。

追加議案で出てくるからには、質疑もないような内容かなと思いますれば、今、質疑したとおり、検討のやり方が非常にまずい。そこが、民間と公的機関の違いじゃないでしょうか。民間のこういったご商売、飲食店関係は、そういったところをですね、綿密に計算するんです。これは固定経費になりますから、同じ1つの品物づくりに対してですね、原価がいくらになるかというのを打ち出すんです。今の説明の中では、仕様はそういった形で要求したと。しかし、こういったものは、先ほどの説明の中では18年ほどを考えていると、使用期間というのはですね。大きな差が出てしまいます。この入札金額あたりもかなり差が、安いところから高いところまで5、600万円ですね、差が出ておりますが、結果としてこの高いところの方が逆転する可能性というのも考えられなくはないというふうになってしまいます。ですから、そういったデータをするために、皆さんはおられるわけですよ。どの角度から考えても、この商品が値段も安くて、性能もよくて、いろんな効率もよくて、またその働いている方々にも負担をかけないとか、いろんな形でですね、検討するのがこういった、長く使うものは特にです。先ほどの説明で賛同するわけにはいかないわけです。そのために、我々議員はここにいるわけではないでしょうか。

この42号に対して、ただいまのような理由から反対をいたします。議員各位のご賛同をよろしく

お願い申し上げます。

○議 長（宇野光廣君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） 他に討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第41号、スクールバス備品購入についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第41号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号、給食センタースチームコンベクションオープン備品購入についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（宇野光廣君） 起立多数です。したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

次に、同意第2号、大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、同意第2号、大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

同意第3号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、同意第3号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

日程第10 平成20年度議員派遣について

○議 長（宇野光廣君） 日程第10、平成20年度議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、議席に配付しましたとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。したがって、平成20年度議員派遣については、議席に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第11 人権擁護委員の答申について

○議 長（宇野光廣君） 日程第11、人権擁護委員の答申についてを議題とします。町長から議席に配付のとおり、人権擁護委員の推薦について意見を求める件が提出されております。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。本件は、議席に配付しました答申案のとおり、杉水伸勝君、家入静美さん、原田スエ子さんを答申したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。したがって、本件は議席に配付しました答申案のとおり、杉水伸勝君、家入静美さん、原田スエ子さんを答申することに決定しました。

日程第12 大津町農業委員会委員の推薦について

○議 長（宇野光廣君） 日程第12、大津町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。お諮りします。推薦の方法は指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。したがって、推薦の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

議会推薦の農業委員会委員は3人とし、合志百合子さん、津田桂伸君、藤森昭二郎君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました3名の方を農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました合志百合子さん、津田桂伸君、藤森昭二郎君を推薦することに決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

以上で会議を閉じます。

平成20年第2回大津町議会定例会を閉会します。

午後3時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年6月16日

大津町議会議員 宇野光廣

大津町議会議員 永田和彦

大津町議会議員 松永幸久